

# 福井県地域防災計画 改定案 新旧対照表

( 本編、震災対策編、雪害対策編、原子力災害対策編 )

# 目次

本	編	1
震災対策編		1 7
雪害対策編		3 1
原子力災害対策編		3 5

福井県地域防災計画（本編） 新旧対照表

現 行	改 定 案																												
<p>福井県地域防災計画（本編）</p> <p>第1章 総則 第1～3節（略）</p> <p>第4節 防災関係機関の処理すべき事務または業務の大綱 第1～2（略）</p> <p>第3 処理すべき事務または業務の大綱 (1)～(2)(略) (3) 指定地方行政機関</p> <table border="1" data-bbox="174 488 1070 1487"> <tr> <td>1～3（略）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>4. 近畿厚生局</td> <td>(1) 国立病院の避難施設等の整備と防災訓練の指導 (2) 災害時における国立病院収容患者の医療等の指示・調整 (3) 災害による負傷者等の国立病院における医療、財政、その他救助の指示・調整</td> </tr> <tr> <td>5（略）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>6. 北陸農政局 (福井地域センター)</td> <td>(1)～(5)(略)</td> </tr> <tr> <td>7～16（略）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>17 東京管区気象台(福井地方気象台)</td> <td>(1) 気象、地象、水象の観測およびその成果の収集、発表 (2) 気象業務に必要な観測体制の充実および予報、通信等の施設および設備の整備 (3) 気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る）、水象の予報および特別警報・警報・注意報、ならびに台風、大雨、竜巻等突風に関する情報等の適時・的確な防災機関への伝達、およびこれらの機関や報道機関を通じた住民への周知 (4) 気象庁が発表する緊急地震速報（警報）の利用の心得などの周知・広報 (5) 市町が行う避難勧告等の判断・伝達マニュアルやハザードマップ等の作成に関する技術的な支援・協力 (6) 災害の発生が予想されるときや、災害発生時において、県や市町に対する気象状況の推移やその予想の解説等の適宜実施 (7) 県や市町、その他の防災関係機関との連携による防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発活動の実施</td> </tr> <tr> <td>18～19（略）</td> <td></td> </tr> </table>	1～3（略）		4. 近畿厚生局	(1) 国立病院の避難施設等の整備と防災訓練の指導 (2) 災害時における国立病院収容患者の医療等の指示・調整 (3) 災害による負傷者等の国立病院における医療、財政、その他救助の指示・調整	5（略）		6. 北陸農政局 (福井地域センター)	(1)～(5)(略)	7～16（略）		17 東京管区気象台(福井地方気象台)	(1) 気象、地象、水象の観測およびその成果の収集、発表 (2) 気象業務に必要な観測体制の充実および予報、通信等の施設および設備の整備 (3) 気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る）、水象の予報および特別警報・警報・注意報、ならびに台風、大雨、竜巻等突風に関する情報等の適時・的確な防災機関への伝達、およびこれらの機関や報道機関を通じた住民への周知 (4) 気象庁が発表する緊急地震速報（警報）の利用の心得などの周知・広報 (5) 市町が行う避難勧告等の判断・伝達マニュアルやハザードマップ等の作成に関する技術的な支援・協力 (6) 災害の発生が予想されるときや、災害発生時において、県や市町に対する気象状況の推移やその予想の解説等の適宜実施 (7) 県や市町、その他の防災関係機関との連携による防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発活動の実施	18～19（略）		<p>福井県地域防災計画（本編）</p> <p>第1章 総則 第1～3節（略）</p> <p>第4節 防災関係機関の処理すべき事務または業務の大綱 第1～2（略）</p> <p>第3 処理すべき事務または業務の大綱 (1)～(2)(略) (3) 指定地方行政機関</p> <table border="1" data-bbox="1187 488 2105 1487"> <tr> <td>1～3（略）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>4. 近畿厚生局</td> <td>(1) 救援等に係る情報の収集および提供</td> </tr> <tr> <td>5（略）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>6. 北陸農政局 (福井支局)</td> <td>(1)～(5)(略)</td> </tr> <tr> <td>7～16（略）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>17 東京管区気象台(福井地方気象台)</td> <td>(1) 気象、地象、水象の観測およびその成果の収集、発表 (2) 気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る）、水象の予報・警報等の防災情報の発表、伝達及び解説 (3) 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備 (4) 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言の実施 (5) 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発の実施</td> </tr> <tr> <td>18～19（略）</td> <td></td> </tr> </table>	1～3（略）		4. 近畿厚生局	(1) 救援等に係る情報の収集および提供	5（略）		6. 北陸農政局 (福井支局)	(1)～(5)(略)	7～16（略）		17 東京管区気象台(福井地方気象台)	(1) 気象、地象、水象の観測およびその成果の収集、発表 (2) 気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る）、水象の予報・警報等の防災情報の発表、伝達及び解説 (3) 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備 (4) 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言の実施 (5) 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発の実施	18～19（略）	
1～3（略）																													
4. 近畿厚生局	(1) 国立病院の避難施設等の整備と防災訓練の指導 (2) 災害時における国立病院収容患者の医療等の指示・調整 (3) 災害による負傷者等の国立病院における医療、財政、その他救助の指示・調整																												
5（略）																													
6. 北陸農政局 (福井地域センター)	(1)～(5)(略)																												
7～16（略）																													
17 東京管区気象台(福井地方気象台)	(1) 気象、地象、水象の観測およびその成果の収集、発表 (2) 気象業務に必要な観測体制の充実および予報、通信等の施設および設備の整備 (3) 気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る）、水象の予報および特別警報・警報・注意報、ならびに台風、大雨、竜巻等突風に関する情報等の適時・的確な防災機関への伝達、およびこれらの機関や報道機関を通じた住民への周知 (4) 気象庁が発表する緊急地震速報（警報）の利用の心得などの周知・広報 (5) 市町が行う避難勧告等の判断・伝達マニュアルやハザードマップ等の作成に関する技術的な支援・協力 (6) 災害の発生が予想されるときや、災害発生時において、県や市町に対する気象状況の推移やその予想の解説等の適宜実施 (7) 県や市町、その他の防災関係機関との連携による防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発活動の実施																												
18～19（略）																													
1～3（略）																													
4. 近畿厚生局	(1) 救援等に係る情報の収集および提供																												
5（略）																													
6. 北陸農政局 (福井支局)	(1)～(5)(略)																												
7～16（略）																													
17 東京管区気象台(福井地方気象台)	(1) 気象、地象、水象の観測およびその成果の収集、発表 (2) 気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る）、水象の予報・警報等の防災情報の発表、伝達及び解説 (3) 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備 (4) 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言の実施 (5) 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発の実施																												
18～19（略）																													

福井県地域防災計画（本編） 新旧対照表

現 行	改定案								
<p>(4)(略)</p> <p>(5) 指定公共機関および指定地方公共機関</p> <table border="1" data-bbox="174 252 1070 491"> <tr> <td data-bbox="174 252 521 448">                     1. 電気通信関係機関                      西日本電信電話(株)(福井支店)                      (株)NTTドコモ                      KDDI(株)(北陸総支社)                      ソフトバンク(株)(地域総務部(北陸))                      ソフトバンク(株)(地域総務部(北陸))                 </td> <td data-bbox="521 252 1070 448">                     (1) 電気通信施設の整備および防災管理                      (2) 災害時における優先通信の確保                      (3) 被災通信施設の復旧                 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="174 448 521 491">2~12(略)</td> <td data-bbox="521 448 1070 491"></td> </tr> </table> <p>(6)(略)</p> <p>第2章 災害予防計画</p> <p>第1節 (略)</p> <p>第2節 高波等災害予防計画</p> <p>第1~2(略)</p> <p>第3 警戒避難体制の整備</p> <p>(1)~(2)(略)</p> <p>第3節 土砂災害予防計画</p> <p>第1~2(略)</p> <p>第3 土砂災害警戒区域の指定等</p> <p>県は、土砂災害のおそれのある区域について警戒避難体制を整備するため、基礎調査結果を公表するとともに、土砂災害警戒区域を指定し、インターネット等により公表する。あわせて、市町へ警戒区域に関する情報を提供する。</p> <p>(1) 土砂災害警戒区域のうち、土砂災害により著しい危害が生じるおそれのある区域を土砂災害特別警戒区域として指定し、次の措置を講ずる。</p> <p>住宅地分譲地、社会福祉施設等のための開発行為に関する許可          建築基準法に基づく建築物の構造規制</p> <p>__ 土砂災害時に著しい損壊が生じる建築物に対する移転等の勧告          __ 区域外への移転者等への支援措置</p> <p>(2)(略)</p> <p>第4(略)</p> <p>第5 警戒避難体制の整備</p> <p>市町は、警戒区域ごとに土砂災害に関する情報の収集および伝達、予報または警報の発令・伝達、避難、救助その他土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項について地域防災計画に定めるとともに、情報伝達方法、避難場所および避難経路に関する事項、避難訓練の実施に関する事項その他警戒区域における円滑な警戒避難が行われるために必要な事項について住民に周知するよう努めるものとする。</p> <p>特に、警戒区域内に社会福祉施設、病院、幼稚園、学校等の要配慮者利用施設があるときには、当該施設の利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう、施設ごとに予警報の伝達方法を定めるものとする。</p>	1. 電気通信関係機関 西日本電信電話(株)(福井支店) (株)NTTドコモ KDDI(株)(北陸総支社) ソフトバンク(株)(地域総務部(北陸)) ソフトバンク(株)(地域総務部(北陸))	(1) 電気通信施設の整備および防災管理 (2) 災害時における優先通信の確保 (3) 被災通信施設の復旧	2~12(略)		<p>(4)(略)</p> <p>(5) 指定公共機関および指定地方公共機関</p> <table border="1" data-bbox="1205 252 2101 491"> <tr> <td data-bbox="1205 252 1552 448">                     1. 電気通信関係機関                      西日本電信電話(株)(福井支店)                      (株)NTTドコモ                      KDDI(株)(北陸総支社)                      ソフトバンク(株)                 </td> <td data-bbox="1552 252 2101 448">                     (1) 電気通信施設の整備および防災管理                      (2) 災害時における優先通信の確保                      (3) 被災通信施設の復旧                 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1205 448 1552 491">2~12(略)</td> <td data-bbox="1552 448 2101 491"></td> </tr> </table> <p>(6)(略)</p> <p>第2章 災害予防計画</p> <p>第1節 (略)</p> <p>第2節 高波等災害予防計画</p> <p>第1~2(略)</p> <p>第3 警戒避難体制の整備</p> <p>(1)~(2)(略)</p> <p><u>(3) 市町は、高潮災害に対する住民の警戒避難体制として、高潮警報等が発表された場合に直ちに避難勧告等を発令することを基本とした具体的な避難勧告等の発令基準を設定するものとする。また、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じ見直すよう努めるものとする。</u></p> <p>第3節 土砂災害予防計画</p> <p>第1~2(略)</p> <p>第3 土砂災害警戒区域の指定等</p> <p>県は、土砂災害のおそれのある区域について警戒避難体制を整備するため、基礎調査結果を公表するとともに、土砂災害警戒区域を指定し、インターネット等により公表する。あわせて、市町へ警戒区域に関する情報を提供する。</p> <p>(1) 土砂災害警戒区域のうち、土砂災害により著しい危害が生じるおそれのある区域を土砂災害特別警戒区域として指定し、次の措置を講ずる。</p> <p>住宅地分譲地、社会福祉施設等のための開発行為に関する許可          建築基準法に基づく建築物の構造規制  <u>建築物の土砂災害対策のための改修への支援措置</u></p> <p>__ 土砂災害時に著しい損壊が生じる建築物に対する移転等の勧告          __ 区域外への移転者等への支援措置</p> <p>(2)(略)</p> <p>第4(略)</p> <p>第5 警戒避難体制の整備</p> <p>市町は、警戒区域ごとに土砂災害に関する情報の収集および伝達、予報または警報の発令・伝達、避難、救助その他土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項について地域防災計画に定めるとともに、情報伝達方法、避難場所および避難経路に関する事項、避難訓練の実施に関する事項その他警戒区域における円滑な警戒避難が行われるために必要な事項について住民に周知するよう努めるものとする。</p> <p>特に、市町は、市町地域防災計画において、警戒区域内に社会福祉施設、病院、幼稚園、学校等の要配慮者利用施設があるときに利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要な施設の名称および所在地について定めるものとする。名称および所在地を定めた施設については、市町は、市町地域防災計画において、当該施設の所有者または管理者に対する土砂災害に関する情報等の伝達について定めるものとする。</p>	1. 電気通信関係機関 西日本電信電話(株)(福井支店) (株)NTTドコモ KDDI(株)(北陸総支社) ソフトバンク(株)	(1) 電気通信施設の整備および防災管理 (2) 災害時における優先通信の確保 (3) 被災通信施設の復旧	2~12(略)	
1. 電気通信関係機関 西日本電信電話(株)(福井支店) (株)NTTドコモ KDDI(株)(北陸総支社) ソフトバンク(株)(地域総務部(北陸)) ソフトバンク(株)(地域総務部(北陸))	(1) 電気通信施設の整備および防災管理 (2) 災害時における優先通信の確保 (3) 被災通信施設の復旧								
2~12(略)									
1. 電気通信関係機関 西日本電信電話(株)(福井支店) (株)NTTドコモ KDDI(株)(北陸総支社) ソフトバンク(株)	(1) 電気通信施設の整備および防災管理 (2) 災害時における優先通信の確保 (3) 被災通信施設の復旧								
2~12(略)									

福井県地域防災計画（本編） 新旧対照表

現 行	改定案
<p>(1) 規制区域・土砂災害警戒区域や山地災害危険地区の周知 市町は、地域防災計画に規制区域・土砂災害警戒区域や山地災害危険地区を掲載し、関係住民に周知を図る。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 避難勧告等の発令基準の設定 市町は、関係機関と協議し、土砂災害等に対する住民への避難勧告等の発令基準をあらかじめ設定するとともに、<u>必要に応じ見直すものとする。</u></p> <p>(4) 土砂災害ハザードマップ等の作成 市町は、土砂災害警戒区域や避難経路、避難場所の所在等の円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を記載した土砂災害ハザードマップ、風水害発生時の行動マニュアル等をわかりやすく作成し、住民等に配布するものとする。</p> <p>(5) (略)</p> <p>第4～9節 (略)</p> <p>第10節 電気通信施設、放送施設災害予防計画 第1 電気通信設備災害予防対策 西日本電信電話㈱、㈱NTTドコモ、KDDI㈱およびソフトバンクモバイル㈱等は、災害等異常時の電気通信サービスの確保を図るため、電気通信設備について浸水防止対策等の予防措置を講じ万全を期するものとする。 (1)～(3)(略) 第2 (略)</p> <p>第11節 (略)</p> <p>第12節 上下水道施設災害予防計画 第1 (略) 第2 下水道施設災害予防対策 県および市町は、早急に進む市街化に対応して、浸水災害等の被害を防止し、市街地の環境整備および公共用水域の水質汚濁を防止するため、下水道施設の整備増強を図るとともに、応急復旧用資機材の整備、備蓄および応急復旧体制の整備を図る。</p> <p>第13節 交通施設災害予防計画 第1～2 (略) 第3 港湾施設等 災害時の、被災直後の緊急物資および避難者の海上輸送に充てるとともに、被災した港湾施設等が復旧するまでの間、最小限の港湾施設等の機能を保持するため、港湾施設等の防災構造化を推進する。</p>	<p>(1) 規制区域・土砂災害警戒区域や山地災害危険地区の周知 市町は、地域防災計画に規制区域・土砂災害警戒区域や山地災害危険地区を掲載し、関係住民に周知を図る。 <u>土砂災害により特に大きな被害が生ずる可能性がある箇所、住居の建築の禁止等を行う必要のある区域においては、建築基準法に基づく災害危険区域の活用等を図るものとし、当該区域が指定されている場合には、県は、関係部局と連携し、その周知を図るものとする。</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 避難勧告等の発令基準の設定 市町は、土砂災害に対する住民の警戒避難体制として、土砂災害警戒情報が発表された場合に直ちに避難勧告等を発令することを基本とした具体的な避難勧告等の発令基準を設定するものとする。また、土砂災害警戒区域等を避難勧告等の発令単位として事前に設定し、土砂災害警戒情報及び土砂災害警戒情報を補足する情報等を用い、事前に定めた発令単位と危険度の高まっている領域が重複する区域等に避難勧告等を適切な範囲に絞り込んで発令できるように、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、<u>必要に応じ見直すよう努めるものとする。</u></p> <p>(4) 土砂災害ハザードマップ等の作成 市町は、土砂災害警戒区域や避難経路、避難場所の所在等の円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を記載した土砂災害ハザードマップ、風水害発生時の行動マニュアル等をわかりやすく作成し、住民等に配布するものとする。<u>基礎調査の結果、土砂災害警戒区域に相当することが判明した区域についても、土砂災害警戒区域の指定作業と並行して、上記と同様の措置を講じるよう努める。</u> <u>特に、土砂災害については、危険な急傾斜地から離れる方向に速やかに避難する訓練を行うなど、実践的な避難訓練の実施等による住民の意識啓発に努めるものとする。</u></p> <p>(5) (略)</p> <p>第4～9節 (略)</p> <p>第10節 電気通信施設、放送施設災害予防計画 第1 電気通信設備災害予防対策 西日本電信電話㈱、㈱NTTドコモ、KDDI㈱およびソフトバンク㈱は、災害等異常時の電気通信サービスの確保を図るため、電気通信設備について浸水防止対策等の予防措置を講じ万全を期するものとする。 (1)～(3)(略) 第2 (略)</p> <p>第11節 (略)</p> <p>第12節 上下水道施設災害予防計画 第1 (略) 第2 下水道施設災害予防対策 県および市町は、早急に進む市街化に対応して、浸水災害等の被害を防止し、市街地の環境整備および公共用水域の水質汚濁を防止するため、下水道施設の整備増強を図るとともに、応急復旧用資機材の整備、備蓄および応急復旧体制の整備を図る。 <u>特に、下水道管理者は、民間事業者等との協定締結などにより発災後における下水道施設の維持又は修繕に努めるとともに、災害の発生時においても下水道の機能を維持するため、可搬式排水ポンプその他の必要な資機材の整備等に努めるものとする。</u></p> <p>第13節 交通施設災害予防計画 第1～2 (略) 第3 港湾施設等 災害時の、被災直後の緊急物資および避難者の海上輸送に充てるとともに、被災した港湾施設等が復旧するまでの間、最小限の港湾施設等の機能を保持するため、港湾施設等の防災構造化を推進する。</p>

福井県地域防災計画（本編） 新旧対照表

現 行	改定案
<p>(1)～(2)(略)</p> <p>第4 (略)</p> <p>第14節 防災関係施設設備、資機材、物資整備等計画</p> <p>第1 情報通信施設の整備</p> <p>防災関係機関は、災害の初重期における情報連絡活動の重要性を認識し、情報通信施設設備の整備を推進するとともに、通信設備の運用体制の強化を図る。</p> <p>(1)～(3)(略)</p> <p>(4)衛星携帯電話の整備</p> <p>県は、被災地域において既設の通信ルートが遮断した場合や県防災行政無線のバックアップ用として、市町および消防本部に衛星携帯電話を配備する。</p> <p>(5)～(6)(略)</p> <p>第2～5 (略)</p> <p>第15節 緊急事態管理体制整備計画</p> <p>第1～2 (略)</p> <p>第3 市町防災活動体制</p> <p>市町は、物資の集積、救急、救援活動や災害時のボランティアの受入れを目的とした地域防災拠点、市町防災行政無線等の情報通信施設、食糧・日用品等の備蓄倉庫、避難所や庁舎等の非常用電源等の整備に努めるとともに、災害時に緊急の救護所、被災者の一時収容施設となる病院、診療所、学校や防災活動の中心となる庁舎については、耐震化を図る。</p> <p>市町は、災害時において、罹災証明書の交付が滞りなく行われるよう、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施の体制の整備に努めるものとする。</p> <p>第4～5 (略)</p> <p>第6～7 (略)</p> <p>第16節 避難対策計画</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 指定緊急避難場所</p> <p>(1)～(2)(略)</p>	<p><u>また、港湾および漁港管理者は、発災後の緊急輸送または地域産業の速やかな復旧・復興を図るため、関係機関と連携の下、発災時の港湾・漁港機能の維持・継続のための対策を検討するものとする。</u></p> <p>(1)～(2)(略)</p> <p>第4 (略)</p> <p>第14節 防災関係施設設備、資機材、物資整備等計画</p> <p>第1 情報通信施設の整備</p> <p>防災関係機関は、災害の初重期における情報連絡活動の重要性を認識し、情報通信施設設備の整備を推進するとともに、通信設備の運用体制の強化を図る。</p> <p>(1)～(3)(略)</p> <p>(4)衛星携帯電話の整備</p> <p>県は、被災地域において既設の通信ルートが遮断した場合や県防災行政無線のバックアップ用として、市町および消防本部に衛星携帯電話を配備する。</p> <p><u>また、市町は、災害時に孤立するおそれのある集落等で停電が発生した場合に備え、衛星携帯電話などにより、当該地域の住民と当該市町との双方向の情報連絡体制を確保するよう留意するものとする。</u></p> <p>(5)～(6)(略)</p> <p>第2～5 (略)</p> <p>第15節 緊急事態管理体制整備計画</p> <p>第1～2 (略)</p> <p>第3 市町防災活動体制</p> <p>市町は、物資の集積、救急、救援活動や災害時のボランティアの受入れを目的とした地域防災拠点、市町防災行政無線等の情報通信施設、食糧・日用品等の備蓄倉庫、避難所や庁舎等の非常用電源等の整備に努めるとともに、<u>対応する災害に応じて浸水防止機能、土砂災害に対する安全確保等に努めるものとする。</u>災害時に緊急の救護所、被災者の一時収容施設となる病院、診療所、学校や防災活動の中心となる庁舎については、耐震化を図る。</p> <p>市町は、災害時において、罹災証明書の交付が滞りなく行われるよう、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施の体制の整備に努めるものとする。</p> <p>第4～5 (略)</p> <p><u>第6 公的機関等の業務継続性の確保</u></p> <p><u>県、市町等の防災関係機関は、災害発生時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図る。また、実効性ある業務継続体制を確保するため、地域や想定される災害の特性等を踏まえつつ、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂などを行う。</u></p> <p><u>特に、県および市町は、災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うことから、業務継続計画の策定等に当たっては、少なくとも首長不在時の明確な代行順位及び職員の手配体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について定めておくものとする。</u></p> <p>第7～8 (略)</p> <p>第16節 避難対策計画</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 指定緊急避難場所</p> <p>(1)～(2)(略)</p> <p><u>(3)住民への周知</u></p> <p><u>指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定がなされていることおよび避難の際には発生するおそれのある災害に</u></p>

福井県地域防災計画（本編） 新旧対照表

現 行	改定案
<p>第3 指定避難所</p> <p>(1) 避難所の指定</p> <p>円滑な救援活動を実施し、また一定の生活環境を確保する観点から、市町は以下の事項について調査し、政令で定める基準に適合する学校や公民館等の公共施設等を指定避難所としてあらかじめ指定し、住民に対して周知徹底を図るものとする。</p> <p>指定避難所について、市町は、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造または設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定するものとする。また、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。</p> <p>学校を避難所として指定する場合は、学校が教育活動の場であることに配慮し、避難所としての機能が応急的なものであることを認識の上、教育委員会等の関係者と調整を図る。</p> <p>また、市町は、一般の避難所では生活することが困難な障害者等の要配慮者のため、介護保険施設、障害者支援施設等の福祉避難所を指定するよう努めるものとする。</p> <p>(2)～(3)(略)</p> <p>(4) 避難所の設備</p> <p>市町は、指定避難所において、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど、要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努めるとともに、被災者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図る。</p> <p>避難所は次の表の各地域ごとに掲げる施設・設備を備えるよう努めるものとする。</p> <p>表(略)</p> <p>第4 避難路等避難誘導体制の整備</p> <p>市町は、発災時の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成し、防災訓練の実施や防災マップの作成・配布等により、住民に対する周知徹底を図る。</p> <p>第5(略)</p> <p>第17節 医療救護予防計画</p> <p>第1 医療救護活動体制の確立</p> <p>(1)～(5)(略)</p> <p>(6) 広域搬送拠点の整備</p> <p>県は、地域の実情に応じて、広域後方医療施設への傷病者の搬送に当たり広域搬送拠点として使用することが適当な民間空港、自衛隊の基地、大規模な空き地等をあらかじめ抽出しておくなど、災害発生時における救急医療体制の整備に努めるものとする。なお、これらの広域搬送拠点には、広域後方医療関係機関と協力しつつ、広域後方医療施設への傷病者の搬送に必要なトリアージ（緊急度判定の基づく治療順位の決定）や救急措置等を行うための場所・設備をあらかじめ整備しておくよう努めるものとする。</p> <p>(7)(略)</p> <p>第18節 広域的相互応援体制整備計画</p> <p>第1(略)</p> <p>第2 県外広域相互応援体制</p> <p>県域を越えた広域的防災体制を確立するため締結した関係府県との相互応援協定に基づき、密接な連携体制を整備する。</p>	<p><u>対応した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであることについて、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。特に、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、指定避難所が必ずしも特定の災害の指定緊急避難場所に指定されていない場合があることを日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。</u></p> <p>第3 指定避難所</p> <p>(1) 避難所の指定</p> <p>円滑な救援活動を実施し、また一定の生活環境を確保する観点から、市町は以下の事項について調査し、政令で定める基準に適合する学校や公民館等の公共施設等を指定避難所としてあらかじめ指定し、住民に対して周知徹底を図るものとする。</p> <p>指定避難所について、市町は、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造または設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定するものとする。また、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。<u>指定緊急避難場所と指定避難所の役割が違うことについては、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。</u></p> <p>学校を避難所として指定する場合は、学校が教育活動の場であることに配慮し、避難所としての機能が応急的なものであることを認識の上、教育委員会等の関係者と調整を図る。</p> <p>また、市町は、一般の避難所では生活することが困難な障害者等の要配慮者のため、介護保険施設、障害者支援施設等の福祉避難所を指定するよう努めるものとする。</p> <p>(2)～(3)(略)</p> <p>(4) 避難所の設備</p> <p>市町は、指定避難所において、貯水槽、井戸、仮設トイレ、<u>マンホールトイレ</u>、マット、簡易ベッド、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど、要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努めるとともに、被災者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図る。</p> <p>避難所は次の表の各地域ごとに掲げる施設・設備を備えるよう努めるものとする。</p> <p>表(略)</p> <p>第4 避難路等避難誘導体制の整備</p> <p>市町は、発災時の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成し、防災訓練の実施や防災マップの作成・配布等により、住民に対する周知徹底を図る。<u>なお、防災マップの作成にあたっては住民も参加する等の工夫をすることにより、災害からの避難に対する住民等の理解の促進を図るよう努めるものとする。</u></p> <p>第5(略)</p> <p>第17節 医療救護予防計画</p> <p>第1 医療救護活動体制の確立</p> <p>(1)～(5)(略)</p> <p>(6) <u>航空搬送拠点の整備</u></p> <p>県は、地域の実情に応じて、広域後方医療施設への傷病者の搬送に当たり航空搬送拠点として使用することが適当な民間空港、自衛隊の基地、大規模な空き地等をあらかじめ抽出しておくなど、災害発生時における救急医療体制の整備に努めるものとする。なお、これらの航空搬送拠点には、広域後方医療関係機関と協力しつつ、広域後方医療施設への傷病者の搬送に必要なトリアージ（緊急度判定の基づく治療順位の決定）や救急措置等を行うための場所・設備をあらかじめ整備しておくよう努めるものとする。</p> <p>(7)(略)</p> <p>第18節 広域的相互応援体制整備計画</p> <p>第1(略)</p> <p>第2 県外広域相互応援体制</p> <p>県域を越えた広域的防災体制を確立するため締結した関係府県との相互応援協定に基づき、密接な連携体制を整備する。</p>

福井県地域防災計画（本編） 新旧対照表

現 行	改定案
<p>(1)(略)</p> <p>(2)ブロック単位の協定 (前略)</p> <p>近畿2府7県で締結している「近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定」</p> <p>(3)(略)</p> <p>第3 協定締結機関との協定 現在締結されている協定は次のとおりであるが、県内における災害応急対策が適確かつ円滑に行われるようするため、必要に応じ、県域を統括する民間団体等とあらかじめ応援協定を締結するものとする。</p> <p>(1)(略)</p> <p>(2)医療救護 (前略)</p> <p>一般社団法人福井県薬剤師会と締結している「災害時における医療救護活動に関する協定書」</p> <p>福井県医療機器協会と締結している「災害における医療材料等の供給等に関する協定書」 (後略)</p> <p>(3)(略)</p> <p>(4)その他 (前略)</p> <p>一般社団法人福井県測量設計業協会と締結している「災害時における公共土木施設の応急対策に関する協定」</p> <p>セントラルヘリコプターサービス株式会社と締結している「災害航空応援協力協定」 (中略)</p> <p>石油連盟と締結している「災害時の重要施設に係る情報共有に関する覚書」</p> <p>第4～5(略)</p> <p>第19節 防災訓練計画 第1 実施責務および協力 (1)～(3)(略)</p> <p>(4)災害予防責任者は、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を図るものとする。</p> <p>第2～5(略)</p> <p>第20節 防災知識普及計画 第1 防災知識普及計画 (1)県民に対する防災知識の普及 県および市町は、県民の防災意識の高揚を図るため、各種の手法を活用した教材、マニュアルを作成するほか、県民に対する社会教育、防災に関する様々な動向や各種データの分かりやすい発信などを通じて、防災に対する関</p>	<p>(1)(略)</p> <p>(2)ブロック単位の協定 (前略)</p> <p>近畿2府7県で締結している「近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定」 <u>近畿2府8県および近畿2府8県バス協会と締結している「大規模広域災害時におけるバスによる緊急輸送に関する協定」</u> 近畿2府8県、近畿2府8県放射線技師会および日本診療放射線技師会で締結している「原子力災害時の放射線被ばく防止に関する協定」 <u>近畿2府8県、近畿2府8県宅地建物取引業協会、全日本不動産協会近畿2府8県本部、全国賃貸住宅経営者協会連合会および日本賃貸住宅管理協会と締結している「大規模広域災害時における民間賃貸住宅の被災者への提供等に関する協定」</u></p> <p>(3)(略)</p> <p>第3 協定締結機関との協定 現在締結されている協定は次のとおりであるが、県内における災害応急対策が適確かつ円滑に行われるようするため、必要に応じ、県域を統括する民間団体等とあらかじめ応援協定を締結するものとする。</p> <p>(1)(略)</p> <p>(2)医療救護 (前略)</p> <p>一般社団法人福井県薬剤師会と締結している「災害時における医療救護活動に関する協定書」 <u>公益社団法人福井県看護協会と締結している「災害時の救護活動に関する協定書」</u> 福井県医療機器協会と締結している「災害における医療材料等の供給等に関する協定書」 (後略)</p> <p>(3)(略)</p> <p>(4)その他 (前略)</p> <p>一般社団法人福井県測量設計業協会と締結している「災害時における公共土木施設の応急対策に関する協定」 <u>公益社団法人土木学会関西支部と締結している「災害時における調査の相互協力に関する協定」</u> セントラルヘリコプターサービス株式会社と締結している「災害航空応援協力協定」 (中略)</p> <p>石油連盟と締結している「災害時の重要施設に係る情報共有に関する覚書」 <u>福井県葬祭業協同組合および全日本葬祭業協同組合連合会と締結している「災害時における棺および葬祭用品の供給等ならびに遺体の搬送等の協力に関する協定書」</u></p> <p>第4～5(略)</p> <p>第19節 防災訓練計画 第1 実施責務および協力 (1)～(3)(略)</p> <p>(4)災害予防責任者は、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行うとともに、<u>次の訓練に反映させるよう努めるものとする。</u></p> <p>第2～5(略)</p> <p>第20節 防災知識普及計画 第1 防災知識普及計画 (1)県民に対する防災知識の普及 県および市町は、県民の防災意識の高揚を図るため、各種の手法を活用した教材、マニュアルを作成するほか、県民に対する社会教育、防災に関する様々な動向や各種データの分かりやすい発信などを通じて、防災に対する関</p>



福井県地域防災計画（本編） 新旧対照表

現 行	改定案
<p>心を高め、防災知識を普及させる。</p> <p>普及の方法 ア～ウ（略） エ 防災知識啓発行事の開催 オ 防災週間に合わせての防災訓練の実施 カ～ク（略） 普及の内容 ア～オ（略） カ 平常時の心得（非常持出品の準備） キ 3日分の水、食糧、簡易トイレ、トイレットペーパー等の備蓄 ク（略） ケ 警報等発表時、避難指示・避難勧告・避難準備情報の発令時にとるべき行動、避難所での行動</p> <p>コ 災害時の家族内の連絡体制の整備 サ～シ（略） (2)～(7)(略) 第2～第3（略）</p> <p>第2 1節（略）</p> <p>第2 2節 要配慮者災害予防計画 第1～2（略） 第3 情報連絡・伝達設備および体制の整備 避難行動要支援者に対する情報連絡・伝達設備および体制については、要介護高齢者、視覚障害、聴覚障害、肢体障害等、避難行動要支援者の特性にあわせ、「避難支援プラン」を作成する中で整備を図るものとする。 また、要配慮者に対する情報連絡・伝達体制を充実させるため、テレビ放送における手話通訳、外国語放送および文字放送の積極的な活用を図るとともに、携帯電話メール等による避難情報の提供、避難所等での文字媒体（電光掲示板等）の活用等についても検討し、具体化を図る。 さらに、手話通訳者等の育成を図り、地域ごとの手話通訳者をあらかじめ確保する。</p> <p>第4～6（略）</p> <p>第2 3節（略）</p> <p>第3章 災害応急対策計画 第1節 緊急活動体制計画 第1～4（略） 第5 福井県災害対策本部の設置 (1)～(3)（略） (4)組織、事務分掌等 ～（略）</p>	<p>心を高め、防災知識を普及させる。<u>また、災害による人的被害を軽減する方策は、住民等の避難行動が基本となることを踏まえ、警報等や避難指示等の意味と内容の説明など、啓発活動を住民等に対して行うものとする。</u></p> <p>普及の方法 ア～ウ（略） エ 防災週間に合わせての防災知識啓発行事の開催 オ 防災週間に合わせての防災訓練の実施 カ～ク（略） 普及の内容 ア～オ（略） カ 平常時の心得（非常持出品の準備、<u>負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具・ブロック塀等の転倒防止対策</u>） キ <u>最低3日間、推奨1週間分の水、食糧、携帯トイレ、簡易トイレ、トイレットペーパー等の備蓄</u> ク（略） ケ 警報等発表時、避難指示・避難勧告・避難準備情報の発令時にとるべき行動、<u>様々な条件下（家屋内、路上、自動車運転中等）で災害発生時にとるべき行動、避難場所や避難所での行動</u></p> <p>コ 災害時の家族内の連絡体制等（<u>連絡方法や避難ルールの取決め等</u>）の整備 サ～シ（略） (2)～(7)(略) 第2～第3（略）</p> <p>第2 1節（略）</p> <p>第2 2節 要配慮者災害予防計画 第1～2（略） 第3 情報連絡・伝達設備および体制の整備 避難行動要支援者に対する情報連絡・伝達設備および体制については、要介護高齢者、視覚障害、聴覚障害、肢体障害等、避難行動要支援者の特性にあわせ、「避難支援プラン」を作成する中で整備を図るものとする。 また、要配慮者に対する情報連絡・伝達体制を充実させるため、テレビ放送における手話通訳、外国語放送および文字放送の積極的な活用を図るとともに、携帯電話メール等による避難情報の提供、避難所等での文字媒体（電光掲示板等）の活用等についても検討し、具体化を図る。 さらに、手話通訳者等の育成を図り、地域ごとの手話通訳者をあらかじめ確保する。 <u>その他、県および市町は、訪日外国人旅行者等避難誘導の際に配慮を要する来訪者への情報伝達体制等の整備に努めるものとする。</u></p> <p><u>第4 避難行動要支援者の避難場所から避難所への運送</u> 市町は、<u>安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に避難場所から避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等についてあらかじめ定めるよう努めるものとする。</u></p> <p>第5～7（略）</p> <p>第2 3節（略）</p> <p>第3章 災害応急対策計画 第1節 緊急活動体制計画 第1～4（略） 第5 福井県災害対策本部の設置 (1)～(3)（略） (4)組織、事務分掌等 ～（略）</p>

福井県地域防災計画（本編） 新旧対照表

現 行	改定案														
<p>災害対策本部員は、<u>政策幹</u>、教育長、各部長（行政組織規則（昭和39年福井県規則第21号）第202条第1項に定める部長をいう。）、総合政策部<u>新幹線・交通政策監</u>、安全環境部危機対策監、国体推進局長、会計管理者および警察本部長をもって充てる。</p> <p>また、災害対策本部には災害対策本部の広報を総括するため、報道主管者を置き、総務部企画幹または安全環境部企画幹をもって充てる。</p> <p>～（略）</p> <p>（5）～（8）（略）</p> <p>（9）市町災害対策本部等への職員の派遣                  災害対策本部長（知事）は、市町が災害対策本部を設置した場合は、直ちに職員を市町災害対策本部に派遣し、市町からの情報収集、県からの情報伝達、市町からの応援要請の相互調整等を行わせる。                  また、状況に応じ、職員を災害現場等へ直接派遣し、被害状況等の情報収集を行わせる。</p> <p>（10）～（15）（略）                  第6～8（略）</p> <p>第9（略）</p> <p>第2節 防災関係機関対応計画                  第1～2（略）                  第3 各機関の協力および経費の負担                  （1）～（2）（略）</p> <p>第3節（略）</p> <p>第4節 防災気象計画                  第1～4（略）                  第5 県が行う水位情報の通知および周知                  （1）水位情報の発表基準等                  県が行う水位情報の通知および周知の対象河川、種類および発表の基準は次のとおりである。                  （略）                  発表基準</p> <table border="1" data-bbox="152 1209 1025 1299"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>発表の基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>氾濫警戒情報</td> <td>基準地点の水位が避難判断水位（特別警戒水位）に到達したとき</td> </tr> <tr> <td>氾濫危険情報</td> <td>基準地点の水位が氾濫危険水位（危険水位）に到達したとき</td> </tr> </tbody> </table> <p>（2）（略）                  第6～9（略）</p> <p>第5節 情報および被害状況報告計画                  第1 情報の収集および伝達                  （1）（略）</p>	種類	発表の基準	氾濫警戒情報	基準地点の水位が避難判断水位（特別警戒水位）に到達したとき	氾濫危険情報	基準地点の水位が氾濫危険水位（危険水位）に到達したとき	<p>災害対策本部員は、教育長、各部長（行政組織規則（昭和39年福井県規則第21号）第202条第1項に定める部長をいう。）、総合政策部<u>新幹線政策監</u>、<u>総合政策部ふるさと県民局長</u>、安全環境部危機対策監、国体推進局長、会計管理者および警察本部長をもって充てる。</p> <p>また、災害対策本部には災害対策本部の広報を総括するため、報道主管者を置き、総務部企画幹または安全環境部企画幹をもって充てる。</p> <p>～（略）</p> <p>（5）～（8）（略）</p> <p>（9）市町災害対策本部等への職員の派遣                  災害対策本部長（知事）は、市町が災害対策本部を設置した場合は、直ちに職員を市町災害対策本部に派遣し、市町からの情報収集、県からの情報伝達、市町からの応援要請の相互調整等を行わせる。                  また、状況に応じ、職員を災害現場等へ直接派遣し、被害状況等の情報収集を行わせる。特に、<u>市町が報告を行うことができなくなったときは、被災地への職員派遣、ヘリコプター等の機材や各種通信手段の効果的活用等により、あらゆる手段を尽くして積極的に情報収集を行う。</u></p> <p>（10）～（15）（略）                  第6～8（略）</p> <p><u>第9 合同調整所の設置</u>                  県または市町は、必要に応じて合同調整所を設置し、災害現場で活動する警察・消防・海上保安庁・自衛隊の部隊の活動エリア・内容・手順、情報通信手段等について、部隊間の情報共有および活動調整を行う。また、災害現場で活動する災害派遣医療チーム（DMAT）等とも密接に情報共有を図りつつ、連携して活動するものとする。</p> <p>第10（略）</p> <p>第2節 防災関係機関対応計画                  第1～2（略）                  第3 各機関の協力および経費の負担                  （1）～（2）（略）  <u>（3）救助・救急活動の活動拠点</u>                  県および市町は、警察・消防・自衛隊の部隊の展開、宿営等のための拠点の確保を図るものとする。</p> <p>第3節（略）</p> <p>第4節 防災気象計画                  第1～4（略）                  第5 県が行う水位情報の通知および周知                  （1）水位情報の発表基準等                  県が行う水位情報の通知および周知の対象河川、種類および発表の基準は次のとおりである。                  （略）                  発表基準</p> <table border="1" data-bbox="1182 1219 2056 1337"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>発表の基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>氾濫警戒情報</td> <td>基準地点の水位が避難判断水位（特別警戒水位）に到達したとき</td> </tr> <tr> <td>氾濫危険情報</td> <td>基準地点の水位が氾濫危険水位（危険水位）に到達したとき</td> </tr> <tr> <td>氾濫発生情報</td> <td>氾濫が発生したとき</td> </tr> </tbody> </table> <p>（2）（略）                  第6～9（略）</p> <p>第5節 情報および被害状況報告計画                  第1 情報の収集および伝達                  （1）（略）</p>	種類	発表の基準	氾濫警戒情報	基準地点の水位が避難判断水位（特別警戒水位）に到達したとき	氾濫危険情報	基準地点の水位が氾濫危険水位（危険水位）に到達したとき	氾濫発生情報	氾濫が発生したとき
種類	発表の基準														
氾濫警戒情報	基準地点の水位が避難判断水位（特別警戒水位）に到達したとき														
氾濫危険情報	基準地点の水位が氾濫危険水位（危険水位）に到達したとき														
種類	発表の基準														
氾濫警戒情報	基準地点の水位が避難判断水位（特別警戒水位）に到達したとき														
氾濫危険情報	基準地点の水位が氾濫危険水位（危険水位）に到達したとき														
氾濫発生情報	氾濫が発生したとき														

福井県地域防災計画（本編） 新旧対照表

現 行	改定案
<p>(2) 県、市町および防災関係機関の協力                  県、市町および防災関係機関は、各種情報の収集について十分に連絡調整を行い、または相互に情報を交換して、応急対策が円滑に実施できるように協力するものとする。</p> <p>(3) (略)</p> <p>第2 被害状況報告</p> <p>災害対策基本法の規定に基づき市町または関係機関の長が県に対して行う災害の状況報告に関し、必要な事項を定め、被害状況報告の迅速、確実化を図る。                  なお、他の法令に基づき報告を要する事項については別に定める。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>第3 (略)</p> <p>第4 (略)</p> <p>第6節 災害広報計画                  第1 県における広報                  (1)～(4) (略)                  (5) 相談窓口の設置                  災害が発生した場合は、必要に応じて相談窓口を設置し、被災者からの相談、問い合わせ等に対応する。</p> <p>(6) (略)                  第2～3 (略)</p> <p>第7節 (略)</p> <p>第8節 避難計画                  第1 (略)                  第2 実施責任者および基準                  (1)～(3) (略)</p>	<p>(2) 県、市町および防災関係機関の協力                  県、市町および防災関係機関は、各種情報の収集について十分に連絡調整を行い、または相互に情報を交換して、応急対策が円滑に実施できるように協力するものとする。  <u>県および市町は、情報収集で得た航空写真・画像等については、ライフライン施設等の被害状況の早期把握のため、ライフライン事業者等の要望に応じて、情報提供に努めるものとする。</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 人的被害の数  <u>人的被害の数(死者・行方不明者数をいう。)については、県が一元的に集約、調整を行うものとする。その際、県は、関係機関が把握している人的被害の数について積極的に収集し、一方、関係機関は県に連絡するものとする。当該情報が得られた際は、県は、関係機関との連携のもと、整理・突合・精査を行い、直ちに消防庁へ報告するものとする。</u></p> <p>第2 被害状況報告  <u>市町は、人的被害の状況(行方不明者の数を含む。)、建築物の被害、火災、津波、土砂災害の発生状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ報告するものとする。通信の途絶等により県に報告できない場合は、直接国(消防庁)へ報告するものとする。特に、行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、市町は、住民登録の有無にかかわらず、当該市町の区域(海上を含む。)内で行方不明となった者について、県警察等関係機関の協力に基づき、正確な情報の収集に努めるものとする。また、行方不明者として把握した者が、他の市町に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町または県(外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は外務省)に連絡するものとする。</u>                  災害対策基本法の規定に基づき市町または関係機関の長が県に対して行う災害の状況報告に関し、必要な事項を定め、被害状況報告の迅速、確実化を図る。                  なお、他の法令に基づき報告を要する事項については別に定める。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>第3 (略)</p> <p>第4 孤立集落の被害状況把握  <u>道路等の途絶によるいわゆる孤立集落については、早期解消の必要があることから、国、指定公共機関、県、被災市町は、それぞれの所管する道路のほか、通信、電気、ガス、上下水道等のライフラインの途絶状況を把握するとともに、その復旧状況と併せて、県、被災市町に連絡するものとする。また、県および被災市町は、特に孤立地域の通信手段の確保について、特段の配慮を行うものとし、当該地域における備蓄の状況、医療的援助が必要な者など要配慮者の有無の把握に努めるものとする。</u></p> <p>第5 (略)</p> <p>第6節 災害広報計画                  第1 県における広報                  (1)～(4) (略)                  (5) 相談窓口、情報提供窓口の設置  <u>災害が発生した場合は、必要に応じて相談窓口を設置し、被災者からの相談、問い合わせ等に対応する。また、被災者に総合的な情報を提供するポータルサイト等の情報提供窓口の設置に努める。</u></p> <p>(6) (略)                  第2～3 (略)</p> <p>第7節 (略)</p> <p>第8節 避難計画                  第1 (略)                  第2 実施責任者および基準                  (1)～(3) (略)</p>

福井県地域防災計画（本編） 新旧対照表

現 行	改定案
<p>(4) 避難勧告等の発令方法 市町は、気象情報や河川水位、土砂災害警戒情報等をもとに、時期を失することなく避難勧告・指示を発令するものとする。</p> <p>また、避難勧告・指示を夜間に発令するおそれがある場合には、早い段階で避難所を開設して住民に伝達したり、避難準備情報を発令する等により、円滑な避難に努めるものとする。</p> <p>市町は、避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、屋内での退避等の安全措置を講ずべきことにも留意するものとする。</p> <p>なお、市町は、避難勧告等の解除に当たっては、十分に安全性の確認に努めるものとする。 避難勧告等の発令に当たっては、住民が生命に係る危険であることを認識するなど、具体的にわかりやすい内容で発令するよう努めるものとする。</p> <p>(5)～(6) (略)</p> <p>第3 避難場所および避難所の選定、開設等</p> <p>(1) 市町長は、発災時に必要に応じ、指定緊急避難場所および指定避難所を開設し、住民等への周知徹底を図る。また市町長は指定避難所の開設状況について、速やかに知事および関係者に情報提供または通報するものとする。 なお、市町長は、災害が発生していない場合であっても、住民の自主避難に応じ、速やかに指定避難所を開設するよう努めるものとする。</p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>(4)～(7) (略)</p> <p>第4～10 (略)</p> <p>第9節 救出計画 第1 実施責任者 市町、県警察本部、敦賀海上保安部等は、緊密な連携のもとに救出活動を実施する。</p> <p>第2～6 (略)</p> <p>第10節 要配慮者応急対策計画 第1 (略) 第2 市町における対応 市町は、要配慮者を支援するため、次の措置を講じる。 (1)～(7) (略)</p>	<p>(4) 避難勧告等の発令方法 市町は、気象情報や河川水位、土砂災害警戒情報等をもとに、時期を失することなく避難勧告・指示を発令するものとする。</p> <p>市町は、住民に対する避難のための準備情報の提供や勧告・指示等を行うにあたり、対象地域の適切な設定等に留意するものとする。特に、人口や面積の規模が大きい市町においては、夜間や早朝に突発的局地的豪雨が発生した場合における、エリアを限定した伝達について、各市町の地域の実情に応じて、エリア限定の有効性や課題等を考慮した上で検討するものとする。</p> <p>また、避難勧告・指示を夜間に発令するおそれがある場合には、早い段階で避難所を開設して住民に伝達したり、避難準備情報の発令により、高齢者や障害者等、避難行動に時間を要する避難行動要支援者の迅速な避難や、風水害による被害のおそれが高い区域の居住者等の自主的な避難を促進する等により、円滑な避難に努めるものとする。</p> <p>市町は、避難勧告の発令の際には、避難場所を開設していることが望ましいが、避難のためのリードタイムが少ない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、躊躇なく避難勧告を発令するものとする。また、そのような事態が生じ得ることを住民にも周知するものとする。</p> <p>避難勧告等が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所への移動を原則とするものの、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、近隣の緊急的な待避場所への移動又は屋内での待避等を行うべきことについて、市町は、住民等への周知徹底に努めるものとする。</p> <p>なお、市町は、避難勧告等の解除に当たっては、十分に安全性の確認に努めるものとする。 避難勧告等の発令に当たっては、住民が生命に係る危険であることを認識するなど、具体的にわかりやすい内容で発令するよう努めるものとする。</p> <p>(5)～(6) (略)</p> <p>第3 避難場所および避難所の選定、開設等</p> <p>(1) 市町長は、発災時（災害が発生するおそれがある場合を含む。）には、必要に応じ、避難準備情報の発令等とあわせて指定緊急避難場所を開設し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。</p> <p>(2) 市町長は、発災時に必要に応じ、指定避難所を開設し、住民等への周知徹底を図る。また市町長は指定避難所の開設状況について、速やかに知事および関係者に情報提供または通報するものとする。 なお、市町長は、災害が発生していない場合であっても、住民の自主避難に応じ、速やかに指定避難所を開設するよう努めるものとする。</p> <p>(3)～(4) (略)</p> <p>(5) 市町は、避難所の生活環境を確保するため、必要に応じ、仮設トイレやマンホールトイレを早期に設置するとともに、被災地の衛生状態の保持のため、清掃、し尿処理、生活ごみの収集処理等についても必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>(6)～(9) (略)</p> <p>第4～10 (略)</p> <p>第9節 救出計画 第1 実施責任者 県・市町、県警察本部、敦賀海上保安部等は、当該機関に係る資機材の保有状況を把握するとともに、必要に応じ情報交換を行い、適切な救助・救急用資機材の整備に努め、緊密な連携のもとに救出活動を実施する。</p> <p>第2～6 (略)</p> <p>第10節 要配慮者応急対策計画 第1 (略) 第2 市町における対応 市町は、要配慮者を支援するため、防災担当部局と福祉部局との連携の下、次の措置を講じる。 (1)～(7) (略)</p>

福井県地域防災計画（本編） 新旧対照表

現 行	改定案
<p>第3（略）</p> <p>第11節 米穀等食料供給計画 災害時における被災者等に対する米穀等食料の供給について、市町、北陸農政局福井地域センター、その他関係機関の協力のもと実施するための計画である。</p> <p>第1 米穀等の応急供給 （1）（略） （2）実施の方法 （略） 県 知事は、申請書を受理し、（ア）米穀（イ）精米、パン、おにぎり、弁当、即席めん、育児用調整粉乳、缶詰、レトルト食品、乾パンおよび水（ペットボトル）（以下「応急用食料」という）（ウ）生鮮食料品、（エ）その他加工食料品の調達・供給を緊急に行う必要があると判断した場合は、北陸農政局福井地域センターと十分な連絡を取りつつ、北陸農政局を通じ農林水産省に速やかに緊急供給要請を行うものとする。</p> <p>農林水産省 農林水産省、北陸農政局及び福井地域センターは、県からの緊急供給要請に対応できる体制を速やかに整備するとともに、農林水産省は、関係団体等に出荷を要請するものとし、必要に応じ政府所有米穀を供給するものとする。</p> <p>また、農林水産省は、関係業者・団体等から被災地への応急用食料の無償提供の申し出があった場合、速やかにその取りまとめを行い、県との連絡、輸送手段のあっせん・確保等を行うものとする。</p> <p>第2～4（略）</p> <p>第12～13節（略）</p> <p>第14節 応急仮設住宅および住宅の応急修理計画 第1 実施責任者 応急仮設住宅の建設および住宅の応急修理は原則として市町が行う。 ただし、災害救助法が適用された場合には、知事（救助事務を委任した場合は市町長）は、同法に基づき応急仮設住宅の建設および住宅の応急修理を実施する。</p> <p>応急仮設住宅の建設および住宅の応急修理に係る建設資材の調達については、県建設業協会等の業界団体に協力を求めて、実施するものとする。</p> <p>なお、市町は、洪水、高潮、土砂災害等の危険性を十分に配慮しつつ、事前に仮設住宅の建設可能場所を把握しておくものとする。</p> <p>また、学校の敷地を応急仮設住宅の用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮するものとする。</p> <p>第2～5（略）</p>	<p>第3（略）</p> <p>第11節 米穀等食料供給計画 災害時における被災者等に対する米穀等食料の供給について、市町、北陸農政局福井支局、その他関係機関の協力のもと実施するための計画である。</p> <p>第1 米穀等の応急供給 （1）（略） （2）実施の方法 （略） 県 知事は、申請書を受理し、（ア）米穀（イ）精米、パン、おにぎり、弁当、即席めん、育児用調整粉乳、缶詰、レトルト食品、乾パンおよび水（ペットボトル）（以下「応急用食料」という）（ウ）生鮮食料品、（エ）その他加工食料品の調達・供給を緊急に行う必要があると判断した場合は、北陸農政局福井支局と十分な連絡を取りつつ、北陸農政局を通じ農林水産省に速やかに緊急供給要請を行うものとする。</p> <p>農林水産省 農林水産省、北陸農政局及び福井支局は、県からの緊急供給要請に対応できる体制を速やかに整備するとともに、農林水産省は、関係団体等に出荷を要請するものとし、必要に応じ政府所有米穀を供給するものとする。</p> <p>また、農林水産省は、関係業者・団体等から被災地への応急用食料の無償提供の申し出があった場合、速やかにその取りまとめを行い、県との連絡、輸送手段のあっせん・確保等を行うものとする。</p> <p>第2～4（略）</p> <p>第12～13節（略）</p> <p>第14節 応急仮設住宅および住宅の応急修理計画 第1 実施責任者 応急仮設住宅の建設および住宅の応急修理は原則として市町が行う。 ただし、災害救助法が適用された場合には、知事（救助事務を委任した場合は市町長）は、同法に基づき応急仮設住宅の建設および住宅の応急修理を実施する。</p> <p>応急仮設住宅の建設および住宅の応急修理に係る建設資材の調達については、県建設業協会等の業界団体に協力を求めて、実施するものとする。</p> <p>なお、市町は、洪水、高潮、土砂災害等の危険性を十分に配慮しつつ、事前に仮設住宅の建設可能場所を把握しておくものとし、二次災害に十分配慮するものとする。</p> <p>また、学校の敷地を応急仮設住宅の用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮するものとする。</p> <p>第2～5（略）</p>

福井県地域防災計画（本編） 新旧対照表

現 行	改 定 案																																																																																						
<p>第15節 医療助産計画 第1～2（略） 第3 救護班の構成 （1）（略） （2）救護班の派遣機関</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:15%;">区分</th> <th style="width:65%;">派遣機関</th> <th style="width:20%;">班数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県</td> <td></td> <td style="text-align: center;">10</td> </tr> <tr> <td></td> <td>健康福祉センター （福井、坂井、奥越、丹南、二州、若狭） 県立病院</td> <td style="text-align: center;">5 5</td> </tr> <tr> <td>公的医療機関</td> <td></td> <td style="text-align: center;">18</td> </tr> <tr> <td></td> <td>国立病院機構あわら病院 坂井市立三国病院 福井県済生会病院 福井大学医学部附属病院 日本赤十字社福井県支部 （福井赤十字病院） 福井勝山総合病院 公立丹南病院 国立病院機構福井病院 市立敦賀病院 杉田玄白記念公立小浜病院 レイクヒルズ美方病院</td> <td style="text-align: center;">1 1 1 1 8  1 1 1 1 1 1 1</td> </tr> <tr> <td>医師会</td> <td>一般社団法人福井県医師会</td> <td style="text-align: center;">33</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">合 計</td> <td style="text-align: center;">61</td> </tr> </tbody> </table> <p>災害拠点病院</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:70%;">DMAT指定病院（機関）</th> <th style="width:30%;">チーム数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>福井県立病院</td><td style="text-align: center;">3</td></tr> <tr><td>福井県済生会病院</td><td style="text-align: center;">3</td></tr> <tr><td>福井大学医学部附属病院</td><td style="text-align: center;">3</td></tr> <tr><td>福井赤十字病院（日本赤十字社福井県支部）</td><td style="text-align: center;">3</td></tr> <tr><td>公立丹南病院</td><td style="text-align: center;">1</td></tr> <tr><td>福井勝山総合病院</td><td style="text-align: center;">1</td></tr> <tr><td>市立敦賀病院</td><td style="text-align: center;">2</td></tr> <tr><td>杉田玄白記念公立小浜病院</td><td style="text-align: center;">3</td></tr> <tr><td>福井総合病院</td><td style="text-align: center;">1</td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">合 計</td> <td style="text-align: center;">20</td> </tr> </tbody> </table>	区分	派遣機関	班数	県		10		健康福祉センター （福井、坂井、奥越、丹南、二州、若狭） 県立病院	5 5	公的医療機関		18		国立病院機構あわら病院 坂井市立三国病院 福井県済生会病院 福井大学医学部附属病院 日本赤十字社福井県支部 （福井赤十字病院） 福井勝山総合病院 公立丹南病院 国立病院機構福井病院 市立敦賀病院 杉田玄白記念公立小浜病院 レイクヒルズ美方病院	1 1 1 1 8  1 1 1 1 1 1 1	医師会	一般社団法人福井県医師会	33		合 計	61	DMAT指定病院（機関）	チーム数	福井県立病院	3	福井県済生会病院	3	福井大学医学部附属病院	3	福井赤十字病院（日本赤十字社福井県支部）	3	公立丹南病院	1	福井勝山総合病院	1	市立敦賀病院	2	杉田玄白記念公立小浜病院	3	福井総合病院	1	合 計	20	<p>第15節 医療助産計画 第1～2（略） 第3 救護班の構成 （1）（略） （2）救護班の派遣機関</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:15%;">区分</th> <th style="width:65%;">派遣機関</th> <th style="width:20%;">班数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県</td> <td></td> <td style="text-align: center;">10</td> </tr> <tr> <td></td> <td>健康福祉センター （福井、坂井、奥越、丹南、二州、若狭） 県立病院</td> <td style="text-align: center;">5 5</td> </tr> <tr> <td>公的医療機関</td> <td></td> <td style="text-align: center;">18</td> </tr> <tr> <td></td> <td>国立病院機構あわら病院 坂井市立三国病院 福井県済生会病院 福井大学医学部附属病院 日本赤十字社福井県支部 （福井赤十字病院） 福井勝山総合病院 公立丹南病院 国立病院機構敦賀医療センター 市立敦賀病院 杉田玄白記念公立小浜病院 レイクヒルズ美方病院</td> <td style="text-align: center;">1 1 1 1 8  1 1 1 1 1 1</td> </tr> <tr> <td>医師会</td> <td>一般社団法人福井県医師会</td> <td style="text-align: center;">33</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">合 計</td> <td style="text-align: center;">61</td> </tr> </tbody> </table> <p>災害拠点病院</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:70%;">DMAT指定病院（機関）</th> <th style="width:30%;">チーム数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>福井県立病院</td><td style="text-align: center;">3</td></tr> <tr><td>福井県済生会病院</td><td style="text-align: center;">3</td></tr> <tr><td>福井大学医学部附属病院</td><td style="text-align: center;">3</td></tr> <tr><td>福井赤十字病院（日本赤十字社福井県支部）</td><td style="text-align: center;">3</td></tr> <tr><td>公立丹南病院</td><td style="text-align: center;">1</td></tr> <tr><td>福井勝山総合病院</td><td style="text-align: center;">1</td></tr> <tr><td>市立敦賀病院</td><td style="text-align: center;">2</td></tr> <tr><td>杉田玄白記念公立小浜病院</td><td style="text-align: center;">4</td></tr> <tr><td>福井総合病院</td><td style="text-align: center;">1</td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">合 計</td> <td style="text-align: center;">21</td> </tr> </tbody> </table>	区分	派遣機関	班数	県		10		健康福祉センター （福井、坂井、奥越、丹南、二州、若狭） 県立病院	5 5	公的医療機関		18		国立病院機構あわら病院 坂井市立三国病院 福井県済生会病院 福井大学医学部附属病院 日本赤十字社福井県支部 （福井赤十字病院） 福井勝山総合病院 公立丹南病院 国立病院機構敦賀医療センター 市立敦賀病院 杉田玄白記念公立小浜病院 レイクヒルズ美方病院	1 1 1 1 8  1 1 1 1 1 1	医師会	一般社団法人福井県医師会	33		合 計	61	DMAT指定病院（機関）	チーム数	福井県立病院	3	福井県済生会病院	3	福井大学医学部附属病院	3	福井赤十字病院（日本赤十字社福井県支部）	3	公立丹南病院	1	福井勝山総合病院	1	市立敦賀病院	2	杉田玄白記念公立小浜病院	4	福井総合病院	1	合 計	21
区分	派遣機関	班数																																																																																					
県		10																																																																																					
	健康福祉センター （福井、坂井、奥越、丹南、二州、若狭） 県立病院	5 5																																																																																					
公的医療機関		18																																																																																					
	国立病院機構あわら病院 坂井市立三国病院 福井県済生会病院 福井大学医学部附属病院 日本赤十字社福井県支部 （福井赤十字病院） 福井勝山総合病院 公立丹南病院 国立病院機構福井病院 市立敦賀病院 杉田玄白記念公立小浜病院 レイクヒルズ美方病院	1 1 1 1 8  1 1 1 1 1 1 1																																																																																					
医師会	一般社団法人福井県医師会	33																																																																																					
	合 計	61																																																																																					
DMAT指定病院（機関）	チーム数																																																																																						
福井県立病院	3																																																																																						
福井県済生会病院	3																																																																																						
福井大学医学部附属病院	3																																																																																						
福井赤十字病院（日本赤十字社福井県支部）	3																																																																																						
公立丹南病院	1																																																																																						
福井勝山総合病院	1																																																																																						
市立敦賀病院	2																																																																																						
杉田玄白記念公立小浜病院	3																																																																																						
福井総合病院	1																																																																																						
合 計	20																																																																																						
区分	派遣機関	班数																																																																																					
県		10																																																																																					
	健康福祉センター （福井、坂井、奥越、丹南、二州、若狭） 県立病院	5 5																																																																																					
公的医療機関		18																																																																																					
	国立病院機構あわら病院 坂井市立三国病院 福井県済生会病院 福井大学医学部附属病院 日本赤十字社福井県支部 （福井赤十字病院） 福井勝山総合病院 公立丹南病院 国立病院機構敦賀医療センター 市立敦賀病院 杉田玄白記念公立小浜病院 レイクヒルズ美方病院	1 1 1 1 8  1 1 1 1 1 1																																																																																					
医師会	一般社団法人福井県医師会	33																																																																																					
	合 計	61																																																																																					
DMAT指定病院（機関）	チーム数																																																																																						
福井県立病院	3																																																																																						
福井県済生会病院	3																																																																																						
福井大学医学部附属病院	3																																																																																						
福井赤十字病院（日本赤十字社福井県支部）	3																																																																																						
公立丹南病院	1																																																																																						
福井勝山総合病院	1																																																																																						
市立敦賀病院	2																																																																																						
杉田玄白記念公立小浜病院	4																																																																																						
福井総合病院	1																																																																																						
合 計	21																																																																																						

福井県地域防災計画（本編） 新旧対照表

現 行	改定案
<p>第4 応急医療体制 災害時の応急医療体制は、次のとおりとする。</p> <p><b>災害医療活動体系図</b></p> <p>(前略)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<b>広域医療搬送拠点</b> 県内の医療機関では対応しきれない事態のときには、必要に応じて、ヘリコプター等の航空機を活用した患者等の県外搬送のために、福井空港等に<b>広域医療搬送拠点</b>を設置するものとする。広域医療搬送拠点内には、患者の症状の安定化を図り、搬送のためのトリアージを実施するための臨時医療施設（SCU）を設置するものとする。</li> </ul> <p>第5～8（略）</p> <p>第16～24節（略）</p>	<p>第4 応急医療体制 災害時の応急医療体制は、次のとおりとする。<u>県は、DMAT等の活動場所および必要に応じた参集拠点の確保を図るものとする。</u></p> <p><b>災害医療活動体系図</b></p> <p>(前略)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<b>航空搬送拠点</b> 県内の医療機関では対応しきれない事態のときには、必要に応じて、ヘリコプター等の航空機を活用した患者等の県外搬送のために、福井空港等に<b>航空搬送拠点</b>を設置するものとする。航空搬送拠点内には、患者の症状の安定化を図り、搬送のためのトリアージを実施するための臨時医療施設（SCU）を設置するものとする。</li> </ul> <p>第5～8（略）</p> <p>第16～24節（略）</p>

福井県地域防災計画（本編） 新旧対照表

現 行	改定案
<p>第25節 廃棄物処理計画 被災地におけるごみの収集およびし尿の取扱処分等清掃業務を適切に実施し、環境衛生の万全を期するための計画である。</p> <p>第1 (略) 第2 (略) (1)～(2)(略) 第3 (略) (1)～(4)(略)</p> <p>第26～30節(略)</p> <p>第31節 航空防災活動計画 第1～6(略)</p> <p>第32節 電気通信施設、放送施設災害応急対策計画 第1 電気通信施設 西日本電信電話(株)、(株)NTTドコモ、KDDI(株)およびソフトバンクモバイル(株)等は、災害時に応急作業を迅速かつ的確に実施し、電気通信サービスの確保を図る。 第2(略)</p> <p>第33節(略)</p> <p>第34節 上下水道施設災害応急対策計画 第1(略) 第2 下水道施設 下水道管理者は、災害の発生時において、公共下水道等の構造等を勘察して、速やかに、公共下水道等の巡視を行い、損傷その他の異状があることを把握したときは、可搬式排水ポンプまたは仮設消毒池の設置その他の公共下水道等の機能を維持するために必要な応急措置を講ずるものとする。 (1)～(3)(略)</p>	<p>第25節 廃棄物処理計画 被災地におけるごみの収集およびし尿の取扱処分等清掃業務および災害により生じた廃棄物（災害廃棄物）への対応を適切に実施し、環境衛生の万全を期するための計画である。</p> <p>第1 清掃業務 (1)(略) (2)(略) ～(略) (3)(略) ～(略)</p> <p>第2 災害廃棄物の発生への対応 県および市町は、大量の災害廃棄物の発生に備え、広域処理体制の確立に努めるものとする。また、市町は十分な大きさの仮置き場・最終処分場の確保に努めるとともに、広域処理を行う地域単位で、平時の処理能力について計画的に一定程度の余裕を持たせるとともに処理施設の能力を維持し、災害廃棄物処理機能の多重化や代替性の確保を図る。 県および市町は、国が定める災害廃棄物の処理に係る指針に基づき、適正かつ円滑・迅速に災害廃棄物を処理できるよう、仮置き場の確保や運用方針、災害廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体との連携・協力のあり方等について具体的に示した災害廃棄物処理計画を策定する。また、県は、市町が行う災害廃棄物対策に対する技術的な援助を行う。</p> <p>第26～30節(略)</p> <p>第31節 航空防災活動計画 第1～6(略) 第7 航空機の運用調整 県は、航空機を最も有効適切に活用するため、情報収集、救助・救急、消火、医療等の各種活動支援のための航空機の運用に関し、災害対策本部内に航空機の運用を調整する航空運用調整班を設置し、現地災害対策本部と連携して必要な調整を行うものとする。 航空運用調整班は、警察、消防、国土交通省、海上保安庁、自衛隊、DMAT県調整本部の航空機運用関係者などの参画を得て、各機関の航空機の安全・円滑な運用を図るため、活動エリアや任務の調整などを行うものとする。また、必要に応じ自衛隊による局地情報提供に関する調整を行うものとする。 県は、実動関係機関が連携し、効果的な活動が展開できるよう、消防防災ヘリ、警察ヘリ、ドクターヘリなど災害時のヘリコプターの利用についてあらかじめ協議しておくものとする。</p> <p>第32節 電気通信施設、放送施設災害応急対策計画 第1 電気通信施設 西日本電信電話(株)、(株)NTTドコモ、KDDI(株)およびソフトバンク(株)は、災害時に応急作業を迅速かつ的確に実施し、電気通信サービスの確保を図る。 第2(略)</p> <p>第33節(略)</p> <p>第34節 上下水道施設災害応急対策計画 第1(略) 第2 下水道施設 下水道管理者は、災害の発生時において、公共下水道等の構造等を勘察して、速やかに、公共下水道等の巡視を行い、損傷その他の異状があることを把握したときは、可搬式排水ポンプまたは仮設消毒池の設置その他の公共下水道等の機能を維持するために必要な応急措置を講ずるものとする。 (1)～(3)(略)</p>



福井県地域防災計画（本編） 新旧対照表

現 行	改定案
<p>第35節（略）</p> <p>第36節（略）</p> <p>第37節 土砂災害応急対策計画 第1（略） 第2 土砂災害警戒情報の発表 県は、土砂災害発生のおそれが著しく高まったときに土砂災害警戒情報を福井地方気象台と連携して作成、共同発表し、市町に通知するとともに、一般に周知するために必要な措置を講じる。</p> <p>第3～4（略） 第5 避難活動 (1)～(4)(略)</p> <p>第6（略）</p> <p>第38～39節（略）</p> <p>第4章 災害復旧計画 第1節（略）</p> <p>第2節 民生安定計画 第1 被災者生活再建支援のための措置 (1)(略) (2)罹災証明書の交付 市町は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付体制を確立し、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付する。</p> <p>(3)(略) 第2 住宅の確保 (1)～(2)(略) 第3～9（略）</p>	<p>第35節（略）</p> <p>第36節（略）</p> <p>第37節 土砂災害応急対策計画 第1（略） 第2 土砂災害警戒情報の発表 県は、土砂災害発生のおそれが著しく高まったときに土砂災害警戒情報を福井地方気象台と連携して作成、共同発表し、市町に通知するとともに、一般に周知するために必要な措置を講じる。<u>また、避難勧告等の発令対象地域を特定するための参考情報として、土砂災害警戒情報を補足する情報の提供に努めるものとする。</u> <u>なお、地震等により土砂災害等に係る諸条件が変化し、通常の基準を適用することが適切でなくなった場合には、必要に応じて土砂災害警戒情報の発表基準の引下げを実施する。</u></p> <p>第3～4（略） 第5 避難活動 (1)～(4)(略) (5)避難勧告、指示の解除 市町は、避難勧告または指示の解除を行う際に、国または県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。 国および県は、市町から土砂災害に関する避難勧告等解除に関して求めがあった場合には、必要な助言をするものとする。また、大規模な土砂災害発生後には、必要に応じて国土交通省緊急災害対策応急隊（TEC-FORCE）や専門技術者等を派遣して二次災害の危険性等について市町に助言を行うものとする。</p> <p>第6（略）</p> <p>第38～39節（略）</p> <p>第4章 災害復旧計画 第1節（略）</p> <p>第2節 民生安定計画 第1 被災者生活再建支援のための措置 (1)(略) (2)罹災証明書の交付 市町は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付体制を確立し、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付する。 県は、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付について、被害の規模と比較して被災市町の体制・資機材のみでは不足すると見込まれる場合には、当該市町に対し必要な支援を行うとともに、被害が複数の市町にわたる場合には、調査・判定方法にばらつきが生じることのないよう、被災市町間の調整を図るものとする。</p> <p>(3)(略) 第2 住宅の確保 県および市町は、復興過程の被災者については、仮設住宅等の提供により、その間の生活の維持を支援するとともに、できる限り早い段階から被災者の特性やニーズを把握し、提供期間の終期を待つことなく恒久住宅への円滑な移行に向けた取組を計画的に実施するものとする。</p> <p>(1)～(2)(略) 第3～9（略）</p>

福井県地域防災計画（本編） 新旧対照表

現 行	改定案
<p>第3節（略）</p> <p>第4節 復興計画</p> <p>第1（略）</p> <p>第2 計画的復興</p> <p>大災害により、地域が壊滅的な被害を受けた場合における被災地の再建は、都市構造や産業基盤等の改変を伴う複雑な大事業となることから、県および市町は、事業を円滑かつ迅速に実施するための復興計画を策定し、関係機関と調整しながら、計画的に復興を進める。</p> <p>県および市町は、復興のための市街地の整備改善については、被災市街地復興特別措置法等を活用するとともに、災害に強いまちづくりについてできるだけ速やかに要配慮者を含む住民のコンセンサスを得るように努め、土地区画整理事業、市街地再開発事業等の実施により、安全で快適な市街地の形成と都市機能の充実を図る。</p> <p>第3～4（略）</p>	<p>第3節（略）</p> <p>第4節 復興計画</p> <p>第1（略）</p> <p>第2 計画的復興</p> <p>大災害により、地域が壊滅的な被害を受けた場合における被災地の再建は、都市構造や産業基盤等の改変を伴う複雑な大事業となることから、県および市町は、事業を円滑かつ迅速に実施するための復興計画を策定し、関係機関と調整しながら、計画的に復興を進める。</p> <p>県および市町は、復興のための市街地の整備改善については、被災市街地復興特別措置法等を活用するとともに、災害に強いまちづくりについてできるだけ速やかに要配慮者や女性等を含む住民のコンセンサスを得るように努め、土地区画整理事業、市街地再開発事業等の実施により、安全で快適な市街地の形成と都市機能の充実を図る。</p> <p>第3～4（略）</p>

福井県地域防災計画（震災対策編） 新旧対照表

現 行	改 定 案																																				
<p>福井県地域防災計画（震災対策編）</p> <p>第1章 総則 第1節（略）</p> <p>第2節 各機関の責務と処理すべき事務または業務の大綱 第1～2（略）</p> <p>第3 処理すべき事務または業務の大綱 1～2（略） 3 指定地方行政機関</p> <table border="1"> <tr> <td>1～3（略）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>4. 近畿厚生局</td> <td>(1) 国立病院の避難施設等の整備と防災訓練の指導 (2) 災害時における国立病院収容患者の医療等の指示・調整 (3) 災害による負傷者等の国立病院における医療、財政、その他救助の指示・調整</td> </tr> <tr> <td>5（略）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>6. 北陸農政局 (福井地域センター)</td> <td>(1)～(5)(略)</td> </tr> <tr> <td>7～16（略）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>17. 東京管区気象台 (福井地方気象台)</td> <td>(1) 気象、地象、水象の観測およびその成果の収集、発表 (2) 気象業務に必要な観測体制の充実および予報、通信等の施設および設備の整備 (3) 気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る）、水象の予報および特別警報・警報・注意報、ならびに台風、大雨、竜巻等突風に関する情報等の適時・的確な防災機関への伝達、およびこれらの機関や報道機関を通じた住民への周知 (4) 気象庁が発表する緊急地震速報（警報）の利用の心得などの周知・広報 (5) 市町が行う避難勧告等の判断・伝達マニュアルやハザードマップ等の作成に関する技術的な支援・協力 (6) 災害の発生が予想されるときや、災害発生時において、県や市町に対する気象状況の推移やその予想の解説等の適宜実施 (7) 県や市町、その他の防災関係機関との連携による防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発活動の実施</td> </tr> <tr> <td>18～19（略）</td> <td></td> </tr> </table> <p>4（略）</p> <p>5. 指定公共機関および指定地方公共機関</p> <table border="1"> <tr> <th>機 関 名</th> <th>処理すべき事務または業務の大綱</th> </tr> <tr> <td>1. 電気通信関係機関 西日本電信電話(福井支店) (株)NTTドコモ KDDI(株)(北陸総支社) ソフトバンクモバイル(株) (地域総務部(北陸)) ソフトバンクテレコム(株) (地域総務部(北陸))</td> <td>(1) 電気通信施設（電気移動通信施設）の整備および防災監視 (2) 災害時における通信の確保 (3) 災害対策の実施と被災通信施設の復旧</td> </tr> </table> <p>(後略)</p> <p>6（略）</p>	1～3（略）		4. 近畿厚生局	(1) 国立病院の避難施設等の整備と防災訓練の指導 (2) 災害時における国立病院収容患者の医療等の指示・調整 (3) 災害による負傷者等の国立病院における医療、財政、その他救助の指示・調整	5（略）		6. 北陸農政局 (福井地域センター)	(1)～(5)(略)	7～16（略）		17. 東京管区気象台 (福井地方気象台)	(1) 気象、地象、水象の観測およびその成果の収集、発表 (2) 気象業務に必要な観測体制の充実および予報、通信等の施設および設備の整備 (3) 気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る）、水象の予報および特別警報・警報・注意報、ならびに台風、大雨、竜巻等突風に関する情報等の適時・的確な防災機関への伝達、およびこれらの機関や報道機関を通じた住民への周知 (4) 気象庁が発表する緊急地震速報（警報）の利用の心得などの周知・広報 (5) 市町が行う避難勧告等の判断・伝達マニュアルやハザードマップ等の作成に関する技術的な支援・協力 (6) 災害の発生が予想されるときや、災害発生時において、県や市町に対する気象状況の推移やその予想の解説等の適宜実施 (7) 県や市町、その他の防災関係機関との連携による防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発活動の実施	18～19（略）		機 関 名	処理すべき事務または業務の大綱	1. 電気通信関係機関 西日本電信電話(福井支店) (株)NTTドコモ KDDI(株)(北陸総支社) ソフトバンクモバイル(株) (地域総務部(北陸)) ソフトバンクテレコム(株) (地域総務部(北陸))	(1) 電気通信施設（電気移動通信施設）の整備および防災監視 (2) 災害時における通信の確保 (3) 災害対策の実施と被災通信施設の復旧	<p>福井県地域防災計画（震災対策編）</p> <p>第1章 総則 第1節（略）</p> <p>第2節 各機関の責務と処理すべき事務または業務の大綱 第1～2（略）</p> <p>第3 処理すべき事務または業務の大綱 1～2（略） 3 指定地方行政機関</p> <table border="1"> <tr> <td>1～3（略）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>4. 近畿厚生局</td> <td>(1) 救援等に係る情報の収集および提供</td> </tr> <tr> <td>5（略）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>6. 北陸農政局 (福井支局)</td> <td>(1)～(5)(略)</td> </tr> <tr> <td>7～16（略）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>17. 東京管区気象台(福井地方気象台)</td> <td>(1) 気象、地象、水象の観測およびその成果の収集、発表 (2) 気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る）、水象の予報・警報等の防災情報の発表、伝達及び解説 (3) 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備 (4) 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言の実施 (5) 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発の実施</td> </tr> <tr> <td>18～19（略）</td> <td></td> </tr> </table> <p>4（略）</p> <p>5. 指定公共機関および指定地方公共機関</p> <table border="1"> <tr> <th>機 関 名</th> <th>処理すべき事務または業務の大綱</th> </tr> <tr> <td>1. 電気通信関係機関 西日本電信電話(福井支店) (株)NTTドコモ KDDI(株)(北陸総支社) ソフトバンク(株)</td> <td>(1) 電気通信施設（電気移動通信施設）の整備および防災監視 (2) 災害時における通信の確保 (3) 災害対策の実施と被災通信施設の復旧</td> </tr> </table> <p>(後略)</p> <p>6（略）</p>	1～3（略）		4. 近畿厚生局	(1) 救援等に係る情報の収集および提供	5（略）		6. 北陸農政局 (福井支局)	(1)～(5)(略)	7～16（略）		17. 東京管区気象台(福井地方気象台)	(1) 気象、地象、水象の観測およびその成果の収集、発表 (2) 気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る）、水象の予報・警報等の防災情報の発表、伝達及び解説 (3) 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備 (4) 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言の実施 (5) 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発の実施	18～19（略）		機 関 名	処理すべき事務または業務の大綱	1. 電気通信関係機関 西日本電信電話(福井支店) (株)NTTドコモ KDDI(株)(北陸総支社) ソフトバンク(株)	(1) 電気通信施設（電気移動通信施設）の整備および防災監視 (2) 災害時における通信の確保 (3) 災害対策の実施と被災通信施設の復旧
1～3（略）																																					
4. 近畿厚生局	(1) 国立病院の避難施設等の整備と防災訓練の指導 (2) 災害時における国立病院収容患者の医療等の指示・調整 (3) 災害による負傷者等の国立病院における医療、財政、その他救助の指示・調整																																				
5（略）																																					
6. 北陸農政局 (福井地域センター)	(1)～(5)(略)																																				
7～16（略）																																					
17. 東京管区気象台 (福井地方気象台)	(1) 気象、地象、水象の観測およびその成果の収集、発表 (2) 気象業務に必要な観測体制の充実および予報、通信等の施設および設備の整備 (3) 気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る）、水象の予報および特別警報・警報・注意報、ならびに台風、大雨、竜巻等突風に関する情報等の適時・的確な防災機関への伝達、およびこれらの機関や報道機関を通じた住民への周知 (4) 気象庁が発表する緊急地震速報（警報）の利用の心得などの周知・広報 (5) 市町が行う避難勧告等の判断・伝達マニュアルやハザードマップ等の作成に関する技術的な支援・協力 (6) 災害の発生が予想されるときや、災害発生時において、県や市町に対する気象状況の推移やその予想の解説等の適宜実施 (7) 県や市町、その他の防災関係機関との連携による防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発活動の実施																																				
18～19（略）																																					
機 関 名	処理すべき事務または業務の大綱																																				
1. 電気通信関係機関 西日本電信電話(福井支店) (株)NTTドコモ KDDI(株)(北陸総支社) ソフトバンクモバイル(株) (地域総務部(北陸)) ソフトバンクテレコム(株) (地域総務部(北陸))	(1) 電気通信施設（電気移動通信施設）の整備および防災監視 (2) 災害時における通信の確保 (3) 災害対策の実施と被災通信施設の復旧																																				
1～3（略）																																					
4. 近畿厚生局	(1) 救援等に係る情報の収集および提供																																				
5（略）																																					
6. 北陸農政局 (福井支局)	(1)～(5)(略)																																				
7～16（略）																																					
17. 東京管区気象台(福井地方気象台)	(1) 気象、地象、水象の観測およびその成果の収集、発表 (2) 気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る）、水象の予報・警報等の防災情報の発表、伝達及び解説 (3) 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備 (4) 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言の実施 (5) 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発の実施																																				
18～19（略）																																					
機 関 名	処理すべき事務または業務の大綱																																				
1. 電気通信関係機関 西日本電信電話(福井支店) (株)NTTドコモ KDDI(株)(北陸総支社) ソフトバンク(株)	(1) 電気通信施設（電気移動通信施設）の整備および防災監視 (2) 災害時における通信の確保 (3) 災害対策の実施と被災通信施設の復旧																																				

福井県地域防災計画（震災対策編） 新旧対照表

現 行	改定案
<p>第2章 災害予防計画</p> <p>第1節 防災知識普及計画</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 防災知識普及計画</p> <p>(1) 県民に対する防災知識の普及</p> <p>県、市町および福井地方気象台は、県民の防災意識の高揚を図るため、各種の手法を活用した教材、マニュアルを作成するほか、県民に対する社会教育などを通じて、地震や津波に対する関心を高め、防災知識を普及させる。</p> <p>また、県民等の防災意識の向上および防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信する。</p> <p>普及の方法</p> <p>ア 県および市町の広報媒体の活用</p> <p>イ 講習会、研修会等の開催（要配慮者にも十分配慮する。）</p> <p>ウ 報道機関を通じた広報</p> <p>エ 防災知識啓発行事の開催</p> <p>オ 防災週間や津波防災の日に合わせての防災訓練の実施</p> <p>カ ハザードマップや住民用地震・津波防災手引き等の配布</p> <p>キ 県民運動としての地域的取組みの推進</p> <p>ク メールマガジンの携帯電話等への発信</p> <p>普及の内容</p> <p>ア～ウ（略）</p> <p>エ 3日分の飲料水、食料、携帯トイレ、トイレトーパー等の備蓄</p> <p>オ～コ（略）</p> <p>(2)～(7)(略)</p> <p>第3～第4(略)</p> <p>第2～3節(略)</p> <p>第4節 避難対策計画</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 指定緊急避難場所</p> <p>(1)～(2)(略)</p> <p>第3 指定避難所</p> <p>(1) 避難所の指定</p> <p>円滑な救援活動を実施し、また一定の生活環境を確保する観点から、市町は以下の事項について調査し、政令で定める基準に適合する学校や公民館等の公共施設等を指定避難所としてあらかじめ指定し、住民に対して周知徹底を図る。</p> <p>指定避難所について、市町は、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造または設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定する。また、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ね</p>	<p>第2章 災害予防計画</p> <p>第1節 防災知識普及計画</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 防災知識普及計画</p> <p>(1) 県民に対する防災知識の普及</p> <p>県、市町および福井地方気象台は、県民の防災意識の高揚を図るため、各種の手法を活用した教材、マニュアルを作成するほか、県民に対する社会教育などを通じて、地震や津波に対する関心を高め、防災知識を普及させる。<u>災害による人的被害を軽減する方策は、住民等の避難行動が基本となることを踏まえ、警報等や避難指示等の意味と内容の説明など、啓発活動を住民等に対して行うものとする。</u>また、県民等の防災意識の向上および防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信する。</p> <p>普及の方法</p> <p>ア 県および市町の広報媒体の活用</p> <p>イ 講習会、研修会等の開催（要配慮者にも十分配慮する。）</p> <p>ウ 報道機関を通じた広報</p> <p>エ 防災週間や津波防災の日に合わせての防災知識啓発行事の開催</p> <p>オ 防災週間や津波防災の日に合わせての防災訓練の実施</p> <p>カ ハザードマップや住民用地震・津波防災手引き等の配布</p> <p>キ 県民運動としての地域的取組みの推進</p> <p>ク メールマガジンの携帯電話等への発信</p> <p>普及の内容</p> <p>ア～ウ（略）</p> <p>エ <u>最低3日間、推奨1週間分の飲料水、食料、携帯トイレ、トイレトーパー等の備蓄</u></p> <p>オ～コ（略）</p> <p>(2)～(7)(略)</p> <p>第3～第4(略)</p> <p>第2～3節(略)</p> <p>第4節 避難対策計画</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 指定緊急避難場所</p> <p>(1)～(2)(略)</p> <p><u>(3) 住民への周知</u></p> <p><u>指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定がなされていることおよび避難の際には発生するおそれのある災害に対応した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであることについて、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。特に、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、指定避難所が必ずしも特定の災害の指定緊急避難場所に指定されていない場合があることを日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。</u></p> <p>第3 指定避難所</p> <p>(1) 避難所の指定</p> <p>円滑な救援活動を実施し、また一定の生活環境を確保する観点から、市町は以下の事項について調査し、政令で定める基準に適合する学校や公民館等の公共施設等を指定避難所としてあらかじめ指定し、住民に対して周知徹底を図る。</p> <p>指定避難所について、市町は、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造または設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定する。また、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ね</p>

福井県地域防災計画（震災対策編） 新旧対照表

現 行	改定案
<p>ることができる。</p> <p>学校を避難所として指定する場合は、学校が教育活動の場であることに配慮し、避難所としての機能が心急的なものであることを認識の上、教育委員会等の関係者と調整を図る。</p> <p>また、市町は、一般の避難所では生活することが困難な障害者等の要配慮者のため、介護保険施設、障害者支援施設等の福祉避難所を指定するよう努める。</p> <p>(2)～(4)(略)</p> <p>第4～5(略)</p> <p>第6 避難路等避難誘導体制の整備</p> <p>市町は、迅速かつ安全な避難を確保するため、避難路をあらかじめ指定し、避難標識や案内板を計画的に整備し、避難誘導マップ等を作成し、住民に対して周知徹底を図る。</p> <p>(後略)</p> <p>第7～8(略)</p> <p>第5～6節(略)</p> <p>第7節 要配慮者震災予防計画</p> <p>第1～3(略)</p> <p>第4 情報連絡・伝達設備および体制の整備</p> <p>避難行動要支援者に対する情報連絡・伝達設備および体制については、要介護高齢者、視覚障害、聴覚障害、肢体障害等、避難行動要支援者の特性にあわせ、「避難支援プラン」を作成する中で整備を図る。</p> <p>また、要配慮者に対する情報連絡・伝達体制を充実させるため、テレビ放送における手話通訳、外国語放送および文字放送の積極的な活用を図るとともに、携帯電話メール等による避難情報の提供、避難所等での文字媒体(電光掲示板等)の活用等についても検討し、具体化を図る。</p> <p>さらに、手話通訳者等の育成を図り、地域ごとの手話通訳者をあらかじめ確保する。</p> <p>第5 防災知識の普及(略)</p> <p>第6 防災訓練における配慮事項(略)</p> <p>第7 要配慮者に対する災害対策の配慮(略)</p> <p>第8節 医療救護予防計画</p> <p>第1(略)</p> <p>第2 医療救護活動体制の確立</p> <p>(1)～(7)(略)</p> <p>(8) 広域搬送拠点の整備</p> <p>県および市町は、地域の実情に応じて、広域後方医療施設への傷病者の搬送に当たり広域搬送拠点として使用することが適当な民間空港、自衛隊の基地、大規模な空き地等をあらかじめ抽出しておくなど、災害発生時における救急医療体制の整備に努める。なお、これらの広域搬送拠点には、広域後方医療関係機関と協力しつつ、広域後方医療施設への傷病者の搬送に必要なトリアージ(緊急度判定の基づく治療順位の決定)や救急措置等を行うための場所・設備をあらかじめ整備しておくよう努める。</p>	<p>ることができる。<u>指定緊急避難場所と指定避難所の役割が違うことについては、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。</u></p> <p>学校を避難所として指定する場合は、学校が教育活動の場であることに配慮し、避難所としての機能が心急的なものであることを認識の上、教育委員会等の関係者と調整を図る。</p> <p>また、市町は、一般の避難所では生活することが困難な障害者等の要配慮者のため、介護保険施設、障害者支援施設等の福祉避難所を指定するよう努める。</p> <p>(2)～(4)(略)</p> <p>第4～5(略)</p> <p>第6 避難路等避難誘導体制の整備</p> <p>市町は、迅速かつ安全な避難を確保するため、避難路をあらかじめ指定し、避難標識や案内板を計画的に整備し、避難誘導マップ等を作成し、住民に対して周知徹底を図る。</p> <p><u>なお、防災マップの作成にあたっては住民も参加する等の工夫をすることにより、災害からの避難に対する住民等の理解の促進を図るよう努めるものとする。</u></p> <p>(後略)</p> <p>第7～8(略)</p> <p>第5～6節(略)</p> <p>第7節 要配慮者震災予防計画</p> <p>第1～3(略)</p> <p>第4 情報連絡・伝達設備および体制の整備</p> <p>避難行動要支援者に対する情報連絡・伝達設備および体制については、要介護高齢者、視覚障害、聴覚障害、肢体障害等、避難行動要支援者の特性にあわせ、「避難支援プラン」を作成する中で整備を図る。</p> <p>また、要配慮者に対する情報連絡・伝達体制を充実させるため、テレビ放送における手話通訳、外国語放送および文字放送の積極的な活用を図るとともに、携帯電話メール等による避難情報の提供、避難所等での文字媒体(電光掲示板等)の活用等についても検討し、具体化を図る。</p> <p>さらに、手話通訳者等の育成を図り、地域ごとの手話通訳者をあらかじめ確保する。</p> <p><u>県および市町は、訪日外国人旅行者等避難誘導の際に配慮を要する来訪者への情報伝達体制等の整備に努めるものとする。</u></p> <p><u>第5 避難行動要支援者の避難場所から避難所への運送</u></p> <p><u>市町は、安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に避難場所から避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等についてあらかじめ定めるよう努めるものとする。</u></p> <p>第6 防災知識の普及(略)</p> <p>第7 防災訓練における配慮事項(略)</p> <p>第8 要配慮者に対する災害対策の配慮(略)</p> <p>第8節 医療救護予防計画</p> <p>第1(略)</p> <p>第2 医療救護活動体制の確立</p> <p>(1)～(7)(略)</p> <p>(8) 航空搬送拠点の整備</p> <p>県および市町は、地域の実情に応じて、広域後方医療施設への傷病者の搬送に当たり航空搬送拠点として使用することが適当な民間空港、自衛隊の基地、大規模な空き地等をあらかじめ抽出しておくなど、災害発生時における救急医療体制の整備に努める。なお、これらの航空搬送拠点には、広域後方医療関係機関と協力しつつ、広域後方医療施設への傷病者の搬送に必要なトリアージ(緊急度判定の基づく治療順位の決定)や救急措置等を行うための場所・設備をあらかじめ整備しておくよう努める。</p>

福井県地域防災計画（震災対策編） 新旧対照表

現 行	改定案
<p>(9)(略)</p> <p>第9節(略)</p> <p>第10節 津波に強いまちづくり計画</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 津波に強いまちづくりの形成</p> <p>(1)～(2)(略)</p> <p>(3)津波浸水想定の設定</p> <p>県および市町は、津波災害のおそれのある区域について、各沿岸地域の自然特性、社会経済特性等の現状を把握するための基礎調査を行い、その結果を踏まえ、津波浸水想定を設定し、施設整備、警戒避難体制、土地利用等が有機的に連携した津波防災対策を推進する。</p> <p><u>また、今後は、津波防災地域づくり法に基づき、国の断層調査結果を踏まえた津波浸水想定を設定し、公表する。</u></p> <p>(後略)</p> <p>(4)～(5)(略)</p> <p>第3(略)</p> <p>第4 建築物の安全化</p> <p>県、市町および施設管理者は、駅等不特定多数の者が利用する施設、学校、行政関連施設等の応急対策上重要な施設、要配慮者に係る社会福祉施設、医療施設等について、津波に対する安全性の確保に特に配慮する。</p> <p>また、県および市町は、津波浸水想定地域における児童生徒等の安全確保のため、高台等の指定緊急避難場所へ通じる避難路等の整備など、各地域の実情等を踏まえた学校の津波対策に努める。</p> <p>第11節～13節 (略)</p> <p>第14節 津波災害防止計画</p> <p>第1～2 (略)</p> <p>第3 警戒避難体制の整備</p> <p>(1)～(2)(略)</p> <p>(3)避難指示等の発令基準</p> <p>市町は、<u>地域の特性等を踏まえつつ、津波警報等の内容に応じた避難指示等の具体的な発令基準をあらかじめ定める。発令基準の策定・見直しに当たっては、災害の危険度を表す情報等の活用について、それらの情報を取り扱う県や気象台等との連携に努める。</u></p> <p>(4)～(5)(略)</p> <p>第4 (略)</p>	<p>(9)(略)</p> <p>第9節(略)</p> <p>第10節 津波に強いまちづくり計画</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 津波に強いまちづくりの形成</p> <p>(1)～(2)(略)</p> <p>(3)津波浸水想定の設定</p> <p>県および市町は、津波災害のおそれのある区域について、各沿岸地域の自然特性、社会経済特性等の現状を把握するための基礎調査を行い、その結果を踏まえ、津波浸水想定を設定し、施設整備、警戒避難体制、土地利用等が有機的に連携した津波防災対策を推進する。</p> <p><u>今後は、津波防災地域づくり法に基づき、国の断層調査結果を踏まえた津波浸水想定を設定・公表し、住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる区域を津波災害警戒区域に指定し、津波発生時の警戒避難体制の整備に努める。</u></p> <p><u>市町は、津波災害警戒区域の指定のあったときは、市町地域防災計画において、当該区域ごとに、津波に関する情報、予報及び警報伝達に関する事項、避難場所及び避難経路に関する事項、津波避難訓練に関する事項、地下街等または主として防災上の配慮を要するものが利用する社会福祉施設、学校、医療施設の名称及び所在地等について定めるものとする。</u></p> <p>(後略)</p> <p>(4)～(5)(略)</p> <p>第3(略)</p> <p>第4 建築物の安全化</p> <p>県、市町および施設管理者は、駅等不特定多数の者が利用する施設、学校、行政関連施設等の応急対策上重要な施設、要配慮者に係る社会福祉施設、医療施設等について、津波に対する安全性の確保に特に配慮する。</p> <p>また、県および市町は、津波浸水想定地域における児童生徒等の安全確保のため、高台等の指定緊急避難場所へ通じる避難路等の整備など、各地域の実情等を踏まえた学校の津波対策に努める。</p> <p><u>市町地域防災計画に名称及び所在地を定められた地下街等または主として防災上の配慮を要する者が利用する社会福祉施設、学校、医療施設等の所有者又は管理者は、施設利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するため、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難訓練及び防災教育に関する事項等を定めた避難確保計画の作成・公表、当該避難確保計画に基づく避難訓練を実施するものとし、作成した避難確保計画及び実施した避難訓練の結果について市町長に報告するものとする。</u></p> <p>第11～13節 (略)</p> <p>第14節 津波災害防止計画</p> <p>第1～2 (略)</p> <p>第3 警戒避難体制の整備</p> <p>(1)～(2)(略)</p> <p>(3)避難指示等の発令基準</p> <p>市町は、津波災害に対する住民の警戒避難体制として、津波警報等が発表された場合に直ちに避難指示等を発令することを基本とした具体的な避難指示等の発令基準をあらかじめ定める。発令基準の策定・見直しに当たっては、災害の危険度を表す情報等の活用について、それらの情報を取り扱う県や気象台等との連携に努める。</p> <p>(4)～(5)(略)</p> <p>第4 (略)</p>

福井県地域防災計画（震災対策編） 新旧対照表

現 行	改定案
<p>第15節（略）</p> <p>第16節 交通施設災害予防計画 第1～3（略） 第4 港湾施設等 港湾管理者・漁港管理者は、震災時における緊急物資および避難者の海上輸送基地として機能できるよう、施設の安全性および耐震性や耐浪化の強化を図る。 また、施設の安全確保のため、点検調査を行う</p> <p>第5（略）</p> <p>第17～19節（略）</p> <p>第20節 上水道・下水道施設災害予防計画 第1～2（略） 第3 下水道施設 （1）～（3）（略）</p> <p>第21～22節（略）</p> <p>第23節 広域的相互応援体制整備計画 第1～2（略） 第3 県外相互広域応援体制 （1）（略） （2）ブロック単位の協定 石川県および富山県と締結している「北陸三県災害相互応援に関する協定」 中部9県1市で締結している「災害応援に関する協定」 近畿2府7県で締結している「近畿圏危機発生時の相互応援に関する協定」</p> <p>（3）（略） 第4 民間団体等との協定 （1）（略）</p>	<p>第15節（略）</p> <p>第16節 交通施設災害予防計画 第1～3（略） 第4 港湾施設等 港湾管理者・漁港管理者は、震災時における緊急物資および避難者の海上輸送基地として機能できるよう、施設の安全性および耐震性や耐浪化の強化を図る。 また、施設の安全確保のため、点検調査を行う <u>国および港湾管理者は、緊急輸送等災害時に必要な航路機能を確保するため、耐震強化岸壁等大規模地震対策施設に至る航路沿い等水域沿いの民間事業者が所有する港湾施設の耐震改修を推進するものとする。また、発災後の緊急輸送または地域産業の速やかな復旧・復興を図るため、関係機関と連携の下、発災時の港湾・漁港機能の維持・継続のための対策を検討するものとする。</u></p> <p>第5（略）</p> <p>第17～19節（略）</p> <p>第20節 上水道・下水道施設災害予防計画 第1～2（略） 第3 下水道施設 （1）～（3）（略） <u>（4）施設、設備の維持管理</u> <u>下水道管理者は、民間事業者等との協定締結などにより発災後における下水道施設の維持又は修繕に努めるとともに、災害発生時においても下水道の機能を維持するため、可搬式排水ポンプその他の必要な資器材の整備等に努めるものとする。</u></p> <p>第21～22節（略）</p> <p>第23節 広域的相互応援体制整備計画 第1～2（略） 第3 県外相互広域応援体制 （1）（略） （2）ブロック単位の協定 石川県および富山県と締結している「北陸三県災害相互応援に関する協定」 中部9県1市で締結している「災害応援に関する協定」 近畿2府7県で締結している「近畿圏危機発生時の相互応援に関する協定」 <u>近畿2府8県および近畿2府8県バス協会と締結している「大規模広域災害時におけるバスによる緊急輸送に関する協定」</u> <u>近畿2府8県、近畿2府8県放射線技師会および日本診療放射線技師会で締結している「原子力災害時の放射線被ばく防止に関する協定」</u> <u>近畿2府8県、近畿2府8県宅地建物取引業協会、全日本不動産協会近畿2府8県本部、全国賃貸住宅経営者協会連合会および日本賃貸住宅管理協会と締結している「大規模広域災害時における民間賃貸住宅の被災者への提供等に関する協定」</u></p> <p>（3）（略） 第4 民間団体等との協定 （1）（略）</p>

福井県地域防災計画（震災対策編） 新旧対照表

現 行	改定案
<p>(2) 医療救護                      一般社団法人福井県医師会と締結している「災害時の医療救護に関する協定」                      一般社団法人福井県歯科医師会と締結している「災害時の歯科医療救護に関する協定」                      一般社団法人福井県薬剤師会と締結している「災害時における医療救護活動に関する協定書」</p> <p>福井県医療機器協会と締結している「災害における医療材料等の供給等に関する協定書」                      福井県医薬品卸業協会と締結している「災害時における医薬品の供給等に関する協定書」                      一般社団法人日本産業・医療ガス協会北陸地域本部と締結している「災害時における医療用ガス等の供給に関する協定書」                      近畿臨床検査薬卸連合会と締結している「災害時における臨床検査薬等の供給に関する協定書」</p> <p>(3) (略)                      (4) その他                      (前略)                      一般社団法人建築業協会と締結している「災害時における県有建築物の応急対策業務等に関する協定」</p> <p>セントラルヘリコプターサービス株式会社と締結している「災害航空応援協力協定」                      (中略)                      石油連盟と締結している「災害時の重要施設に係る情報共有に関する覚書」</p> <p>第5～6 (略)</p> <p>第24節 (略)</p> <p>第25節 緊急事態管理体制整備計画                      第1～3 (略)                      第4 市町防災活動体制                      市町は、物資の集積、救急・救護活動や災害時のボランティアの受け入れを目的とした地域防災拠点、市町防災行政無線等の情報通信施設、食料・日常生活品等の備蓄倉庫、避難所や庁舎等の非常用電源等の整備に努める。</p> <p>また、災害時に緊急の救護所、被災者の一時収容施設となる病院、診療所、学校や防災活動の中心となる庁舎については、耐震化を図る。</p> <p>(後略)                      第5～6 (略)                      第7 公的機関等の業務継続性の確保                      県、市町等の防災関係機関は、災害発生時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図る。また、実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂などを行う。</p> <p>第8～9 (略)</p>	<p>(2) 医療救護                      一般社団法人福井県医師会と締結している「災害時の医療救護に関する協定」                      一般社団法人福井県歯科医師会と締結している「災害時の歯科医療救護に関する協定」                      一般社団法人福井県薬剤師会と締結している「災害時における医療救護活動に関する協定書」  <u>公益社団法人福井看護協会と締結している「災害時の救護活動に関する協定書」</u>                      福井県医療機器協会と締結している「災害における医療材料等の供給等に関する協定書」                      福井県医薬品卸業協会と締結している「災害時における医薬品の供給等に関する協定書」                      一般社団法人日本産業・医療ガス協会北陸地域本部と締結している「災害時における医療用ガス等の供給に関する協定書」                      近畿臨床検査薬卸連合会と締結している「災害時における臨床検査薬等の供給に関する協定書」</p> <p>(3) (略)                      (4) その他                      (前略)                      一般社団法人建築業協会と締結している「災害時における県有建築物の応急対策業務等に関する協定」  <u>公益社団法人土木学会関西支部と締結している「災害時における調査の相互協力に関する協定」</u>                      セントラルヘリコプターサービス株式会社と締結している「災害航空応援協力協定」                      (中略)                      石油連盟と締結している「災害時の重要施設に係る情報共有に関する覚書」  <u>福井県葬祭業協同組合および全日本葬祭業協同組合連合会と締結している「災害時における棺および葬祭用品の供給等ならびに遺体の搬送等の協力に関する協定書」</u></p> <p>第5～6 (略)</p> <p>第24節 (略)</p> <p>第25節 緊急事態管理体制整備計画                      第1～3 (略)                      第4 市町防災活動体制                      市町は、物資の集積、救急・救護活動や災害時のボランティアの受け入れを目的とした地域防災拠点、市町防災行政無線等の情報通信施設、食料・日常生活品等の備蓄倉庫、避難所や庁舎等の非常用電源等の整備に努めるとともに<u>対応する災害に応じて浸水防止機能、土砂災害に対する安全確保等に努めるものとする。</u></p> <p>また、災害時に緊急の救護所、被災者の一時収容施設となる病院、診療所、学校や防災活動の中心となる庁舎については、耐震化を図る。</p> <p><u>災害時に孤立するおそれのある市町で停電が発生した場合に備え、衛星携帯電話などにより、当該地域の住民と当該市町との双方向の情報連絡体制を確保するよう留意するものとする。</u>(後略)</p> <p>第5～6 (略)                      第7 公的機関等の業務継続性の確保                      県、市町等の防災関係機関は、災害発生時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図る。また、実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂などを行う。</p> <p>特に、<u>県および市町は、災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うこととなることから、業務継続計画の策定等に当たっては、少なくとも首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食糧等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について定めておくものとする。</u></p> <p>第8～9 (略)</p>



福井県地域防災計画（震災対策編） 新旧対照表

現 行	改定案
<p>第3章 災害応急対策計画</p> <p>第1節 応急活動体制計画 第1～5 (略)</p> <p>第6 福井県災害対策本部の設置 (1)～(2)(略) (3)組織、事務分掌等 ～ (略) 災害対策本部員は、<u>政策幹</u>、教育長、各部長（行政組織規則（昭和39年福井県規則第21号）第202条第1項に定める部長をいう。）、安全環境部危機対策監、国体推進局長、会計管理者および警察本部長をもって充てる。 また、災害対策本部には災害対策本部の広報を総括するため、報道管理者を置き、総務部企画幹または安全環境部企画幹をもって充てる。 ～ (略) (4)～(7)(略) (8)市町災害対策本部への職員の派遣 災害対策本部長（知事）は、市町が災害対策本部を設置した場合は、直ちに職員を市町災害対策本部に派遣し、市町からの情報収集、県からの情報伝達、市町からの応援要請の総合調整等を行わせる。  (9)～(13)(略)</p> <p>第7～9 (略)</p> <p>第2節 広域的応援対応計画 第1～6(略)</p> <p>第7 防災活動拠点 県および市町は、適切な役割分担のもとに大規模災害時に長期的な物資の流通配給拠点、<u>各種の応援部隊</u>、ボランティア等の活動拠点、救急・救援の活動拠点となる施設を確保する。</p> <p>第3～5節(略)</p> <p>第6節 災害情報収集伝達計画 第1 (略) 第2 震災に関する情報の収集および伝達 (1)(略) (2)県の実施体制 ～ (略) 衛星車載局による情報の収集および伝達 県は、震災による被災状況、応急対策実施情報などの情報を衛星車載局の画像伝送、衛星通信などの機能を活用して迅速かつ的確に収集および伝送する。また、災害現場の被災映像情報を県内防災関係機関をはじめとして国や他の都道府県などへ配信する。</p>	<p>第3章 災害応急対策計画</p> <p>第1節 応急活動体制計画 第1～5 (略)</p> <p>第6 福井県災害対策本部の設置 (1)～(2)(略) (3)組織、事務分掌等 ～ (略) 災害対策本部員は、教育長、各部長（行政組織規則（昭和39年福井県規則第21号）第202条第1項に定める部長をいう。）、<u>総合政策部ふるさと県民局長</u>、<u>新幹線政策監</u>、安全環境部危機対策監、国体推進局長、会計管理者および警察本部長をもって充てる。 また、災害対策本部には災害対策本部の広報を総括するため、報道管理者を置き、総務部企画幹または安全環境部企画幹をもって充てる。 ～ (略) (4)～(7)(略) (8)市町災害対策本部への職員の派遣 災害対策本部長（知事）は、市町が災害対策本部を設置した場合は、直ちに職員を市町災害対策本部に派遣し、市町からの情報収集、県からの情報伝達、市町からの応援要請の総合調整等を行わせる。特に、<u>市町が報告を行うことができなくなったときは、被災地への職員派遣、ヘリコプター等の機材や各種通信手段の効果的活用等により、あらゆる手段を尽くして積極的に情報収集を行う。</u>  (9)～(13)(略)</p> <p>第7～9 (略)</p> <p>第10 <u>合同調整所の設置</u> <u>県または市町は、必要に応じて合同調整所を設置し、災害現場で活動する警察・消防・海上保安庁・自衛隊の部隊の活動エリア・内容・手順、情報通信手段等について、部隊間の情報共有および活動調整を行う。また、災害現場で活動する災害派遣医療チーム（DMAT）等とも密接に情報共有を図りつつ、連携して活動するものとする。</u></p> <p>第2節 広域的応援対応計画 第1～6(略)</p> <p>第7 防災活動拠点 県および市町は、適切な役割分担のもとに大規模災害時に長期的な物資の流通配給拠点、<u>警察・消防・自衛隊の部隊の展開、宿営等のための活動拠点</u>、ボランティア等の活動拠点、救急・救援の活動拠点となる施設を確保する。</p> <p>第3～5節(略)</p> <p>第6節 災害情報収集伝達計画 第1 (略) 第2 震災に関する情報の収集および伝達 (1)(略) (2)県の実施体制 ～ (略) 衛星車載局による情報の収集および伝達 県は、震災による被災状況、応急対策実施情報などの情報を衛星車載局の画像伝送、衛星通信などの機能を活用して迅速かつ的確に収集および伝送する。また、災害現場の被災映像情報を県内防災関係機関をはじめとして国や他の都道府県などへ配信する。</p>

福井県地域防災計画（震災対策編） 新旧対照表

現 行	改定案
<p>また、県警察のヘリコプターテレビシステムとの連携により、県内すべての地域での画像情報の収集を行う。 (後略)</p> <p>～ (略)</p> <p>(3)～(5)(略)</p> <p>第3 被害状況報告</p> <p>(1)～(3)(略)</p> <p>第7節 (略)</p> <p>第8節 広報計画</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 県災害対策本部における広報</p> <p>(1)～(4)(略)</p> <p>(5)相談窓口の開設</p> <p>災害が発生した場合には、あらかじめ設置してある相談窓口において被災者等からの相談、問い合わせ等に対応する。</p> <p>また、国、県、市町等の総合相談窓口の開設を行い、被災者等からの幅広い相談に応じる。</p> <p>第3～5 (略)</p> <p>第9節 避難計画</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 避難態勢</p> <p>(1)(略)</p> <p>(2)避難の勧告・指示</p> <p>避難の勧告・指示</p> <p>ア 市町長の措置(災害対策基本法第60条)</p>	<p>また、県警察のヘリコプターテレビシステムとの連携により、県内すべての地域での画像情報の収集を行う。 県および市町は、情報収集で得た航空写真・画像等については、ライフライン施設等の被害状況の早期把握のため、ライフライン事業者等の要望に応じて、情報提供に努めるものとする。(後略)</p> <p>～ (略)</p> <p><u>人的被害の数</u></p> <p><u>人的被害の数(死者・行方不明者数をいう。)</u>については、県が一元的に集約、調整を行うものとする。その際、県は、関係機関が把握している人的被害の数について積極的に収集し、一方、関係機関は県に連絡するものとする。当該情報が得られた際は、県は、関係機関との連携のもと、整理・突合・精査を行い、直ちに消防庁へ報告するものとする。</p> <p>(3)～(5)(略)</p> <p>第3 被害状況報告</p> <p>市町は、人的被害の状況(行方不明者の数を含む。)、建築物の被害、火災、津波、土砂災害の発生状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ報告するものとする。通信の途絶等により県に報告できない場合は、直接国(消防庁)へ報告するものとする。特に、行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、市町は、住民登録の有無にかかわらず、当該市町の区域(海上を含む。)内で行方不明となった者について、県警察等関係機関の協力に基づき、正確な情報の収集に努めるものとする。また、行方不明者として把握した者が、他の市町に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町または県(外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は外務省)に連絡するものとする。</p> <p>(1)～(3)(略)</p> <p><u>孤立集落の被害状況把握</u></p> <p><u>道路等の途絶によるいわゆる孤立集落については、早期解消の必要があることから、国、指定公共機関、県、被災市町は、それぞれの所管する道路のほか、通信、電気、ガス、上下水道等のライフラインの途絶状況を把握するとともに、その復旧状況と併せて、県、被災市町に連絡するものとする。また、県および被災市町は、特に孤立地域の通信手段の確保について、特段の配慮を行うものとし、当該地域における備蓄の状況、医療付援助が必要な者など要配慮者の有無の把握に努めるものとする。</u></p> <p>第7節 (略)</p> <p>第8節 広報計画</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 県災害対策本部における広報</p> <p>(1)～(4)(略)</p> <p>(5)相談窓口、<u>情報提供窓口</u>の開設</p> <p>災害が発生した場合には、あらかじめ設置してある相談窓口において被災者等からの相談、問い合わせ等に対応する。</p> <p>また、国、県、市町等の総合相談窓口の開設を行い、被災者等からの幅広い相談に応じる。<u>被災者に総合的な情報を提供するポータルサイト等の情報提供窓口の設置に努める。</u></p> <p>第3～5 (略)</p> <p>第9節 避難計画</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 避難態勢</p> <p>(1)(略)</p> <p>(2)避難の勧告・指示</p> <p>避難の勧告・指示</p> <p>ア 市町長の措置(災害対策基本法第60条)</p>

福井県地域防災計画（震災対策編） 新旧対照表

現 行	改定案
<p>市町長は、建築物の倒壊、火災、崖崩れ、津波等の災害が発生し、または発生するおそれがあり、住民の生命、身体に危険を及ぼすと認めるときは、危険地域の住民に対し、立ち退きの勧告および指示を行う。</p> <p>イ～オ（略） ～（略）</p> <p>(3) 避難所の開設</p> <p>市町長（災害救助法が適用された場合は、知事の救助事務を委任された市町長）は、避難が行なわれるときは直ちに避難所を開設するとともに設置場所等を速やかに被災者に周知する。また市町長は、避難所の開設状況について速やかに知事および関係機関に情報提供または通報する。</p> <p>なお、市町長は、災害が発生していない場合であっても、住民の自主避難に応じ、速やかに避難所を開設するよう努める。</p> <p>市町長は、災害のため現に被害を受け、または受けるおそれのある者を避難所に収容し保護する。</p> <p>ア 避難所設置の方法</p> <p>避難所の設置は、あらかじめ指定した指定避難所の利用を原則とするが、これら適当な建物を得がたいときには、指定避難所以外の施設についても、安全性を確認の上、管理者の同意を得て臨時避難所として開設するほか、野外に仮設物等を設置し、または天幕の設営により臨時避難所を開設する。</p> <p>資材の確保が困難な場合は、県において必要な資材をあっせんする。</p> <p>この場合において、地域の実情に応じ、小学校区等ごとに地区内の各避難所を包摂する拠点避難所を設け、情報の収集、伝達体制を整備する。</p> <p>イ（略）</p> <p>(4)(略)</p> <p>第3～5（略）</p> <p>第10節 被災者の救出計画</p> <p>第1 計画の方針</p> <p>地震や津波は広域的災害であり、同時多発的に多くの要救出者が生ずることが予想されるため、防災関係機関相互の緊密な連携による救護活動体制を確立し、迅速かつ的確に救出活動を実施する。</p> <p>第2～4（略）</p> <p>第11節 要配慮者応急対策計画</p> <p>第1～2（略）</p> <p>第3 市町における対応</p> <p>市町は、要配慮者を支援するため、次の措置を講じる。</p> <p>(1)～(7)（略）</p> <p>第4（略）</p>	<p>市町長は、建築物の倒壊、火災、崖崩れ、津波等の災害が発生し、または発生するおそれがあり、住民の生命、身体に危険を及ぼすと認めるときは、危険地域の住民に対し、立ち退きの勧告および指示を行う。</p> <p><u>避難勧告等が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所への移動を原則とするものの、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、近隣の緊急的な待避場所への移動又は屋内での待避等を行うべきことについて、市町は、住民等への周知徹底に努めるものとする。</u></p> <p>イ～オ（略） ～（略）</p> <p>(3) 避難所の開設</p> <p>市町長（災害救助法が適用された場合は、知事の救助事務を委任された市町長）は、避難が行なわれるときは直ちに避難所を開設するとともに設置場所等を速やかに被災者に周知する。また市町長は、避難所の開設状況について速やかに知事および関係機関に情報提供または通報する。</p> <p>なお、市町長は、災害が発生していない場合であっても、住民の自主避難に応じ、速やかに避難所を開設するよう努める。</p> <p><u>市町長は、発災時（災害が発生するおそれがある場合を含む。）には、必要に応じ、避難準備情報の発令等とあわせて指定緊急避難場所を開設し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。</u></p> <p>市町長は、災害のため現に被害を受け、または受けるおそれのある者を避難所に収容し保護する。</p> <p>ア 避難所設置の方法</p> <p>避難所の設置は、あらかじめ指定した指定避難所の利用を原則とするが、これら適当な建物を得がたいときには、指定避難所以外の施設についても、安全性を確認の上、管理者の同意を得て臨時避難所として開設するほか、野外に仮設物等を設置し、または天幕の設営により臨時避難所を開設する。</p> <p><u>市町は、避難所の生活環境を確保するため、必要に応じ、仮設トイレやマンホールトイレを早期に設置するとともに、被災地の衛生状態の保持のため、清掃、し尿処理、生活ごみの収集処理等についても必要な措置を講ずるものとする。</u>資材の確保が困難な場合は、県において必要な資材をあっせんする。</p> <p>この場合において、地域の実情に応じ、小学校区等ごとに地区内の各避難所を包摂する拠点避難所を設け、情報の収集、伝達体制を整備する。</p> <p>イ（略）</p> <p>(4)(略)</p> <p>第3～5（略）</p> <p>第10節 被災者の救出計画</p> <p>第1 計画の方針</p> <p>地震や津波は広域的災害であり、同時多発的に多くの要救出者が生ずることが予想されるため、防災関係機関相互の緊密な連携による救護活動体制を確立し、迅速かつ的確に救出活動を実施する。</p> <p><u>県・市町、県警察本部、敦賀海上保安部等は、当該機関に係る資機材の保有状況を把握するとともに、必要に応じ情報交換を行い、適切な救助・救急用資機材の整備に努め、緊密な連携のもとに救出活動を実施する。</u></p> <p>第2～4（略）</p> <p>第11節 要配慮者応急対策計画</p> <p>第1～2（略）</p> <p>第3 市町における対応</p> <p>市町は、要配慮者を支援するため、<u>防災担当部局と福祉部局との連携の下、</u>次の措置を講じる。</p> <p>(1)～(7)（略）</p> <p>第4（略）</p>



福井県地域防災計画（震災対策編） 新旧対照表

現 行	改 定 案																																												
<p>(2) 医療救護活動 (略) 災害派遣医療チーム (DMAT) 災害急性期 (救命率が高い48時間以内) に活動する災害派遣医療チーム (DMAT) については、1チームあたり概ね5名程度 (医師1~2名、看護師1~2名、業務調整員1~2名) とする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">DMAT指定病院 (機関)</th> <th style="text-align: center;">チーム数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>福井県立病院</td><td style="text-align: center;">3</td></tr> <tr><td>福井県済生会病院</td><td style="text-align: center;">3</td></tr> <tr><td>福井大学医学部附属病院</td><td style="text-align: center;">3</td></tr> <tr><td>福井赤十字病院 (日本赤十字社福井県支部)</td><td style="text-align: center;">3</td></tr> <tr><td>公立丹南病院</td><td style="text-align: center;">1</td></tr> <tr><td>福井勝山総合病院</td><td style="text-align: center;">1</td></tr> <tr><td>市立敦賀病院</td><td style="text-align: center;">2</td></tr> <tr><td>杉田玄白記念公立小浜病院</td><td style="text-align: center;">3</td></tr> <tr><td>福井総合病院</td><td style="text-align: center;">1</td></tr> <tr><td style="text-align: right;">合計</td><td style="text-align: center;">20</td></tr> </tbody> </table> <p>~ (略) 広域医療搬送拠点 県内の医療機関では対応しきれない事態のときには、必要に応じて、ヘリコプター等の航空機を活用した患者等の県外搬送のために、福井空港等に広域医療搬送拠点を設置する。広域医療搬送拠点内には、患者の症状の安定化を図り、搬送のためのトリアージを実施するための臨時医療施設 (SCU) を設置し、広域搬送の支援を行う。</p> <p>(3)~(4) (略) 第3~4 (略)</p> <p>第13節 (略)</p> <p>第14節 航空防災活動計画 第1~6 (略)</p> <p>第15~17節 (略)</p> <p>第18節 飲料水、食糧品、生活必需品等の供給計画 第1~3 (略) 第4 生活必需物資の供給 (1)(略) (2) (略) 燃料および光熱材料の確保</p>	DMAT指定病院 (機関)	チーム数	福井県立病院	3	福井県済生会病院	3	福井大学医学部附属病院	3	福井赤十字病院 (日本赤十字社福井県支部)	3	公立丹南病院	1	福井勝山総合病院	1	市立敦賀病院	2	杉田玄白記念公立小浜病院	3	福井総合病院	1	合計	20	<p>(2) 医療救護活動 (略) 災害派遣医療チーム (DMAT) 災害急性期 (救命率が高い48時間以内) に活動する災害派遣医療チーム (DMAT) については、1チームあたり概ね5名程度 (医師1~2名、看護師1~2名、業務調整員1~2名) とする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">DMAT指定病院 (機関)</th> <th style="text-align: center;">チーム数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>福井県立病院</td><td style="text-align: center;">3</td></tr> <tr><td>福井県済生会病院</td><td style="text-align: center;">3</td></tr> <tr><td>福井大学医学部附属病院</td><td style="text-align: center;">3</td></tr> <tr><td>福井赤十字病院 (日本赤十字社福井県支部)</td><td style="text-align: center;">3</td></tr> <tr><td>公立丹南病院</td><td style="text-align: center;">1</td></tr> <tr><td>福井勝山総合病院</td><td style="text-align: center;">1</td></tr> <tr><td>市立敦賀病院</td><td style="text-align: center;">2</td></tr> <tr><td>杉田玄白記念公立小浜病院</td><td style="text-align: center;">4</td></tr> <tr><td>福井総合病院</td><td style="text-align: center;">1</td></tr> <tr><td style="text-align: right;">合計</td><td style="text-align: center;">21</td></tr> </tbody> </table> <p>~ (略) 航空搬送拠点 県内の医療機関では対応しきれない事態のときには、必要に応じて、ヘリコプター等の航空機を活用した患者等の県外搬送のために、福井空港等に航空搬送拠点を設置する。航空搬送拠点内には、患者の症状の安定化を図り、搬送のためのトリアージを実施するための臨時医療施設 (SCU) を設置し、広域搬送の支援を行う。</p> <p>(3)~(4) (略) 第3~4 (略)</p> <p>第13節 (略)</p> <p>第14節 航空防災活動計画 第1~6 (略) 第7 航空機の運用調整 県は、航空機を最も有効適切に活用するため、情報収集、救助・救急、医療等の各種活動支援のための航空機の運用に関し、災害対策本部内に航空運用調整班を設置し、現地災害対策本部と連携して必要な調整を行うものとする。 航空運用調整班は、警察、消防、国土交通省、海上保安庁、自衛隊、DMAT 県調整本部の航空運用関係者などの参画を得て、各機関の航空機の安全・円滑な運用を図るため、活動エリアや任務の調整などを行うものとする。また、必要に応じ自衛隊による局地情報提供に関する調整を行うものとする。 県は、実動関係機関が連携し、効果的な活動が展開できるよう、消防防災ヘリ、警察ヘリ、ドクターヘリなど災害時のヘリコプターの利用についてあらかじめ協議しておくものとする。</p> <p>第15~17節 (略)</p> <p>第18節 飲料水、食糧品、生活必需品等の供給計画 第1~3 (略) 第4 生活必需物資の供給 (1)(略) (2) (略) 燃料および光熱材料の確保</p>	DMAT指定病院 (機関)	チーム数	福井県立病院	3	福井県済生会病院	3	福井大学医学部附属病院	3	福井赤十字病院 (日本赤十字社福井県支部)	3	公立丹南病院	1	福井勝山総合病院	1	市立敦賀病院	2	杉田玄白記念公立小浜病院	4	福井総合病院	1	合計	21
DMAT指定病院 (機関)	チーム数																																												
福井県立病院	3																																												
福井県済生会病院	3																																												
福井大学医学部附属病院	3																																												
福井赤十字病院 (日本赤十字社福井県支部)	3																																												
公立丹南病院	1																																												
福井勝山総合病院	1																																												
市立敦賀病院	2																																												
杉田玄白記念公立小浜病院	3																																												
福井総合病院	1																																												
合計	20																																												
DMAT指定病院 (機関)	チーム数																																												
福井県立病院	3																																												
福井県済生会病院	3																																												
福井大学医学部附属病院	3																																												
福井赤十字病院 (日本赤十字社福井県支部)	3																																												
公立丹南病院	1																																												
福井勝山総合病院	1																																												
市立敦賀病院	2																																												
杉田玄白記念公立小浜病院	4																																												
福井総合病院	1																																												
合計	21																																												

福井県地域防災計画（震災対策編） 新旧対照表

現 行	改定案
<p>地震や津波災害時、特に冬期における燃料および光熱材等については、関係団体等との緊密な連携の下に調達供給に万全を期するとともに、その輸送の安全確保に努める。（後略）</p> <p>(略)</p> <p>第5 (略)</p> <p>第19節 緊急輸送計画 第1～3 (略)</p> <p>第4 緊急輸送体制の確立 (1)(略) (2)輸送体制 (略) (略) 海上輸送 陸上輸送が不可能な場合、または重量かつ大量な復旧資材の運搬等海上輸送がより効果的な場合は、県は県有船舶の活用を図るとともに、海上自衛隊、敦賀海上保安部および中部運輸局福井運輸支局の協力のもとに、敦賀港(桜E岸壁)、福井港(北耐震岸壁)、和田港(外港耐震物揚場)の耐震岸壁等を活用して震災時における緊急物資および避難者の海上輸送を実施する。</p> <p>(略)</p> <p>(3)～(4)(略)</p> <p>第20～23節 (略)</p> <p>第24節 上水道・下水道施設応急対策計画 第1～2 (略)</p> <p>第3 下水道施設 (1)～(2)(略) (3)応急対策 ～ (略) 応急措置および復旧</p> <p>ア～イ (略)(後略) (4)～(5)(略)</p>	<p><u>県は、発災後、重要施設の燃料確保が困難な場合、当該県の区域内の個々の要請案件を「燃料調達シート」の様式に必要事項を記入し、政府緊急対策本部に対して緊急供給要請を行う。</u></p> <p>地震や津波災害時、特に冬期における燃料および光熱材等については、関係団体等との緊密な連携の下に調達供給に万全を期するとともに、その輸送の安全確保に努める。（後略）</p> <p>(略)</p> <p>第5 (略)</p> <p>第19節 緊急輸送計画 第1～3 (略)</p> <p>第4 緊急輸送体制の確立 (1)(略) (2)輸送体制 (略) (略) 海上輸送 陸上輸送が不可能な場合、または重量かつ大量な復旧資材の運搬等海上輸送がより効果的な場合は、県は県有船舶の活用を図るとともに、海上自衛隊、敦賀海上保安部および中部運輸局福井運輸支局の協力のもとに、敦賀港(桜E岸壁)、福井港(北耐震岸壁)、和田港(外港耐震物揚場)の耐震岸壁等を活用して震災時における緊急物資および避難者の海上輸送を実施する。</p> <p><u>国、港湾管理者は、発災後の緊急輸送及び地域産業の速やかな復旧・復興を図るため、関係機関と連携の下、発災時の港湾機能の維持・継続のための対策を検討するものとする。また、その検討に基づき、その所管する発災後の港湾の障害物除去、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保について建設業者等との協定の締結に努めるものとする。</u></p> <p>(略)</p> <p>(3)～(4)(略)</p> <p>第20～23節 (略)</p> <p>第24節 上水道・下水道施設応急対策計画 第1～2 (略)</p> <p>第3 下水道施設 (1)～(2)(略) (3)応急対策 ～ (略) 応急措置および復旧 <u>下水道管理者は、災害発生時において、公共下水道などの構造等を勘案して、速やかに、公共下水道などの巡視を行い、損傷その他の異常があることを把握したときは、可搬式排水ポンプ又は仮設消毒池の設置その他の公共下水道等の機能を維持するために必要な応急措置を講ずるものとする。</u></p> <p>ア～イ (略)(後略) (4)～(5)(略)</p>

福井県地域防災計画（震災対策編） 新旧対照表

現 行	改定案
<p>第25節（略）</p> <p>第26節 住宅応急対策計画 第1～2（略） 第3 応急仮設住宅の建設 災害のため、住宅が全壊、全焼により滅失したり、被災者のうち自己の資力では住宅を確保することができない者に対し、住宅を仮設または応急的な修理を施し一時的な居住の安定を図る。 (1)設置場所 市町において決定する。なお、市町は、事前に仮設住宅の建設可能場所を把握しておく。 (後略) (2)～(5)(略) 第4～7（略）</p> <p>第27節 廃棄物処理計画 第1～3（略） 第4 災害廃棄物の発生への対応 県および市町は、広域処理を行う地域単位で、一定程度の余裕をもった処理施設の能力を維持し、災害廃棄物処理機能の多重化や代替性の確保を図る。  県および市町は、仮置き場の配置や災害廃棄物の処理方法等について具体的に示した災害廃棄物処理計画を策定する。</p> <p>第28～31節（略）</p> <p>第4章 震災復旧計画 第1～2節（略）</p> <p>第3節 民生安定計画 第1～3（略） 第4 罹災証明書の交付 市町は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付体制を確立し、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付する。</p> <p>第5～7（略） 第8 生活の安定確保 (1)総合相談窓口の設置 県および市町は、災害が発生した場合には、あらかじめ設置してある相談窓口において被災者等からの相談、問い合わせ等に対応する。 また、国、県、市町等の総合相談窓口の開設を行い、被災者からの幅広い相談に応じる。 (2)公営住宅の確保 県および市町は、損壊公営住宅を速やかに補修するとともに、公営住宅の供給計画を早期に見直し、被災者に対し住宅の供給を図る。</p>	<p>第25節（略）</p> <p>第26節 住宅応急対策計画 第1～2（略） 第3 応急仮設住宅の建設 災害のため、住宅が全壊、全焼により滅失したり、被災者のうち自己の資力では住宅を確保することができない者に対し、住宅を仮設または応急的な修理を施し一時的な居住の安定を図る。 (1)設置場所 市町において決定する。なお、市町は、事前に仮設住宅の建設可能場所を把握しておく<u>ものとし、二次災害に十分配慮する。</u>(後略) (2)～(5)(略) 第4～7（略）</p> <p>第27節 廃棄物処理計画 第1～3（略） 第4 災害廃棄物の発生への対応 県および市町は、<u>大量の災害廃棄物の発生に備え、広域処理体制の確立に努めるものとする。また、市町は十分な大きさの仮置場・最終処分場の確保に努めるとともに、広域処理を行う地域単位で、平時の処理能力について計画的に一定程度の余裕を持たせるとともに処理施設の能力を維持し、災害廃棄物処理機能の多重化や代替性の確保を図る。</u> 県および市町は、<u>国が定める災害廃棄物の処理に係る指針に基づき、適正かつ円滑・迅速に災害廃棄物を処理できるよう、仮置き場の確保や運用方針、災害廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体との連携・協力のあり方等について具体的に示した災害廃棄物処理計画を策定する。また、県は、市町が行う災害廃棄物対策に対する技術的な援助を行う。</u></p> <p>第28～31節（略）</p> <p>第4章 震災復旧計画 第1～2節（略）</p> <p>第3節 民生安定計画 第1～3（略） 第4 罹災証明書の交付 市町は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付体制を確立し、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付する。 県は、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付について、被害の規模と比較して被災市町の体制・資機材のみでは不足すると見込まれる場合には、<u>当該市町に対し必要な支援を行うとともに、被害が複数の市町にわたる場合には、調査・判定方法にばらつきが生じることのないよう、被災市町間の調整を図るものとする。</u></p> <p>第5～7（略） 第8 生活の安定確保 (1)総合相談窓口の設置 県および市町は、災害が発生した場合には、あらかじめ設置してある相談窓口において被災者等からの相談、問い合わせ等に対応する。 また、国、県、市町等の総合相談窓口の開設を行い、被災者からの幅広い相談に応じる。 (2)公営住宅の確保 県および市町は、損壊公営住宅を速やかに補修するとともに、公営住宅の供給計画を早期に見直し、被災者に対し住宅の供給を図る。</p>

福井県地域防災計画（震災対策編） 新旧対照表

現 行	改 定 案
<p>(3)～(6) (略) 第9～11 (略)</p> <p>第4節 復興計画 第1～2 (略) 第3 計画的復興 (1) (略) (2) 防災まちづくり (前略) 県および市町は、復興のため市街地の整備改善が必要な場合には、被災市街地復興特別措置法等を活用するとともに、住民の早急な生活再建の観点から、防災まちづくりの方向についてできるだけ速やかに住民のコンセンサスを得るように努め、土地区画整理事業、市街地再開発事業等の実施により合理的かつ健全な市街地の形成と都市機能の更新を図る。 (後略) (3) (略) 第4～5 (略)</p>	<p><u>県および市町は、復興過程の被災者については、仮設住宅等の提供により、その間の生活の維持を支援するとともに、できる限り早い段階から被災者の特性やニーズを把握し、提供期間の終期を待つことなく恒久住宅への円滑な移行に向けた取組を計画的に実施するものとする。</u></p> <p>(3)～(6) (略) 第9～11 (略)</p> <p>第4節 復興計画 第1～2 (略) 第3 計画的復興 (1) (略) (2) 防災まちづくり (前略) 県および市町は、復興のため市街地の整備改善が必要な場合には、被災市街地復興特別措置法等を活用するとともに、住民の早急な生活再建の観点から、防災まちづくりの方向についてできるだけ速やかに<u>要配慮者や女性等を含む住民の</u>コンセンサスを得るように努め、土地区画整理事業、市街地再開発事業等の実施により合理的かつ健全な市街地の形成と都市機能の更新を図る。 (後略) (3) (略) 第4～5 (略)</p>



福井県地域防災計画（雪害対策編） 新旧対照表

現 行		改定案	
福井県地域防災計画（雪害対策編）		福井県地域防災計画（雪害対策編）	
第1章 総則		第1章 総則	
第1節（略）		第1節（略）	
第2節 防災関係機関の処理すべき事務または業務		第2節 防災関係機関の処理すべき事務または業務	
機 関 名	事務または業務	機 関 名	事務または業務
第1～4（略）	（略）	第1～4（略）	（略）
第5 指定地方行政機関		第5 指定地方行政機関	
1～4（略）	（略）	1～4（略）	（略）
5 東京管区気象台 （福井地方気象台）	（1） <u>雪に関する観測及びその成果の収集、発表を行う。</u> （2） <u>雪に関する防災気象情報を適時・的確に防災機関に伝達する。</u> （3） <u>災害の発生が予想されるときや、災害発生時において、都道府県や市町村に対して気象状況の推移やその予想の解説等を適宜行う。</u>	5 東京管区気象台 （福井地方気象台）	（1） <u>雪に関する観測及びその成果の収集、発表</u> （2） <u>雪に関する予報・警報等の防災情報の発表、伝達及び解説</u>
第6（略）	（略）	第6（略）	（略）
第7 指定公共機関および 指定地方公共機関		第7 指定公共機関および 指定地方公共機関	
1 電気通信関係機関 西日本電信電話株 （福井支店） 株NTT ドコモ（北陸支社） KDDI株（北陸総支社） ソフトバンクモバイル株 ソフトバンクテレコム株	（略）	1 電気通信関係機関 西日本電信電話株 （福井支店） 株NTT ドコモ（北陸支社） KDDI株（北陸総支社） ソフトバンク株	（略）
2～5（略）	（略）	2～5（略）	（略）
第8（略）	（略）	第8（略）	（略）

福井県地域防災計画（雪害対策編） 新旧対照表

現 行	改定案																																																																																										
<p>第3節</p> <p>第1 降積雪の状況</p> <p>(1) 福井 (単位: cm)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>最深 積雪</th> <th>降雪 合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H16</td> <td>55</td> <td>214</td> </tr> <tr> <td>17</td> <td>54</td> <td>256</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>24</td> <td>61</td> <td>237</td> </tr> <tr> <td>25</td> <td>30</td> <td>208</td> </tr> <tr> <td>26</td> <td>17</td> <td>117</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 敦賀 (単位: cm)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>最深 積雪</th> <th>降雪 合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H16</td> <td>19</td> <td>117</td> </tr> <tr> <td>17</td> <td>39</td> <td>197</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>24</td> <td>58</td> <td>198</td> </tr> <tr> <td>25</td> <td>41</td> <td>146</td> </tr> <tr> <td>26</td> <td>21</td> <td>67</td> </tr> </tbody> </table> <p>第2 (略)</p> <p>第2章 雪害予防計画</p> <p>第1節 雪に強いまちづくり計画</p> <p>第1～第4 (略)</p>		最深 積雪	降雪 合計	H16	55	214	17	54	256	(略)			24	61	237	25	30	208	26	17	117		最深 積雪	降雪 合計	H16	19	117	17	39	197	(略)			24	58	198	25	41	146	26	21	67	<p>第3節</p> <p>第1 降積雪の状況</p> <p>(1) 福井 (単位: cm)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>最深 積雪</th> <th>降雪 合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H16</td> <td>55</td> <td>214</td> </tr> <tr> <td>17</td> <td>54</td> <td>256</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>24</td> <td>61</td> <td>237</td> </tr> <tr> <td>25</td> <td>30</td> <td>208</td> </tr> <tr> <td>26</td> <td>17</td> <td>117</td> </tr> <tr> <td><u>27</u></td> <td><u>56</u></td> <td><u>244</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 敦賀 (単位: cm)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>最深 積雪</th> <th>降雪 合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H16</td> <td>19</td> <td>117</td> </tr> <tr> <td>17</td> <td>39</td> <td>197</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>24</td> <td>58</td> <td>198</td> </tr> <tr> <td>25</td> <td>41</td> <td>146</td> </tr> <tr> <td>26</td> <td>21</td> <td>67</td> </tr> <tr> <td><u>27</u></td> <td><u>64</u></td> <td><u>204</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>第2 (略)</p> <p>第2章 雪害予防計画</p> <p>第1節 雪に強いまちづくり計画</p> <p>第1～第4 (略)</p>		最深 積雪	降雪 合計	H16	55	214	17	54	256	(略)			24	61	237	25	30	208	26	17	117	<u>27</u>	<u>56</u>	<u>244</u>		最深 積雪	降雪 合計	H16	19	117	17	39	197	(略)			24	58	198	25	41	146	26	21	67	<u>27</u>	<u>64</u>	<u>204</u>
	最深 積雪	降雪 合計																																																																																									
H16	55	214																																																																																									
17	54	256																																																																																									
(略)																																																																																											
24	61	237																																																																																									
25	30	208																																																																																									
26	17	117																																																																																									
	最深 積雪	降雪 合計																																																																																									
H16	19	117																																																																																									
17	39	197																																																																																									
(略)																																																																																											
24	58	198																																																																																									
25	41	146																																																																																									
26	21	67																																																																																									
	最深 積雪	降雪 合計																																																																																									
H16	55	214																																																																																									
17	54	256																																																																																									
(略)																																																																																											
24	61	237																																																																																									
25	30	208																																																																																									
26	17	117																																																																																									
<u>27</u>	<u>56</u>	<u>244</u>																																																																																									
	最深 積雪	降雪 合計																																																																																									
H16	19	117																																																																																									
17	39	197																																																																																									
(略)																																																																																											
24	58	198																																																																																									
25	41	146																																																																																									
26	21	67																																																																																									
<u>27</u>	<u>64</u>	<u>204</u>																																																																																									

福井県地域防災計画（雪害対策編） 新旧対照表

現 行	改定案
<p>第5 孤立予防対策            (1)(略)            (2)事前の措置            県、市町等は、積雪、なだれ等により交通が困難または不能になり孤立するおそれのある地区について、日常生活の維持を図るため、通信の確保、食糧備蓄の奨励等万全の事前措置を実施するものとする。</p> <p>第6 (略)            第2節～第3節(略)            第4節 交通対策計画            第1 (略)            第2 冬期交通の安全確保および円滑化対策            (1)冬期交通の安全確保            県、市町および関係機関は、冬期の交通事故および交通渋滞の発生を防止するため、<u>スノータイヤ</u>またはチェーンの装着、路上駐車禁止等交通の安全確保について、テレビ、ラジオ、新聞、広報紙等を利用し啓発を図るものとする。</p> <p>第3～第6 (略)            第5節～第8節 (略)</p> <p>第3章 雪害応急対策計画            第1節 緊急活動体制計画            第1～第4 (略)            第5 福井県災害対策本部の設置            (1)～(3) (略)            (4)組織、事務分掌等            ア～イ (略)            ウ 災害対策本部員は、<u>政策幹</u>、教育長、各部長（行政組織規則（昭和39年福井県規則第21号）第202条第1項に定める部長をいう。）<u>総合政策部障壁線・交通政策監</u>、<u>安全環境部危機対策監</u>、<u>国体推進局長</u>、<u>会計管理者</u>および<u>県警本部長</u>をもって充てるものとする。            エ～ケ (略)            (5)～(8) (略)</p>	<p>第5 孤立予防対策            (1)(略)            (2)事前の措置            県、市町等は、積雪、なだれ等により交通が困難または不能になり孤立するおそれのある地区について、日常生活の維持を図るため、通信の確保、食糧備蓄の奨励等万全の事前措置を実施するものとする。  <u>市町は、孤立する恐れのある集落等で停電が発生した場合に備え、衛星携帯電話などにより、当該地域の住民と当該市町との双方向の情報連絡体制を確保するよう留意するものとする。</u></p> <p>第6 (略)            第2節～第3節(略)            第4節 交通対策計画            第1 (略)            第2 冬期交通の安全確保および円滑化対策            (1)冬期交通の安全確保            県、市町および関係機関は、冬期の交通事故および交通渋滞の発生を防止するため、<u>冬用タイヤ</u>またはチェーンの装着、路上駐車禁止等交通の安全確保について、テレビ、ラジオ、新聞、広報紙等を利用し啓発を図るものとする。</p> <p>第3～第6 (略)            第5節～第8節 (略)</p> <p>第3章 雪害応急対策計画            第1節 緊急活動体制計画            第1～第4 (略)            第5 福井県災害対策本部の設置            (1)～(3) (略)            (4)組織、事務分掌等            ア～イ (略)            ウ 災害対策本部員は、教育長、各部長（行政組織規則（昭和39年福井県規則第21号）第202条第1項に定める部長をいう。）<u>総合政策部障壁線政策監</u>、<u>総合政策部ふるさと県民局長</u>、<u>安全環境部危機対策監</u>、<u>国体推進局長</u>、<u>会計管理者</u>および<u>県警本部長</u>をもって充てるものとする。            エ～ケ (略)            (5)～(8) (略)</p>

福井県地域防災計画（雪害対策編） 新旧対照表

現 行	改定案
<p>第6～第9（略） 第2節～第3節（略）</p> <p>第4節 孤立地区応急対策計画 第1（略） 第2 応急対策 （1）状況の調査等 市町は、孤立地区が発生した場合は直ちに地区名を知事に報告するとともに、連絡隊の派遣等により病院の発生の有無、食糧保有の状況等を調査するものとする。</p> <p>（2）～（4）（略） 第5節～第9節（略）</p> <p>第4章（略）</p>	<p>第6～第9（略） 第2節～第3節（略）</p> <p>第4節 孤立地区応急対策計画 第1（略） 第2 応急対策 （1）状況の調査等 市町は、孤立地区が発生した場合は直ちに地区名を知事に報告するとともに、連絡隊の派遣等により病院の発生の有無、食糧保有の状況等を調査するものとする。 <u>国、指定公共機関、県、被災市町は、それぞれの所管する道路のほか、通信、電気、ガス、上下水道等のライフラインの途絶状況を把握するとともに、その復旧状況と併せて、県、被災市町に連絡するものとする。また、県および被災市町は、特に孤立地域の通信手段の確保について、特段の配慮を行うものとし、当該地域における備蓄の状況、医療的援助が必要な者など要配慮者の有無の把握に努めるものとする。</u></p> <p>（2）～（4）（略） 第5節～第9節（略）</p> <p>第4章（略）</p>

現 行	改定案
<p>福井県地域防災計画（原子力災害対策編）</p> <p>第1章 総 則                      第1節 計画の方針                      第1～第3 （略）                      第4 計画を定めるに当たっての基本方針</p> <p>(1)～(2) （略）                      表1 <u>(独)</u>日本原子力研究開発機構原子炉廃止措置研究開発センター                            <u>(独)</u>日本原子力研究開発機構高速増殖原型炉もんじゅ</p> <p>(3) （略）                      (4) 緊急事態における防護措置実施の基本的考え方                      ア （略）                      イ 緊急事態の初期対応段階における防護措置の考え方                      (ア) 緊急事態区分および緊急時活動レベル（EAL）                      ① 基本的な考え方                          【警戒事態（第1段階）】 （略）                          【施設敷地緊急事態（第2段階）】 （略）                          【全面緊急事態】                              原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性が高い事象が生じたため、確定的影響を回避し、確率的影響のリスクを低減する観点から、迅速な防護措置を実施する必要がある段階である。                              この段階では、県、関係市町および関係防災機関は、PAZ内において、基本的にすべての住民等を対象に避難や安定ヨウ素剤の服用等の予防的防護措置を講じる。また、事態の規模、時間的な推移に応じて、UPZ内においても、PAZ内と同様、避難等の予防的防護措置を講じる。</p> <p>② 具体的な基準 （略）                      表2 各緊急事態区分を判断するEALの枠組み                      1.～2. （略）                      3. ナトリウム冷却型高速炉（規制法第2条第5項に規定する発電用原子炉に限る。）に係る原子炉施設（原子炉容器内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く。）                          【<u>(独)</u>日本原子力研究開発機構高速増殖原型炉もんじゅ】                          以下 （略）</p>	<p>福井県地域防災計画（原子力災害対策編）</p> <p>第1章 総 則                      第1節 計画の方針                      第1～第3 （略）                      第4 計画を定めるに当たっての基本方針</p> <p>(1)～(2) （略）                      表1 <u>国立研究開発法人</u>日本原子力研究開発機構原子炉廃止措置研究開発センター                            <u>国立研究開発法人</u>日本原子力研究開発機構高速増殖原型炉もんじゅ</p> <p>(3) （略）                      (4) 緊急事態における防護措置実施の基本的考え方                      ア （略）                      イ 緊急事態の初期対応段階における防護措置の考え方                      (ア) 緊急事態区分および緊急時活動レベル（EAL）                      ① 基本的な考え方                          【警戒事態（第1段階）】 （略）                          【施設敷地緊急事態（第2段階）】 （略）                          【全面緊急事態】                              原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性が高い事象が生じたため、確定的影響を回避し、確率的影響のリスクを低減する観点から、迅速な防護措置を実施する必要がある段階である。                              この段階では、県、関係市町および関係防災機関は、PAZ内において、基本的にすべての住民等を対象に避難や安定ヨウ素剤の服用等の予防的防護措置を講じる。また、事態の規模、時間的な推移に応じて、UPZ内においても、PAZ内と同様、避難等の予防的防護措置を講じる。                              <u>なお、UPZ外においても、原子力施設から著しく異常な水準で放射性物質が放出され、又はそのおそれがある場合には、施設の状況や放射性物質の放出状況を踏まえ、必要に応じて屋内退避を実施する。</u></p> <p>② 具体的な基準 （略）                      表2 各緊急事態区分を判断するEALの枠組み                      1.～2. （略）                      3. ナトリウム冷却型高速炉（規制法第2条第5項に規定する発電用原子炉に限る。）に係る原子炉施設（原子炉容器内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く。）                          【<u>国立研究開発法人</u>日本原子力研究開発機構高速増殖原型炉もんじゅ】                          以下 （略）</p>

福井県地域防災計画（原子力災害対策編） 新旧対照表

現 行	改定案								
<p>4. 使用済燃料貯蔵槽内にのみ照射済燃料集合体が存在する原子炉施設（照射済燃料集合体が十分な期間にわたり冷却されたものとして原子力規制委員会が定めたものを除く。）</p> <p>【(独) 日本原子力研究開発機構原子炉廃止措置研究開発センター】</p> <table border="1" data-bbox="281 493 1469 1312"> <thead> <tr> <th data-bbox="281 493 510 535">緊急事態区分</th> <th data-bbox="510 493 1469 535">緊急事態を判断するEAL</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="281 892 510 955">警戒事態 (第1段階)</td> <td data-bbox="510 535 1469 1312"> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 全ての非常用交流母線からの電気の供給が1系統のみとなった場合で当該母線への電気の供給が1つの電源のみとなり、その状態が15分以上継続すること、または外部電源喪失が3時間以上継続すること。</li> <li>② 使用済燃料貯蔵槽の水位が一定の水位まで低下すること。</li> <li>③ 原子炉制御室その他の箇所からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じること。</li> <li>④ 原子力事業所内の通信のための設備または原子力事業所と原子力事業所外との通信のための設備の一部の機能が喪失すること。</li> <li>⑤ 重要区域において、火災または溢水が発生し安全機器等の機能の一部が喪失するおそれがあること。</li> <li>⑥ 福井県において、震度6弱以上の地震が発生した場合</li> <li>⑦ 福井県において、大津波警報が発令された場合</li> <li>⑧ 国が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生した場合</li> <li>⑨ 当該原子炉施設において、新規基準で定める設計基準を超える外部事象が発生した場合（竜巻、洪水、台風、火山等）</li> <li>⑩ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子力施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など、国が原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部の設置が必要と判断した場合</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table>	緊急事態区分	緊急事態を判断するEAL	警戒事態 (第1段階)	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 全ての非常用交流母線からの電気の供給が1系統のみとなった場合で当該母線への電気の供給が1つの電源のみとなり、その状態が15分以上継続すること、または外部電源喪失が3時間以上継続すること。</li> <li>② 使用済燃料貯蔵槽の水位が一定の水位まで低下すること。</li> <li>③ 原子炉制御室その他の箇所からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じること。</li> <li>④ 原子力事業所内の通信のための設備または原子力事業所と原子力事業所外との通信のための設備の一部の機能が喪失すること。</li> <li>⑤ 重要区域において、火災または溢水が発生し安全機器等の機能の一部が喪失するおそれがあること。</li> <li>⑥ 福井県において、震度6弱以上の地震が発生した場合</li> <li>⑦ 福井県において、大津波警報が発令された場合</li> <li>⑧ 国が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生した場合</li> <li>⑨ 当該原子炉施設において、新規基準で定める設計基準を超える外部事象が発生した場合（竜巻、洪水、台風、火山等）</li> <li>⑩ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子力施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など、国が原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部の設置が必要と判断した場合</li> </ul>	<p>4. 使用済燃料貯蔵槽内にのみ照射済燃料集合体が存在する原子炉施設（原子炉容器内に核燃料物質が存在しない場合であって、使用済燃料貯蔵槽内の照射済燃料集合体が十分な期間冷却されているものとして原子力規制委員会が定めた原子炉に係る原子炉施設）</p> <p>【国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子炉廃止措置研究開発センター】</p> <table border="1" data-bbox="1602 493 2789 808"> <thead> <tr> <th data-bbox="1602 493 1831 535">緊急事態区分</th> <th data-bbox="1831 493 2789 535">緊急事態を判断するEAL</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1602 630 1831 703">警戒事態 (第1段階)</td> <td data-bbox="1831 535 2789 808"> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 福井県において、震度6弱以上の地震が発生した場合</li> <li>② 福井県において、大津波警報が発令された場合</li> <li>③ 国が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生した場合</li> <li>④ 原子炉施設以外に起因する事象が原子力施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など、国が原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部の設置が必要と判断した場合</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table>	緊急事態区分	緊急事態を判断するEAL	警戒事態 (第1段階)	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 福井県において、震度6弱以上の地震が発生した場合</li> <li>② 福井県において、大津波警報が発令された場合</li> <li>③ 国が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生した場合</li> <li>④ 原子炉施設以外に起因する事象が原子力施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など、国が原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部の設置が必要と判断した場合</li> </ul>
緊急事態区分	緊急事態を判断するEAL								
警戒事態 (第1段階)	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 全ての非常用交流母線からの電気の供給が1系統のみとなった場合で当該母線への電気の供給が1つの電源のみとなり、その状態が15分以上継続すること、または外部電源喪失が3時間以上継続すること。</li> <li>② 使用済燃料貯蔵槽の水位が一定の水位まで低下すること。</li> <li>③ 原子炉制御室その他の箇所からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じること。</li> <li>④ 原子力事業所内の通信のための設備または原子力事業所と原子力事業所外との通信のための設備の一部の機能が喪失すること。</li> <li>⑤ 重要区域において、火災または溢水が発生し安全機器等の機能の一部が喪失するおそれがあること。</li> <li>⑥ 福井県において、震度6弱以上の地震が発生した場合</li> <li>⑦ 福井県において、大津波警報が発令された場合</li> <li>⑧ 国が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生した場合</li> <li>⑨ 当該原子炉施設において、新規基準で定める設計基準を超える外部事象が発生した場合（竜巻、洪水、台風、火山等）</li> <li>⑩ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子力施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など、国が原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部の設置が必要と判断した場合</li> </ul>								
緊急事態区分	緊急事態を判断するEAL								
警戒事態 (第1段階)	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 福井県において、震度6弱以上の地震が発生した場合</li> <li>② 福井県において、大津波警報が発令された場合</li> <li>③ 国が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生した場合</li> <li>④ 原子炉施設以外に起因する事象が原子力施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など、国が原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部の設置が必要と判断した場合</li> </ul>								

福井県地域防災計画（原子力災害対策編） 新旧対照表

現 行		改定案	
<p>緊急事態区分</p> <p>施設敷地 緊急事態 (第2段階)</p>	<p>緊急事態を判断するEAL</p> <p>① 全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が30分以上（原子炉施設に設ける電源設備が実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第57条第1項および実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則第72条第1項または研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第58条第1項および研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則第72条第1項の基準に適合しない場合には、5分以上）継続すること。</p> <p>② 非常用直流母線が一となった場合において、当該直流母線に電気を供給する電源が一となる状態が5分以上継続すること。</p> <p>③ 使用済燃料貯蔵槽の液位を維持できないことまたは当該貯蔵槽の液位を維持できていないおそれがある場合において、当該貯蔵槽の液位を測定できないこと。</p> <p>④ 原子炉制御室の環境が悪化し、原子炉の制御に支障が生じること、または原子炉もしくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置もしくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の機能の一部が喪失すること。</p> <p>⑤ 原子力事業所内の通信のための設備または原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の全ての機能が喪失すること。</p> <p>⑥ 火災または溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失すること。</p> <p>⑦ 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第10条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量または放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）</p> <p>⑧ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質または放射線が原子力事業所外へ放出され、または放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。</p>	<p>緊急事態区分</p> <p>施設敷地 緊急事態 (第2段階)</p>	<p>緊急事態を判断するEAL</p> <p>① 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第10条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量または放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）</p> <p>② 原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質または放射線が原子力事業所外へ放出され、または放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。</p>

現 行		改定案	
緊急事態区分	緊急事態を判断するEAL	緊急事態区分	緊急事態を判断するEAL
全面緊急事態 (第3段階)	<p>① 全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が1時間以上（原子炉施設に設ける電源設備が実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第57条第1項および実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則第72条第1項または研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第58条第1項および研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則第72条第1項の基準に適合しない場合には、30分以上）継続すること。</p> <p>② 全ての非常用直流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が5分以上継続すること。</p> <p>③ 使用済燃料貯蔵槽の液位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの液位まで低下すること、または当該液位まで低下しているおそれがある場合において、当該貯蔵槽の液位を測定できないこと。</p> <p>④ 原子炉制御室が使用できなくなることにより、原子炉制御室からの原子炉を停止する機能及び冷温停止状態を維持する機能が喪失することまたは原子炉施設に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失すること。</p> <p>⑤ 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第15条に基づく緊急事態宣言の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量または放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）</p> <p>⑥ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質または放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、または放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。</p>	<p>① 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第15条に基づく緊急事態宣言の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量または放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）</p> <p>② 原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質または放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、または放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。</p>	
<p>(イ) 運用上の介入レベル (O I L)</p> <p>基本的な考え方</p> <p>全面緊急事態に至った場合には、住民等への被ばくの影響を回避する観点から、基本的には原子力施設の状況に基づく判断により、避難等の予防的防護措置を講じることが極めて重要であるが、放射性物質の放出後は、その拡散により比較的広い範囲において空間放射線量率等の高い地点が発生する可能性がある。このような事態に備え、国、県および関係市町等は、緊急時モニタリングを迅速に行い、その測定結果を防護措置を実施すべき基準に照らして、必要な措置の判断を行い、これを実施することが必要となる。</p> <p>放射性物質の放出後、高い空間放射線量率が計測された地域においては、被ばくの影響をできる限り低減する観点から、数時間から1日以内に住民等について避難等の緊急防護</p>		<p>(イ) 運用上の介入レベル (O I L)</p> <p>基本的な考え方</p> <p>全面緊急事態に至った場合には、住民等への被ばくの影響を回避する観点から、基本的には原子力施設の状況に基づく判断により、避難等の予防的防護措置を講じることが極めて重要であるが、放射性物質の放出後は、その拡散により比較的広い範囲において空間放射線量率等の高い地点が発生する可能性がある。このような事態に備え、国、県および関係市町等は、緊急時モニタリングを迅速に行い、その測定結果を防護措置を実施すべき基準に照らして、必要な措置の判断を行い、これを実施することが必要となる。</p> <p>放射性物質の放出後、高い空間放射線量率が計測された地域においては、被ばくの影響をできる限り低減する観点から、数時間から1日以内に住民等について避難等の緊急防護</p>	



福井県地域防災計画（原子力災害対策編） 新旧対照表

現 行	改定案																										
<p>措置を講じなければならない。また、それと比較して低い空間放射線量率が計測された地域においても、無用な被ばくを回避する観点から、1週間以内に一時移転等の早期防護措置を講じなければならない。</p> <p>これらの措置を講じる場合には、<u>避難場所等でのスクリーニングの結果から除染等の措置を講じるようにしなければならない。</u></p> <p>さらに、経口摂取等による内部被ばくを回避する観点から、一時移転等を講じる地域では、地域生産物の摂取を制限しなければならない。また、飲食物中の放射性核種濃度の測定を開始すべき範囲を数日以内に空間放射線量率に基づいて特定するとともに、当該範囲において飲食物中の放射性核種濃度の測定を開始し、その濃度に応じて飲食物摂取制限を継続的に講じなければならない。</p> <p>② 具体的な基準および防護措置の内容 （略）</p> <p>表3 O I L と防護措置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>基準の種類</th> <th>基準の概要</th> <th>初期設定値<sup>※1</sup></th> <th>防護措置の概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>O I L 1</td> <td>地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準</td> <td>500 μ Sv/h (地上1 mで計測した場合の空間放射線量率<sup>※2</sup>)</td> <td>数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施（移動が困難な者の一時屋内退避を含む。）</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">O I L 4</td> <td rowspan="2">不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講じるための基準</td> <td>β線:40,000cpm<sup>※3</sup> (皮膚から数cmでの検出器の計数率)</td> <td rowspan="2">避難基準に基づいて避難した避難者等をスクリーニングして、基準を超える際は迅速に除染</td> </tr> <tr> <td>β線:13,000cpm<sup>※4</sup>【1ヶ月後の値】 (皮膚から数cmでの検出器の計数率)</td> </tr> </tbody> </table>	基準の種類	基準の概要	初期設定値 <sup>※1</sup>	防護措置の概要	O I L 1	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準	500 μ Sv/h (地上1 mで計測した場合の空間放射線量率 <sup>※2</sup> )	数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施（移動が困難な者の一時屋内退避を含む。）	O I L 4	不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講じるための基準	β線:40,000cpm <sup>※3</sup> (皮膚から数cmでの検出器の計数率)	避難基準に基づいて避難した避難者等をスクリーニングして、基準を超える際は迅速に除染	β線:13,000cpm <sup>※4</sup> 【1ヶ月後の値】 (皮膚から数cmでの検出器の計数率)	<p>措置を講じなければならない。また、それと比較して低い空間放射線量率が計測された地域においても、無用な被ばくを回避する観点から、1週間以内に一時移転等の早期防護措置を講じなければならない。</p> <p>これらの措置を講じる場合には、<u>国からの指示に基づき、避難住民等に対し、防護措置を実施すべき基準以下であるか否かを確認する避難退域時検査（以下「スクリーニング」という。）の結果から簡易除染（着替え、拭き取り、簡易除染剤やシャワーの利用等）等の措置を講じるようにしなければならない。</u></p> <p>さらに、経口摂取等による内部被ばくを回避する観点から、一時移転等を講じる地域では、地域生産物の摂取を制限しなければならない。また、飲食物中の放射性核種濃度の測定を開始すべき範囲を数日以内に空間放射線量率に基づいて特定するとともに、当該範囲において飲食物中の放射性核種濃度の測定を開始し、その濃度に応じて飲食物摂取制限を継続的に講じなければならない。</p> <p>② 具体的な基準および防護措置の内容 （略）</p> <p>表3 O I L と防護措置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>基準の種類</th> <th>基準の概要</th> <th>初期設定値<sup>※1</sup></th> <th>防護措置の概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>O I L 1</td> <td>地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準</td> <td>500 μ Sv/h (地上1 mで計測した場合の空間放射線量率<sup>※2</sup>)</td> <td>数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施（移動が困難な者の一時屋内退避を含む。）</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">O I L 4</td> <td rowspan="2">不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講じるための基準</td> <td>β線:40,000cpm<sup>※3</sup> (皮膚から数cmでの検出器の計数率)</td> <td rowspan="2">避難または一時移転の基準に基づいて避難等した避難者等にスクリーニングを実施して、基準を超える際は迅速に簡易除染等を実施</td> </tr> <tr> <td>β線:13,000cpm<sup>※4</sup>【1ヶ月後の値】 (皮膚から数cmでの検出器の計数率)</td> </tr> </tbody> </table>	基準の種類	基準の概要	初期設定値 <sup>※1</sup>	防護措置の概要	O I L 1	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準	500 μ Sv/h (地上1 mで計測した場合の空間放射線量率 <sup>※2</sup> )	数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施（移動が困難な者の一時屋内退避を含む。）	O I L 4	不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講じるための基準	β線:40,000cpm <sup>※3</sup> (皮膚から数cmでの検出器の計数率)	避難または一時移転の基準に基づいて避難等した避難者等にスクリーニングを実施して、基準を超える際は迅速に簡易除染等を実施	β線:13,000cpm <sup>※4</sup> 【1ヶ月後の値】 (皮膚から数cmでの検出器の計数率)
基準の種類	基準の概要	初期設定値 <sup>※1</sup>	防護措置の概要																								
O I L 1	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準	500 μ Sv/h (地上1 mで計測した場合の空間放射線量率 <sup>※2</sup> )	数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施（移動が困難な者の一時屋内退避を含む。）																								
O I L 4	不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講じるための基準	β線:40,000cpm <sup>※3</sup> (皮膚から数cmでの検出器の計数率)	避難基準に基づいて避難した避難者等をスクリーニングして、基準を超える際は迅速に除染																								
		β線:13,000cpm <sup>※4</sup> 【1ヶ月後の値】 (皮膚から数cmでの検出器の計数率)																									
基準の種類	基準の概要	初期設定値 <sup>※1</sup>	防護措置の概要																								
O I L 1	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準	500 μ Sv/h (地上1 mで計測した場合の空間放射線量率 <sup>※2</sup> )	数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施（移動が困難な者の一時屋内退避を含む。）																								
O I L 4	不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講じるための基準	β線:40,000cpm <sup>※3</sup> (皮膚から数cmでの検出器の計数率)	避難または一時移転の基準に基づいて避難等した避難者等にスクリーニングを実施して、基準を超える際は迅速に簡易除染等を実施																								
		β線:13,000cpm <sup>※4</sup> 【1ヶ月後の値】 (皮膚から数cmでの検出器の計数率)																									

福井県地域防災計画（原子力災害対策編） 新旧対照表

現 行					改定案						
早期防護措置	O I L 2	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物 <sup>※5</sup> の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準	20 μ Sv/h (地上1 mで計測した場合の空間放射線量率 <sup>※2</sup> )		1日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに1週間程度内に一時移転を実施	早期防護措置	O I L 2	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物 <sup>※5</sup> の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準	20 μ Sv/h (地上1 mで計測した場合の空間放射線量率 <sup>※2</sup> )		1日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに1週間程度内に一時移転を実施
	飲食物に係るスクリーニング基準	O I L 6による飲食物の摂取制限を判断する準備として、飲食物中の放射性核種濃度測定を実施すべき地域を特定する際の基準	0.5 μ Sv/h <sup>※6</sup> (地上1 mで計測した場合の空間放射線量率 <sup>※2</sup> )		数日内を目途に飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき区域を特定		飲食物に係るスクリーニング基準	O I L 6による飲食物の摂取制限を判断する準備として、飲食物中の放射性核種濃度測定を実施すべき地域を特定する際の基準	0.5 μ Sv/h <sup>※6</sup> (地上1 mで計測した場合の空間放射線量率 <sup>※2</sup> )		数日内を目途に飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき区域を特定
飲食物摂取制限 <sup>※9</sup>	O I L 6 (Bq/Kg)	経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準	核種 <sup>※7</sup>	飲料水 牛乳・ 乳製品	野菜類、穀類、 肉、卵、 魚、その他	1週間内を目途に飲食物中の放射性核種濃度の測定と分析を行い、基準を超えるものにつき摂取制限を迅速に実施	O I L 6 (Bq/Kg)	経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準	核種 <sup>※7</sup>	飲料水 牛乳・ 乳製品	野菜類、穀類、 肉、卵、 魚、その他
			放射性ヨウ素	300	2,000 <sup>※8</sup>				放射性ヨウ素	300	2,000 <sup>※8</sup>
			放射性セシウム	200	500				放射性セシウム	200	500
			プルトニウムおよび超ウラン元素のアルファ核種	1	10				プルトニウムおよび超ウラン元素のアルファ核種	1	10
			ウラン	20	100				ウラン	20	100

※1 (略)

※2 本値は地上1 mで計測した場合の空間放射線量率である。実際の適用に当たっては、空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上1 mでの線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。

※3～5 (略)

第5～7 (略)

※1 (略)

※2 本値は地上1 mで計測した場合の空間放射線量率である。実際の適用に当たっては、空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上1 mでの線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。O I L 1については緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率（1時間値）がO I L 1の基準値を超えた場合、O I L 2については、空間放射線量率の時間的・空間的な変化を参照しつつ、緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率（1時間値）がO I L 2の基準値を超えたときから起算して概ね1日が経過した時点の空間放射線量率（1時間値）がO I L 2の基準値を超えた場合に、防護措置の実施が必要であると判断する。

※3～5

第5～7 (略)

福井県地域防災計画（原子力災害対策編） 新旧対照表

現 行										改定案									
別表1（本節第4関係）										別表1（本節第4関係）									
運 転 中	原子力事業所	号機	所在地	炉型	認可出力 (万kW)	電調審 決定年月	原子炉設置 許可年月日	着工 年月日	営業(本格)運転 開始年月日	運 転 中	原子力事業所	号機	所在地	炉型	認可出力 (万kW)	電調審 決定年月	原子炉設置 許可年月日	着工 年月日	営業(本格)運転 開始年月日
	日本原子力発電(株)敦賀発電所	1号機 2号機	敦賀市明神町 "	BWR PWR	35.7 116.0	S.40. 5 S.53.12	S.41. 4.22 S.57. 1.26	S.42. 2 S.57. 3	S.45. 3.14 S.62. 2.17		日本原子力発電(株)敦賀発電所	2号機	敦賀市明神町	PWR	116.0	S.53.12	S.57. 1.26	S.57. 3	S.62. 2.17
運 転 中	関西電力(株)美浜発電所	1号機 2号機 3号機	美浜町丹生 " "	" " "	34.0 50.0 82.6	S.41. 4 S.42.12 S.46. 6	S.41.12. 1 S.43. 5.10 S.47. 3.13	S.42. 8 S.43.12 S.47. 7	S.45.11.28 S.47. 7.25 S.51.12. 1	運 転 中	関西電力(株)美浜発電所	3号機	美浜町丹生	"	82.6	S.46. 6	S.47. 3.13	S.47. 7	S.51.12. 1
		1号機 2号機 3号機 4号機	おおい町大島 " " "	" " " "	117.5 117.5 118.0 118.0	S.45.10 S.45.10 S.60. 1 S.60. 1	S.47. 7. 4 S.47. 7. 4 S.62. 2.10 S.62. 2.10	S.47.10 S.47.11 S.62. 3 S.62. 3	S.54. 3.27 S.54.12. 5 H. 3.12.18 H. 5. 2. 2			運 転 中	関西電力(株)大飯発電所	1号機 2号機 3号機 4号機	おおい町大島 " " "	" " " "	117.5 117.5 118.0 118.0	S.45.10 S.45.10 S.60. 1 S.60. 1	S.47. 7. 4 S.47. 7. 4 S.62. 2.10 S.62. 2.10
運 転 中	関西電力(株)高浜発電所	1号機 2号機 3号機 4号機	高浜町田ノ浦 " " "	" " " "	82.6 82.6 87.0 87.0	S.44. 5 S.45. 5 S.53. 3 S.53. 3	S.44.12.12 S.45.11.25 S.55. 8. 4 S.55. 8. 4	S.45. 4 S.46. 2 S.55.11 S.55.11	S.49.11.14 S.50.11.14 S.60. 1.17 S.60. 6. 5	運 転 中	関西電力(株)高浜発電所			1号機 2号機 3号機 4号機	高浜町田ノ浦 " " "	" " " "	82.6 82.6 87.0 87.0	S.44. 5 S.45. 5 S.53. 3 S.53. 3	S.44.12.12 S.45.11.25 S.55. 8. 4 S.55. 8. 4
		小 計		13基	1,128.5								小 計		10基	1,008.8			
建 設 中	(独)日本原子力研究開発機構 高速増殖原型炉もんじゅ	敦賀市白木		FBR	28.0	S.57. 5	S.58. 5.27	S.60. 9	未定	建 設 中	国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構 高速増殖原型炉もんじゅ	敦賀市白木		FBR	28.0	S.57. 5	S.58. 5.27	S.60. 9	未定
		小 計		1基	28.0							小 計		3基	119.7				
建 設 準 備 中	日本原子力発電(株)敦賀発電所	3号機 4号機	敦賀市明神町 "	PWR "	153.8 153.8					建 設 準 備 中	日本原子力発電(株)敦賀発電所	3号機 4号機	敦賀市明神町 "	PWR "	153.8 153.8				
		小 計		2基	307.6							小 計		2基	307.6				
廃 止 措 置 中	(独)日本原子力研究開発機構 原子炉廃止措置研究開発センタ ー	敦賀市明神町		ATR	16.5		S.45.11.30	S.46. 8	S.54. 3.20 H.15. 3.29 運転終了	廃 止 措 置 中	国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構 原子炉廃止措置研究開発センタ ー	敦賀市明神町		ATR	16.5		S.45.11.30	S.46. 8	S.54. 3.20 H.15. 3.29 運転終了
		小 計		1基	16.5							小 計		1基	16.5				
合 計		17基		1,480.6					合 計		17基		1,480.6						

福井県地域防災計画（原子力災害対策編） 新旧対照表

現 行			改定案		
第2節 防災関係機関の処理すべき事務または業務 第1～6 (略) 第7 指定地方行政機関			第2節 防災関係機関の処理すべき事務または業務 第1～6 (略) 第7 指定地方行政機関		
4 近畿厚生局	総務課	(1) 国立病院の避難施設等の整備と防災訓練の指導 (2) 原子力災害時における国立病院収容患者の医療等の指示調整 (3) 原子力災害時における負傷者等の国立病院における医療・その他救助の指示	4 近畿厚生局	総務課	(1) 救援等に係る情報の収集及び提供
6 北陸農政局 (福井地域センター)	企画調整 (農政推進 グループ)	(1) 農産物・農地の汚染対策および除染措置の指導 (2) 原子力災害時における主米穀および応急用食料等の確保と引渡	6 北陸農政局福井支局 (福井地域センター)	地方参事官 室総括担当	(1) 農産物・農地の汚染対策および除染措置の指導 (2) 原子力災害時における主米穀および応急用食料等の確保と引渡
14 東京管区气象台 (福井地方气象台)	防災担当	(1) 気象状況の把握 (2) 気象に関する資料・情報の提供	14 東京管区气象台 (福井地方气象台)	防災担当	(1) 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表 (2) 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）、水象の予報・警報等の防災情報の発表、伝達及び解説 (3) 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備 (4) 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言の実施 (5) 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発の実施
第8 (略)			第8 (略)		
第9 指定公共機関および指定地方公共機関			第9 指定公共機関および指定地方公共機関		
6 ソフトバンクモバイル (株) ソフトバンクテレコム (株)	地域総務部 (北陸) 地域総務部 (北陸)	(1) 原子力災害時における被災通信施設の復旧	6 ソフトバンク(株)	地域総務部 (北陸)	(1) 原子力災害時における被災通信施設の復旧
13 電力関係機関 ・関西電力(株) ・日本原子力発電(株) ・(独)日本原子力研究開発機構	原子力事業本部 敦賀発電所 敦賀事業本部	(1) 原子力事業者防災業務計画の作成および修正 (2) 原子力防災体制の整備および原子力防災組織の運営 (3) 放射線測定設備および原子力防災資機材の整備 (4) 緊急事態応急対策の活動で整備する資料の整備、施設および設備の整備点検 (5) 原子力防災教育および原子力防災訓練の実施 (6) 関係機関との連携 (7) 緊急時における通報および報告 (8) 緊急時における応急措置 (9) 緊急事態応急対策 (10) 原子力災害事後対策の実施 (11) その他、県および関係市町が実施する原子力災害対策への積極的な協力	13 電力関係機関 ・関西電力(株) ・日本原子力発電(株) ・国立研究開発法人日本原子力研究開発機構	原子力事業本部 敦賀発電所 敦賀事業本部	(1) 原子力事業者防災業務計画の作成および修正 (2) 原子力防災体制の整備および原子力防災組織の運営 (3) 放射線測定設備および原子力防災資機材の整備 (4) 緊急事態応急対策の活動で整備する資料の整備、施設および設備の整備点検 (5) 原子力防災教育および原子力防災訓練の実施 (6) 関係機関との連携 (7) 緊急時における通報および報告 (8) 緊急時における応急措置 (9) 緊急事態応急対策 (10) 原子力災害事後対策の実施 (11) その他、県および関係市町が実施する原子力災害対策への積極的な協力
・北陸電力(株)	福井支店	(1) 緊急時モニタリングの協力(国の要請による) (2) その他、県および関係市町が実施する原子力災害対策への積極的な協力	・北陸電力(株)	福井支店	(1) 緊急時モニタリングの協力(国の要請による) (2) その他、県および関係市町が実施する原子力災害対策への積極的な協力

福井県地域防災計画（原子力災害対策編） 新旧対照表

現 行		改定案	
14 研究機関 ・(独) 日本原子力研究開発機構 原子力緊急時支援・研修センター ・(独) 放射線医学総合研究所	(1) 原子炉工学、放射線防護等の専門家による事故事象の評価・検討および緊急事態応急対策への技術的支援 (2) 緊急時モニタリング要員および機器の動員 (3) 原子力防災に関する研修 (4) 原子力防災訓練への参画	14 研究機関 ・国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 原子力緊急時支援・研修センター ・(独) 放射線医学総合研究所	(1) 原子炉工学、放射線防護等の専門家による事故事象の評価・検討および緊急事態応急対策への技術的支援 (2) 緊急時モニタリング要員および機器の動員 (3) 原子力防災に関する研修 (4) 原子力防災訓練への参画
第10 (略)		第10 (略)	
第3節 (略)		第3節 (略)	
第2章 原子力災害事前対策		第2章 原子力災害事前対策	
第1節 原子力防災体制の整備		第1節 原子力防災体制の整備	
第1～2 (略)		第1～2 (略)	
		第3 地域原子力防災協議会	
		<p>県は、関係府省庁、関係府県等で構成する地域原子力防災協議会に参画し、要配慮者対策、避難先や移動手段の確保など地域防災計画・避難計画等の具体化・充実化に向けた調整を行うものとする。</p> <p>また、県および市町は、地域原子力防災協議会において具体化・充実化された内容について、地域防災計画・避難計画等に反映するとともに、訓練を実施し、必要な改善を図るものとする。</p>	
第3～12		第4～13	
第2～3節 (略)		第2～3節 (略)	
第4節 防災業務関係者の人材育成		第4節 防災業務関係者の人材育成	
第1 (略)		第1 (略)	
第2 県における研修		第2 県における研修	
(1) 県は、原子力防災対策の円滑な実施を図るため、防災業務関係者に対し、国、指定公共機関等の実施する原子力防災に関する研修を積極的に活用するものとする。		(1) 県は、原子力防災対策の円滑な実施を図るため、防災業務関係者に対し、国、指定公共機関等の実施する原子力防災に関する研修を積極的に活用するものとする。	
また、国、関係市町その他防災関係機関と連携して、原子力防災業務に携わる者に対して、原子力災害応急対策の円滑な実施を図るため、次に掲げる原子力防災に関する事項について研修を実施するものとする。		また、国、関係市町その他防災関係機関と連携して、原子力防災業務に携わる者に対して、原子力災害応急対策の円滑な実施を図るため、次に掲げる原子力防災に関する事項について研修を実施するものとする。	
なお、研修結果については、訓練等において具体的に確認し、緊急時モニタリングや <u>緊急被ばく医療</u> の必要性など、原子力災害対策の特殊性を踏まえ、研修内容の充実を図るものとする。		なお、研修結果については、訓練等において具体的に確認し、緊急時モニタリングや <u>被ばく医療等の原子力災害時における医療</u> （以下「 <u>原子力災害医療</u> 」という。）の必要性など、原子力災害対策の特殊性を踏まえ、研修内容の充実を図るものとする。	
ア 原子力防災体制および組織に関する知識		ア 原子力防災体制および組織に関する知識	
イ 原子力発電所等の施設に関する知識		イ 原子力発電所等の施設に関する知識	

福井県地域防災計画（原子力災害対策編） 新旧対照表

現 行	改定案
<p>ウ 原子力災害とその特性に関する知識                      エ 放射線による健康への影響および放射線防護に関する知識                      オ モニタリングの実施方法および機器ならびにモニタリングにおける気象予測および大気中拡散予測の活用に関する知識                      カ 緊急時に県、国、関係市町その他防災関係機関が講じる対策に関する知識                      キ 緊急時に住民がとるべき行動および留意事項に関する知識                      ク <u>緊急被ばく医療</u>（応急手当を含む）に関する知識                      ケ その他必要と認める事項                      (2)～(3) (略)</p> <p>第5～6節 (略)                      第7節 <u>緊急被ばく医療体制の整備</u>                      第1 基本方針                      原子力災害に係る専門的な医療の知識、資機材の取扱いが必要なため、<u>緊急被ばく医療体制の充実が必要なことから、初期、二次および三次被ばく医療体制、広域的医療体制および住民に対する心身の健康相談体制の整備を図る。</u></p> <p>第2 <u>緊急被ばく医療体制の確立</u>                      (1) <u>初期被ばく医療機関、二次被ばく医療機関の整備</u>                      県は、<u>被ばく医療機関</u>として、表1のとおり「<u>初期被ばく医療機関</u>」を4箇所、「<u>初期被ばく医療支援機関</u>」を9箇所、「<u>二次被ばく医療機関</u>」を2箇所整備するものとする。                      ア <u>初期被ばく医療機関</u>においては、次の機能を有するよう整備するものとする。</p> <p>(ア) 軽度の汚染のふき取り等の簡易な除染                      (イ) 軽度の汚染を伴う創傷、熱傷等の救急医療措置  <u>イ 初期被ばく医療支援機関においては、初期被ばく医療機関が様々な事由におり、被ばく患者の外来診療が困難となった場合等に、上記の機能を有し、外来診療を行うものとする。</u></p> <p>ウ <u>二次被ばく医療機関（入院診療）</u>においては、次の機能を有するよう整備するものとする。                      (ア) 細密な除染                      (イ) 生体試料による汚染状況および被ばく線量の測定                      (ウ) 局所被ばく患者の合併損傷を含めた入院診療  <u>(エ) 高線量被ばく、内部被ばく患者に対する診療</u>                      エ <u>二次被ばく医療機関（診療支援）</u>は、人的・技術的支援を行う。</p>	<p>ウ 原子力災害とその特性に関する知識                      エ 放射線による健康への影響および放射線防護に関する知識                      オ モニタリングの実施方法および機器に関する知識ならびにモニタリングにおける気象予測および大気中拡散予測の活用に関する知識                      カ 緊急時に県、国、関係市町その他防災関係機関が講じる対策に関する知識                      キ 緊急時に住民がとるべき行動および留意事項に関する知識                      ク <u>原子力災害医療</u>（応急手当を含む）に関する知識                      ケ その他必要と認める事項                      (2)～(3) (略)</p> <p>第5～6節 (略)                      第7節 <u>原子力災害医療体制の整備</u>                      第1 基本方針                      原子力災害に係る専門的な医療の知識、資機材の取扱いが必要なため、<u>原子力災害医療体制、広域的医療体制および住民に対する心身の健康相談体制の整備を図る。</u></p> <p>第2 <u>原子力災害医療体制の確立</u>                      (1) <u>原子力災害医療協力機関、原子力災害拠点病院の整備</u>                      県は、<u>原子力災害医療機関</u>として、表1のとおり「<u>原子力災害医療協力機関</u>」を登録するとともに、「<u>原子力災害拠点病院</u>」を指定するものとする。                      ア <u>原子力災害医療協力機関</u>においては、<u>次の項目のうち1項目以上を実施できるものとする。</u>  <u>(ア) 被ばく傷病者等の初期診療および救急診療</u>  <u>(イ) 被災者の放射性物質による汚染の測定</u>  <u>(ウ) 原子力災害医療派遣チーム（被ばく医療現場派遣チーム。以下「現場派遣チーム」という。）の保有および派遣体制の整備</u>  <u>(エ) 救護所への医療チームまたは医療関係者の派遣</u>  <u>(オ) スクリーニング実施のための放射性物質の検査チームの派遣</u>  <u>(カ) 地方公共団体等が行う安定ヨウ素剤配布の支援</u>  <u>(キ) その他原子力災害発生時に必要な支援</u>  <u>イ 原子力災害拠点病院においては、次の機能を有するよう整備するものとする。</u>                      (ア) <u>被ばく傷病者等に対する専門的医療の実施</u>                      (イ) <u>原子力災害医療協力機関では対応できない被ばく傷病者等の受け入れ</u>                      (ウ) <u>現場派遣チームの整備</u>  <u>(削除)</u>                      (削除)</p>

福井県地域防災計画（原子力災害対策編） 新旧対照表

現 行					改定案																																																																																						
<p>表1 被ばく医療機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>診療機能</th> <th>医療機関名</th> <th>所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">初期被ばく医療機関</td> <td rowspan="4">外来診療</td> <td>国立病院機構福井病院</td> <td>敦賀市桜ヶ丘 33-11</td> </tr> <tr> <td>市立敦賀病院</td> <td>敦賀市三島町 1-6-60</td> </tr> <tr> <td>杉田玄白記念公立小浜病院</td> <td>小浜市大手町 2-2</td> </tr> <tr> <td>若狭高浜病院</td> <td>高浜町宮崎 87-14-2</td> </tr> <tr> <td rowspan="9">初期被ばく医療支援機関</td> <td rowspan="9">外来診療支援</td> <td>福井赤十字病院</td> <td>福井市月見 2-4-1</td> </tr> <tr> <td>福井県済生会病院</td> <td>福井市和田中町舟橋 7-1</td> </tr> <tr> <td>福井勝山総合病院</td> <td>勝山市長山町 2-6-21</td> </tr> <tr> <td>公立丹南病院</td> <td>鯖江市三六町 1-2-31</td> </tr> <tr> <td>国立病院機構あわら病院</td> <td>あわら市北潟 238-1</td> </tr> <tr> <td>坂井市立三国病院</td> <td>坂井市三国町中央 1-2-34</td> </tr> <tr> <td>越前町国民健康保険織田病院</td> <td>越前町織田 106-44-1</td> </tr> <tr> <td>レイクヒルズ美方病院</td> <td>若狭町気山 315-1-9</td> </tr> <tr> <td>若狭町国民健康保険上中病院</td> <td>若狭町市場 19-5</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">二次被ばく医療機関</td> <td>入院診療</td> <td>県立病院緊急時医療対策施設</td> <td>福井市四ツ井 2-8-1</td> </tr> <tr> <td>診療支援</td> <td>福井大学医学部附属病院</td> <td>永平寺町松岡下合月 23-3</td> </tr> </tbody> </table>					区分	診療機能	医療機関名	所在地	初期被ばく医療機関	外来診療	国立病院機構福井病院	敦賀市桜ヶ丘 33-11	市立敦賀病院	敦賀市三島町 1-6-60	杉田玄白記念公立小浜病院	小浜市大手町 2-2	若狭高浜病院	高浜町宮崎 87-14-2	初期被ばく医療支援機関	外来診療支援	福井赤十字病院	福井市月見 2-4-1	福井県済生会病院	福井市和田中町舟橋 7-1	福井勝山総合病院	勝山市長山町 2-6-21	公立丹南病院	鯖江市三六町 1-2-31	国立病院機構あわら病院	あわら市北潟 238-1	坂井市立三国病院	坂井市三国町中央 1-2-34	越前町国民健康保険織田病院	越前町織田 106-44-1	レイクヒルズ美方病院	若狭町気山 315-1-9	若狭町国民健康保険上中病院	若狭町市場 19-5	二次被ばく医療機関	入院診療	県立病院緊急時医療対策施設	福井市四ツ井 2-8-1	診療支援	福井大学医学部附属病院	永平寺町松岡下合月 23-3	<p>表1 原子力災害医療機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="15">原子力災害医療協力機関</td> <td>国立病院機構敦賀医療センター</td> <td>敦賀市桜ヶ丘 33-11</td> </tr> <tr> <td>市立敦賀病院</td> <td>敦賀市三島町 1-6-60</td> </tr> <tr> <td>杉田玄白記念公立小浜病院</td> <td>小浜市大手町 2-2</td> </tr> <tr> <td>若狭高浜病院</td> <td>高浜町宮崎 87-14-2</td> </tr> <tr> <td>福井県済生会病院</td> <td>福井市和田中町舟橋 7-1</td> </tr> <tr> <td>福井勝山総合病院</td> <td>勝山市長山町 2-6-21</td> </tr> <tr> <td>公立丹南病院</td> <td>鯖江市三六町 1-2-31</td> </tr> <tr> <td>国立病院機構あわら病院</td> <td>あわら市北潟 238-1</td> </tr> <tr> <td>坂井市立三国病院</td> <td>坂井市三国町中央 1-2-34</td> </tr> <tr> <td>越前町国民健康保険織田病院</td> <td>越前町織田 106-44-1</td> </tr> <tr> <td>レイクヒルズ美方病院</td> <td>若狭町気山 315-1-9</td> </tr> <tr> <td>若狭町国民健康保険上中病院</td> <td>若狭町市場 19-5</td> </tr> <tr> <td>一般社団法人福井県医師会</td> <td>福井市大願寺 3丁目 4-10</td> </tr> <tr> <td>一般社団法人福井県薬剤師会</td> <td>福井市光陽 4丁目 11-22</td> </tr> <tr> <td>公益社団法人福井県診療放射線技師会</td> <td>福井市河水町 14-30</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">原子力災害拠点病院</td> <td>福井県立病院</td> <td>福井市四ツ井 2-8-1</td> </tr> <tr> <td>福井大学医学部附属病院</td> <td>永平寺町松岡下合月 23-3</td> </tr> <tr> <td>福井赤十字病院</td> <td>福井市月見 2-4-1</td> </tr> </tbody> </table>					区分	機関名	所在地	原子力災害医療協力機関	国立病院機構敦賀医療センター	敦賀市桜ヶ丘 33-11	市立敦賀病院	敦賀市三島町 1-6-60	杉田玄白記念公立小浜病院	小浜市大手町 2-2	若狭高浜病院	高浜町宮崎 87-14-2	福井県済生会病院	福井市和田中町舟橋 7-1	福井勝山総合病院	勝山市長山町 2-6-21	公立丹南病院	鯖江市三六町 1-2-31	国立病院機構あわら病院	あわら市北潟 238-1	坂井市立三国病院	坂井市三国町中央 1-2-34	越前町国民健康保険織田病院	越前町織田 106-44-1	レイクヒルズ美方病院	若狭町気山 315-1-9	若狭町国民健康保険上中病院	若狭町市場 19-5	一般社団法人福井県医師会	福井市大願寺 3丁目 4-10	一般社団法人福井県薬剤師会	福井市光陽 4丁目 11-22	公益社団法人福井県診療放射線技師会	福井市河水町 14-30	原子力災害拠点病院	福井県立病院	福井市四ツ井 2-8-1	福井大学医学部附属病院	永平寺町松岡下合月 23-3	福井赤十字病院	福井市月見 2-4-1
区分	診療機能	医療機関名	所在地																																																																																								
初期被ばく医療機関	外来診療	国立病院機構福井病院	敦賀市桜ヶ丘 33-11																																																																																								
		市立敦賀病院	敦賀市三島町 1-6-60																																																																																								
		杉田玄白記念公立小浜病院	小浜市大手町 2-2																																																																																								
		若狭高浜病院	高浜町宮崎 87-14-2																																																																																								
初期被ばく医療支援機関	外来診療支援	福井赤十字病院	福井市月見 2-4-1																																																																																								
		福井県済生会病院	福井市和田中町舟橋 7-1																																																																																								
		福井勝山総合病院	勝山市長山町 2-6-21																																																																																								
		公立丹南病院	鯖江市三六町 1-2-31																																																																																								
		国立病院機構あわら病院	あわら市北潟 238-1																																																																																								
		坂井市立三国病院	坂井市三国町中央 1-2-34																																																																																								
		越前町国民健康保険織田病院	越前町織田 106-44-1																																																																																								
		レイクヒルズ美方病院	若狭町気山 315-1-9																																																																																								
		若狭町国民健康保険上中病院	若狭町市場 19-5																																																																																								
二次被ばく医療機関	入院診療	県立病院緊急時医療対策施設	福井市四ツ井 2-8-1																																																																																								
	診療支援	福井大学医学部附属病院	永平寺町松岡下合月 23-3																																																																																								
区分	機関名	所在地																																																																																									
原子力災害医療協力機関	国立病院機構敦賀医療センター	敦賀市桜ヶ丘 33-11																																																																																									
	市立敦賀病院	敦賀市三島町 1-6-60																																																																																									
	杉田玄白記念公立小浜病院	小浜市大手町 2-2																																																																																									
	若狭高浜病院	高浜町宮崎 87-14-2																																																																																									
	福井県済生会病院	福井市和田中町舟橋 7-1																																																																																									
	福井勝山総合病院	勝山市長山町 2-6-21																																																																																									
	公立丹南病院	鯖江市三六町 1-2-31																																																																																									
	国立病院機構あわら病院	あわら市北潟 238-1																																																																																									
	坂井市立三国病院	坂井市三国町中央 1-2-34																																																																																									
	越前町国民健康保険織田病院	越前町織田 106-44-1																																																																																									
	レイクヒルズ美方病院	若狭町気山 315-1-9																																																																																									
	若狭町国民健康保険上中病院	若狭町市場 19-5																																																																																									
	一般社団法人福井県医師会	福井市大願寺 3丁目 4-10																																																																																									
	一般社団法人福井県薬剤師会	福井市光陽 4丁目 11-22																																																																																									
	公益社団法人福井県診療放射線技師会	福井市河水町 14-30																																																																																									
原子力災害拠点病院	福井県立病院	福井市四ツ井 2-8-1																																																																																									
	福井大学医学部附属病院	永平寺町松岡下合月 23-3																																																																																									
	福井赤十字病院	福井市月見 2-4-1																																																																																									
<p>(2) 広域災害・救急医療情報システムの整備</p> <p>県は、災害時において、医療機関の稼働状況、医師・看護師等スタッフの状況、ライフラインの確保、医薬品の備蓄状況等、災害医療に係る総合的な情報収集および提供を行う広域災害・救急医療情報システムを活用するとともに、県、市町、防災関係機関ならびに放射線医学総合研究所、高度な被ばく医療に対応可能な医療機関等のネットワーク化を図るものとする。</p>					<p>(2) 広域災害・救急医療情報システムの整備</p> <p>県は、災害時において、医療機関の稼働状況、医師・看護師等スタッフの状況、ライフラインの確保、医薬品の備蓄状況等、災害医療に係る総合的な情報収集および提供を行う広域災害・救急医療情報システムを活用するとともに、県、市町、防災関係機関ならびに高度被ばく医療支援センターまたは原子力災害医療・総合支援センター等のネットワーク化を図るものとする。</p>																																																																																						
<p>(3) 救急医療班の整備</p> <p>県、災害拠点病院、一般社団法人福井県医師会、原子力事業者その他関係医療機関は、原子力災害時の救急医療班の派遣に対応できるよう、あらかじめ班編成を整えておくものとする。</p> <p>また、県は関係市町と連携し、救護所の設置、救急医療班の派遣を行うための計画をあらかじめ定める。その際、国から派遣される放射線医学総合研究所、高度な被ばく医療に対応可能な医療機関等のスタッフからなる被ばく医療に係る医療チーム派遣の要請手続きおよび受入体制についても定めるものとする。</p>					<p>(3) 救急医療班の整備</p> <p>県、災害拠点病院、一般社団法人福井県医師会、原子力事業者その他関係医療機関は、原子力災害時の救急医療班の派遣に対応できるよう、あらかじめ班編成を整えておくものとする。</p> <p>また、県は関係市町と連携し、救護所の設置、救急医療班の派遣を行うための計画をあらかじめ定める。その際、国から派遣される高度被ばく医療支援センターまたは原子力災害医療・総合支援センター等による現場派遣チームまたは専門派遣チーム派遣の要請手続きおよび受入体制についても定めるものとする。</p>																																																																																						
<p>(4) ア～ウ (略)</p>					<p>(4) ア～ウ (略)</p>																																																																																						

福井県地域防災計画（原子力災害対策編） 新旧対照表

現 行	改定案
<p>エ 協力体制および情報交換 被ばく患者の搬送に備えて、県、搬送機関、関係医療機関、原子力事業者は、日ごろから訓練を通じて、関係機関相互の協力体制を整えるものとする。 また、搬送機関においては、搬送用資機材等の整備について相互に情報交換を行い、被ばく患者の搬送等に当たって、<u>緊急被ばく医療</u>の専門家から助言を得られる体制を整備するものとする。 (5)～(6) (略) (7) <u>緊急被ばく医療</u>体制の資料の収集等 県は、<u>緊急被ばく医療</u>体制についての資料を収集、整理するものとする。</p> <p><b>第3 <u>緊急被ばく医療</u>資機材等の整備</b> (1) <u>緊急被ばく医療</u>資機材の整備 県は、<u>災害拠点病院</u>、<u>一般社団法人福井県医師会</u>、原子力事業者らその他関係医療機関と連携し、原子力災害時における<u>緊急被ばく医療</u>に対応するため、国から整備すべき医療資機材等に関する情報を受け、放射線測定資機材、除染資機材、応急用救護用資機材、医療資機材等の維持・整備に努めるものとする。 (2)～(4) (略)</p> <p><b>第4 (略)</b></p> <p><b>第5 原子力事業者等における体制整備</b> (1) (略) (2) <u>緊急被ばく医療</u>機関 ア 研修・訓練の実施 <u>緊急被ばく医療</u>機関の医療関係者は、定期的な研修、訓練を受けることにより、<u>被ばく医療</u>に係る知識および技術の維持・向上に努めるものとする。 イ <u>緊急被ばく医療</u>機関相互の連携 被ばく患者の重症度に応じて、適切な医療を行うとともに、各医療機関の要員および資機材を有効に活用するため、<u>緊急被ばく医療</u>機関相互の連携を図るものとする。</p> <p><b>第8節 (略)</b></p> <p><b>第9節 原子力防災訓練等の実施</b> <b>第1 (略)</b> <b>第2 防災訓練の計画策定</b> (1) 県が主体となつて行う防災訓練の計画策定 県は、国、原子力防災専門官、関係市町、原子力緊急時支援・研修センター、原子力事業者その他防災関係機関の支援の下、次に掲げる防災活動の要素ごとまたは各要素を組み合わせた</p>	<p>エ 協力体制および情報交換 被ばく患者の搬送に備えて、県、搬送機関、関係医療機関、原子力事業者は、日ごろから訓練を通じて、関係機関相互の協力体制を整えるものとする。 また、搬送機関においては、搬送用資機材等の整備について相互に情報交換を行い、被ばく患者の搬送等に当たって、<u>原子力災害医療</u>の専門家から助言を得られる体制を整備するものとする。 (5)～(6) (略) (7) <u>原子力災害医療</u>体制の資料の収集等 県は、<u>原子力災害医療</u>体制についての資料を収集、整理するものとする。</p> <p><b>第3 <u>原子力災害医療</u>資機材等の整備</b> (1) <u>原子力災害医療</u>資機材の整備 県は、<u>原子力災害医療</u>機関、原子力事業者らその他関係医療機関と連携し、原子力災害時における<u>原子力災害医療</u>に対応するため、国から整備すべき医療資機材等に関する情報を受け、放射線測定資機材、除染資機材、応急用救護用資機材、医療資機材等の維持・整備に努めるものとする。 (2)～(4) (略)</p> <p><b>第4 (略)</b></p> <p><b>第5 原子力事業者等における体制整備</b> (1) (略) (2) <u>原子力災害医療</u>機関 ア 研修・訓練の実施 <u>原子力災害医療</u>機関の医療関係者は、定期的な研修、訓練を受けることにより、<u>原子力災害医療</u>に係る知識および技術の維持・向上に努めるものとする。 イ <u>原子力災害医療</u>機関相互の連携 被ばく患者の重症度に応じて、適切な医療を行うとともに、各医療機関の要員および資機材を有効に活用するため、<u>原子力災害医療</u>機関相互の連携を図るものとする。</p> <p><b>第8節 (略)</b></p> <p><b>第9節 原子力防災訓練等の実施</b> <b>第1 (略)</b> <b>第2 防災訓練の計画策定</b> (1) 県が主体となつて行う防災訓練の計画策定 県は、国、原子力防災専門官、関係市町、原子力緊急時支援・研修センター、原子力事業者その他防災関係機関の支援の下、次に掲げる防災活動の要素ごとまたは各要素を組み合わせた</p>



福井県地域防災計画（原子力災害対策編） 新旧対照表

現 行	改定案
<p>防災訓練の計画策定を行うものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 緊急時通信連絡訓練</li> <li>イ 災害対策本部等運営訓練</li> <li>ウ 原子力防災センター運営訓練</li> <li>エ 自衛隊災害派遣運用訓練</li> <li>オ 緊急時モニタリング訓練</li> <li>カ 気象予測および大気中拡散予測の活用訓練</li> <li>キ <u>緊急被ばく医療措置訓練</u></li> <li>ク 住民避難・退避訓練</li> <li>ケ 避難所等運営訓練</li> <li>コ 広報訓練</li> <li>サ 交通対策等措置訓練</li> <li>シ 人命救助活動訓練</li> </ul>	<p>防災訓練の計画策定を行うものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 緊急時通信連絡訓練</li> <li>イ 災害対策本部等運営訓練</li> <li>ウ 原子力防災センター運営訓練</li> <li>エ 自衛隊災害派遣運用訓練</li> <li>オ 緊急時モニタリング訓練</li> <li>カ 気象予測および大気中拡散予測の活用訓練</li> <li>キ <u>原子力災害医療措置訓練</u></li> <li>ク 住民避難・退避訓練</li> <li>ケ 避難所等運営訓練</li> <li>コ 広報訓練</li> <li>サ 交通対策等措置訓練</li> <li>シ 人命救助活動訓練</li> </ul>
<p>(2) 国と共同して行う防災訓練の実施</p> <p>県は、国が原災法第13条の規定に基づき、総合的な防災訓練の実施計画を作成する際には、関係市町、原子力事業者その他防災関係機関と連携して、緊急時モニタリング訓練、<u>緊急被ばく医療措置訓練</u>、住民避難・退避訓練、広報訓練等に関して県が行うべき防災対策や、複合災害なや重大事故等全面緊急事態を具体的に想定した詳細な防災訓練シナリオを作成するなど、防災訓練の実施計画の企画立案には共同して参画するものとする。</p>	<p><u>県が実施する防災訓練のうち、特に国の関係機関が参加し総合的に実施する防災訓練については、訓練計画に定める訓練の目的、実施項目、反省点の抽出方法等について、地域原子力防災協議会において検討するものとする。</u></p> <p>(2) 国と共同して行う防災訓練の実施</p> <p>県は、国が原災法第13条の規定に基づき、総合的な防災訓練の実施計画を作成する際には、関係市町、原子力事業者その他防災関係機関と連携して、緊急時モニタリング訓練、<u>原子力災害医療措置訓練</u>、住民避難・退避訓練、広報訓練等に関して県が行うべき防災対策や、複合災害なや重大事故等全面緊急事態を具体的に想定した詳細な防災訓練シナリオを作成するなど、防災訓練の実施計画の企画立案には共同して参画するものとする。</p>
<p>第3 (略)</p>	<p>第3 (略)</p>
<p>第4 実践的な防災訓練の工夫と事後評価</p> <p>県は、防災訓練を実施するに当たり、国、原子力防災専門官、関係市町、原子力緊急時支援・研修センター、原子力事業者その他防災関係機関の協力を受けて作成した、大規模な自然災害等との複合災害や重大事故等全面緊急事態を具体的に想定した詳細なシナリオに基づき、参加者に事前にシナリオを知らせない訓練、訓練開始時間を知らせずに行う訓練、机上において想定事故に対する対応や判断を試す訓練等の工夫や図上演習の方法論を活用するなど、現場における判断力の向上につながる実践的なものとなるよう工夫するものとする。この際、各機関の救護活動等の連携強化に留意するものとする。</p> <p>県は、防災訓練を実施するに当たり、当該防災訓練の目的、チェックすべき項目の設定を具体的に定めて行うとともに、防災訓練終了後、<u>国、原子力事業者等と協力し、専門家も活用しつ</u></p>	<p>第4 実践的な防災訓練の工夫と事後評価</p> <p>県は、防災訓練を実施するに当たり、国、原子力防災専門官、関係市町、原子力緊急時支援・研修センター、原子力事業者その他防災関係機関の協力を受けて作成した、大規模な自然災害等との複合災害や重大事故等全面緊急事態を具体的に想定した詳細なシナリオに基づき、参加者に事前にシナリオを知らせない訓練、訓練開始時間を知らせずに行う訓練、机上において想定事故に対する対応や判断を試す訓練等の工夫や図上演習の方法論を活用するなど、現場における判断力の向上につながる実践的なものとなるよう工夫するものとする。この際、各機関の救護活動等の連携強化に留意するものとする。</p> <p>県は、防災訓練を実施するに当たり、当該防災訓練の目的、チェックすべき項目の設定を具体的に定めて行うとともに、防災訓練終了後、<u>訓練に参加した国、地方公共団体、指定公共機関等</u></p>

福井県地域防災計画（原子力災害対策編） 新旧対照表

現 行	改定案
<p><u>防災訓練の評価を実施し、改善点を明らかにし、必要に応じ、緊急時マニュアルの作成、改訂に活用する等原子力防災体制の改善に取り組むものとする。</u></p> <p><u>県は、必要に応じ、防災訓練の方法、事後評価の方法の見直し、福井県地域防災計画（原子力災害対策編）の修正等を行うものとする。</u></p> <p>第10節 広域的相互応援体制の整備            第1～2 （略）            第3 県外広域相互応援体制            （1）（略）            （2）ブロック単位の協定                ア 石川県および富山県と締結している「北陸三県災害相互応援に関する協定」                イ 中部9県1市と締結している「災害応援に関する協定」                ウ 近畿2府7県と締結している「近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定」</p> <p>（3）～（4）（略）            第4 関係機関との協定            （1）～（5）（略）            （6）その他                （前略）                一般社団法人福井県測量設計業協会と締結している「災害時における公共土木施設の応急対策に関する協定」</p> <p>    セントラルヘリコプターサービス株式会社と締結している「災害航空応援協力協定」            （中略）                石油連盟と締結している「災害時の重要施設に係る情報共有に関する覚書」</p> <p>第5 （略）</p>	<p><u>と地域原子力防災協議会において、総合的な訓練の実施結果、成果、抽出された反省点等を検討し、これらを共有するものとする。また、県は、明らかになった課題に関して、緊急時の対応に係る計画やマニュアルの改善等を行うものとする。</u></p> <p>第10節 広域的相互応援体制の整備            第1～2 （略）            第3 県外広域相互応援体制            （1）（略）            （2）ブロック単位の協定                ア 石川県および富山県と締結している「北陸三県災害相互応援に関する協定」                イ 中部9県1市と締結している「災害応援に関する協定」                ウ 近畿2府7県と締結している「近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定」                エ <u>近畿2府8県および近畿2府8県バス協会と締結している「大規模広域災害時におけるバスによる緊急輸送に関する協定」</u>                オ <u>近畿2府8県、近畿2府8県放射線技師会および日本診療放射線技師会と締結している「原子力災害時の放射線被ばく防止に関する協定」</u>                カ <u>近畿2府8県、近畿2府8県宅地建物取引業協会、全日本不動産協会近畿2府8県本部、全国賃貸住宅経営者協会連合会および日本賃貸住宅管理協会と締結している「大規模広域災害時における民間賃貸住宅の被災者への提供等に関する協定」</u></p> <p>（3）～（4）（略）            第4 関係機関との協定            （1）～（5）（略）            （6）その他                （前略）                一般社団法人福井県測量設計業協会と締結している「災害時における公共土木施設の応急対策に関する協定」                <u>公益社団法人土木学会関西支部と締結している「災害時における調査の相互協力に関する協定」</u>                セントラルヘリコプターサービス株式会社と締結している「災害航空応援協力協定」            （中略）                石油連盟と締結している「災害時の重要施設に係る情報共有に関する覚書」                <u>福井県葬祭業協同組合および全日本葬祭業協同組合連合会と締結している「災害時における棺および葬祭用品の供給等ならびに遺体の搬送等の協力に関する協定書」</u></p> <p>第5 （略）</p>

福井県地域防災計画（原子力災害対策編） 新旧対照表

現 行	改定案
<p>第6 原子力事業者が締結している協定等</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 関西電力株式会社原子力事業本部、日本原子力発電株式会社敦賀地区本部、<u>独立行政法人</u>日本原子力研究開発機構で確認している「若狭地域原子力事業者における原子力災害発生時等の連携に関する確認書」</p> <p>第11～12節 (略)</p> <p>第13節 防災対策資料の整備</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 防災対策資料の整備</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) ア～エ (略)</p> <p>オ <u>緊急被ばく医療措置</u>に関する資料</p> <p>(ア)～(エ) (略)</p> <p>カ～サ (略)</p> <p>(3)～(4) (略)</p> <p>第3 (略)</p> <p>第14節 (略)</p> <p>第3章 緊急事態応急対策</p> <p>第1節 緊急時の通報連絡</p> <p>第1～第6 (略)</p> <p>第7 国に対する専門家派遣の要請等</p> <p>(1) ア (略)</p> <p>イ <u>被ばく医療に係る医療チーム</u></p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>第8～9 (略)</p> <p>別表1（本節第3（1）関係）</p> <p>(独) 日本原子力研究開発機構原子炉廃止措置研究開発センター</p> <p>(独) 日本原子力研究開発機構高速増殖原型炉もんじゅ</p>	<p>第6 原子力事業者が締結している協定等</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 関西電力株式会社原子力事業本部、日本原子力発電株式会社敦賀地区本部、<u>国立研究開発法人</u>日本原子力研究開発機構で確認している「若狭地域原子力事業者における原子力災害発生時等の連携に関する確認書」</p> <p>第11～12節 (略)</p> <p>第13節 防災対策資料の整備</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 防災対策資料の整備</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) ア～エ (略)</p> <p>オ <u>原子力災害医療の実施</u>に関する資料</p> <p>(ア)～(エ) (略)</p> <p>カ～サ (略)</p> <p>(3)～(4) (略)</p> <p>第3 (略)</p> <p>第14節 (略)</p> <p>第3章 緊急事態応急対策</p> <p>第1節 緊急時の通報連絡</p> <p>第1～第6 (略)</p> <p>第7 国に対する専門家派遣の要請等</p> <p>(1) ア (略)</p> <p>イ <u>原子力災害医療に係る医療チーム</u></p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>第8～9 (略)</p> <p>別表1（本節第3（1）関係）</p> <p><u>国立研究開発法人</u>日本原子力研究開発機構原子炉廃止措置研究開発センター</p> <p><u>国立研究開発法人</u>日本原子力研究開発機構高速増殖原型炉もんじゅ</p>

福井県地域防災計画（原子力災害対策編） 新旧対照表

現 行	改定案
<p>別図1～3（略）</p> <p>第2節 緊急時活動体制の確立</p> <p>第1（略）</p> <p>第2 県の組織動員体制</p> <p>(1)～(2)（略）</p> <p>(3) 職員への伝達等</p> <p>ア 勤務時間中における伝達</p> <p>(ア) 知事が配備体制の決定を行ったときは、原子力安全対策課長は副知事、安全環境部長、安全環境部危機対策監、安全環境部企画幹および危機対策・防災課長に伝達するものとする。</p> <p>(イ) 危機対策・防災課長は庁内放送を行うとともに、庁内電話で各部連絡責任者、広報課、地域医療課および原子力災害が発生した原子力事業所の所在地に応じて嶺南振興局若狭県民サービス室（または二州県民サービス室）総務企画グループに職員の配備を伝達するものとする。</p> <p>(ウ) ① 上記(イ)により伝達を受けた各部連絡責任者は、口頭または庁内電話で各部長、各部企画幹、各部連絡員および関係各課に伝達するものとする。</p> <p>② 上記(イ)により伝達を受けた地域医療課長は、口頭または庁内電話で所属職員および各健康福祉センターに伝達するものとする。</p> <p>③ 上記(イ)により伝達を受けた嶺南振興局若狭県民サービス室長（または二州県民サービス室長）は、口頭または庁内電話で同局局長、同局次長および同局各部長に伝達するとともに、同局二州県民サービス室（または若狭県民サービス室）と連携し、口頭または庁内電話で同局内各課長を経由し同局に所属する全職員に伝達するものとする。</p> <p>(エ)（略）</p> <p>イ～ウ（略）</p> <p>第3 福井県原子力災害警戒本部の設置</p> <p>(1)～(7)（略）</p> <p>(8) 緊急時医療連絡室の設置</p> <p>ア 県（警戒本部長）が必要と認めるときは、現地における緊急時医療本部の設置準備を行うため、現地原子力防災センターに緊急時医療連絡室を設置するものとする。</p> <p>イ 緊急時医療連絡室長には、原子力災害が発生した現地を管轄する健康福祉センター所長を充てるものとし、その指揮下に別に定める職員を配置するものとする。</p> <p>ウ 緊急時医療連絡室の業務については、本章第8節「<u>緊急被ばく医療活動</u>」によるものとする。</p> <p>(9)～(10)（略）</p>	<p>別図1～3（略）</p> <p>第2節 緊急時活動体制の確立</p> <p>第1（略）</p> <p>第2 県の組織動員体制</p> <p>(1)～(2)（略）</p> <p>(3) 職員への伝達等</p> <p>ア 勤務時間中における伝達</p> <p>(ア) 知事が配備体制の決定を行ったときは、原子力安全対策課長は副知事、安全環境部長、安全環境部危機対策監、安全環境部企画幹および危機対策・防災課長に伝達するものとする。</p> <p>(イ) 危機対策・防災課長は庁内放送を行うとともに、庁内電話で各部連絡責任者、広報課、地域医療課および原子力災害が発生した原子力事業所の所在地に応じて嶺南振興局若狭観光・地域振興室（または二州観光・地域振興室）企画グループに職員の配備を伝達するものとする。</p> <p>(ウ) ① 上記(イ)により伝達を受けた各部連絡責任者は、口頭または庁内電話で各部長、各部企画幹、各部連絡員および関係各課に伝達するものとする。</p> <p>② 上記(イ)により伝達を受けた地域医療課長は、口頭または庁内電話で所属職員および各健康福祉センターに伝達するものとする。</p> <p>③ 上記(イ)により伝達を受けた嶺南振興局若狭観光・地域振興室長（または二州観光・地域振興室長）は、口頭または庁内電話で同局局長、同局次長および同局各部長に伝達するとともに、同局二州観光・地域振興室（または若狭観光・地域振興室）と連携し、口頭または庁内電話で同局内各課長を経由し同局に所属する全職員に伝達するものとする。</p> <p>(エ)（略）</p> <p>イ～ウ（略）</p> <p>第3 福井県原子力災害警戒本部の設置</p> <p>(1)～(7)（略）</p> <p>(8) 緊急時医療連絡室の設置</p> <p>ア 県（警戒本部長）が必要と認めるときは、現地における緊急時医療本部の設置準備を行うため、現地原子力防災センターに緊急時医療連絡室を設置するものとする。</p> <p>イ 緊急時医療連絡室長には、原子力災害が発生した現地を管轄する健康福祉センター所長を充てるものとし、その指揮下に別に定める職員を配置するものとする。</p> <p>ウ 緊急時医療連絡室の業務については、本章第8節「<u>原子力災害医療活動</u>」によるものとする。</p> <p>(9)～(10)（略）</p>

福井県地域防災計画（原子力災害対策編） 新旧対照表

現 行	改定案
<p><b>第4 福井県原子力災害対策本部の設置</b>                      (1)～(2)                      (3) 組織および事務分掌                      ア 災害対策本部長(知事)は、災害対策本部の事務を総括し、職員を指揮監督するものとする。                      イ 災害対策本部副本部長は副知事をもって充て、災害対策本部長に事故あるときは、その職務を代理するものとする。                      ウ 災害対策本部員は、<u>政策幹</u>、各部長(行政組織規則(昭和39年福井県規則第21号)第202条第1項に定める部長をいう。)、安全環境部危機対策監、総合政策部新幹線・交通政策監、教育長、国体推進局長、会計管理者および警察本部長をもって充てるものとする。</p> <p>また、災害対策本部には災害対策本部の広報を総括するため、報道主管者を置き、総務部企画幹または安全環境部企画幹をもって充てるものとする。</p> <p>エ～コ (略)                      (4)～(6) (略)                      (7) 緊急時医療本部の設置                      ア～イ (略)                      ウ 緊急時医療本部長は、国から派遣される<u>被ばく医療</u>に係る医療チームが適格に現地医療関係者等を指導するとともに、医療活動が行えるよう直ちに受け入れ体制を整えるものとする。                      エ (略)                      オ 緊急時医療本部の業務等については、本章第8節「<u>緊急被ばく医療活動</u>」によるものとする。                      (8)～(14) (略)</p> <p><b>第5～9 (略)</b></p>	<p><b>第4 福井県原子力災害対策本部の設置</b>                      (1)～(2)                      (3) 組織および事務分掌                      ア 災害対策本部長(知事)は、災害対策本部の事務を総括し、職員を指揮監督するものとする。                      イ 災害対策本部副本部長は副知事をもって充て、災害対策本部長に事故あるときは、その職務を代理するものとする。                      ウ 災害対策本部員は、各部長(行政組織規則(昭和39年福井県規則第21号)第202条第1項に定める部長をいう。)、安全環境部危機対策監、総合政策部新幹線政策監、<u>総合政策部ふるさと県民局長</u>、教育長、国体推進局長、会計管理者および警察本部長をもって充てるものとする。</p> <p>また、災害対策本部には災害対策本部の広報を総括するため、報道主管者を置き、総務部企画幹または安全環境部企画幹をもって充てるものとする。</p> <p>エ～コ (略)                      (4)～(6) (略)                      (7) 緊急時医療本部の設置                      ア～イ (略)                      ウ 緊急時医療本部長は、国から派遣される<u>原子力災害医療</u>に係る医療チームが適格に現地医療関係者等を指導するとともに、医療活動が行えるよう直ちに受け入れ体制を整えるものとする。                      エ (略)                      オ 緊急時医療本部の業務等については、本章第8節「<u>原子力災害医療活動</u>」によるものとする。                      (8)～(14) (略)</p> <p><b>第5～9 (略)</b></p>

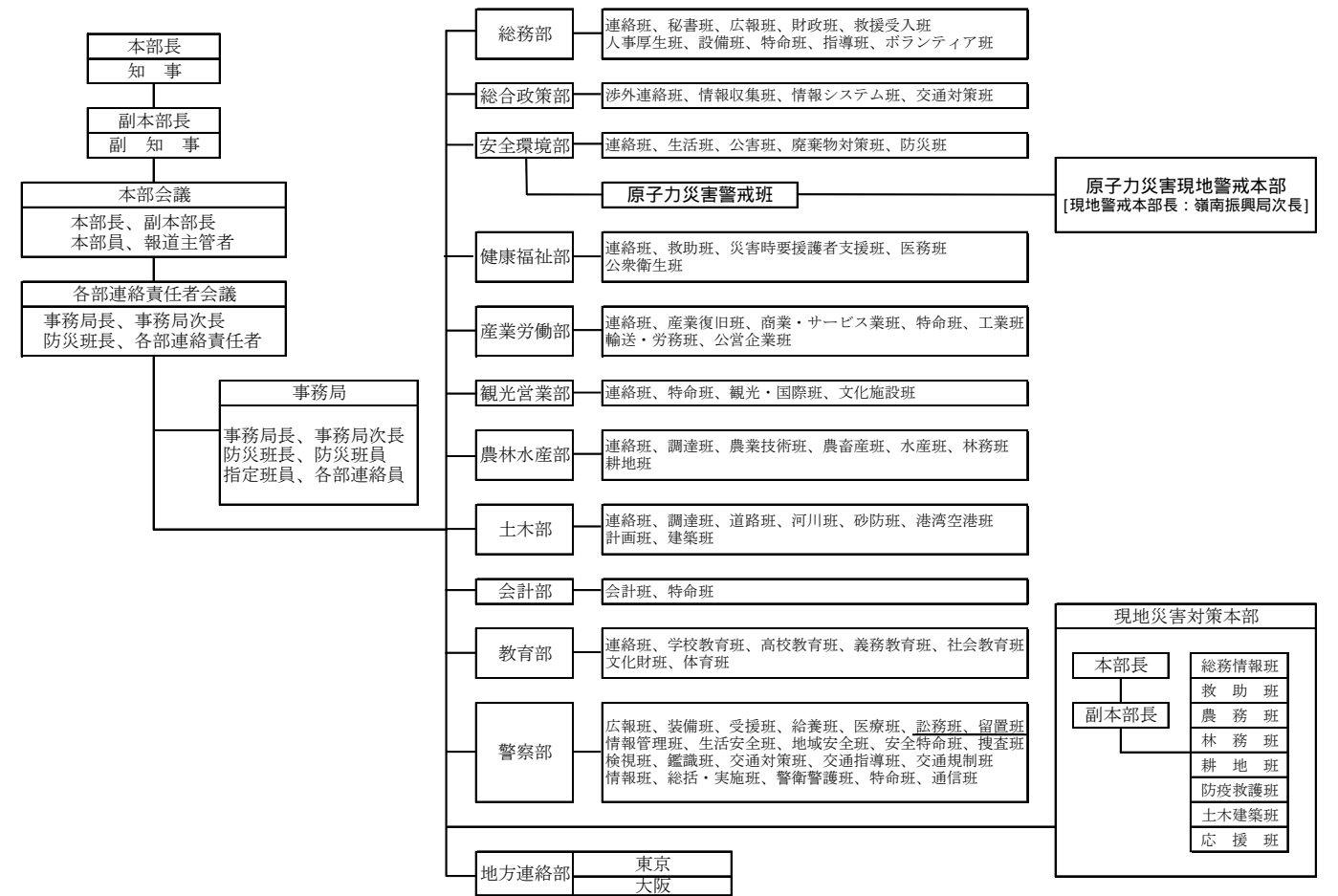
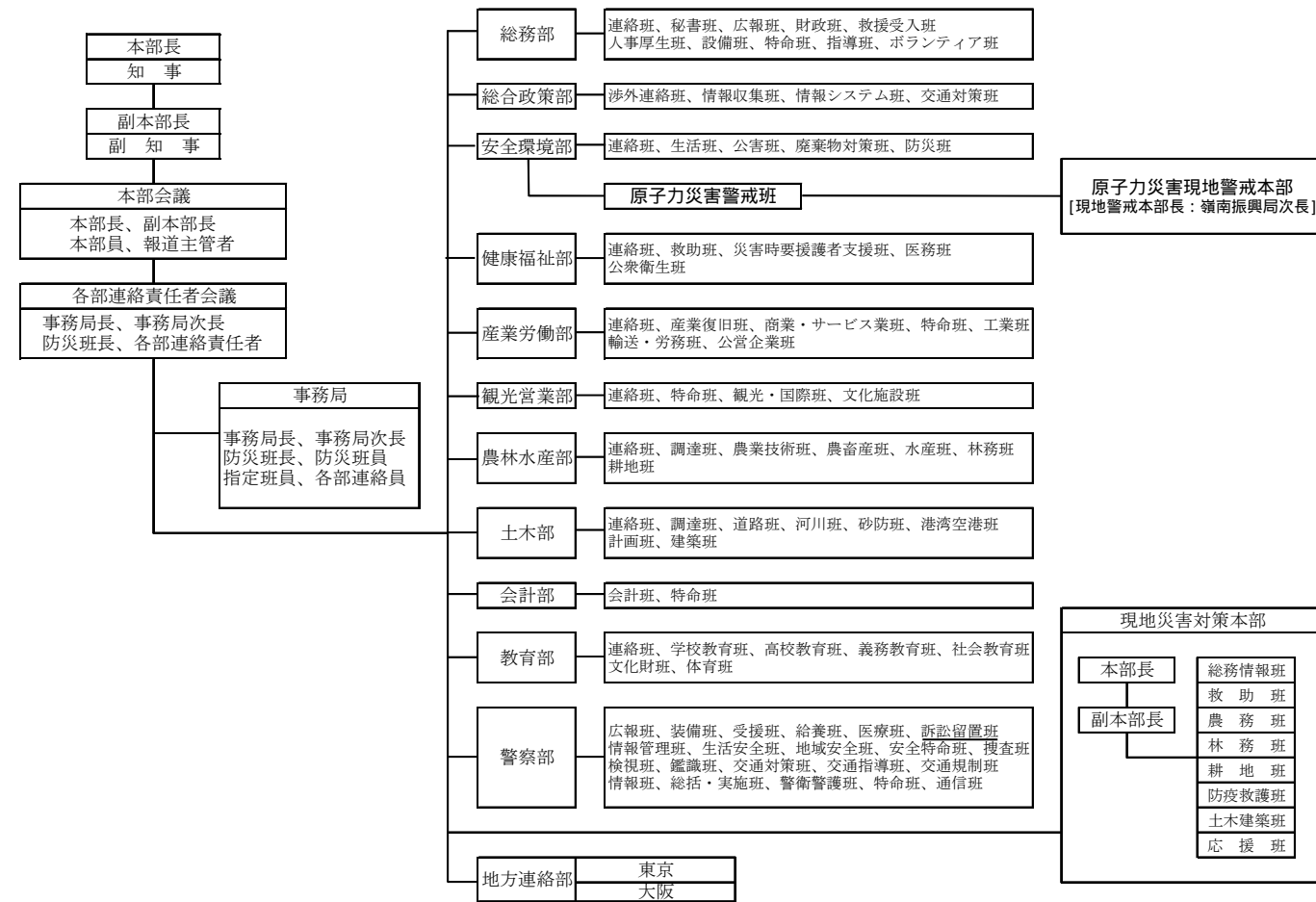
福井県地域防災計画（原子力災害対策編） 新旧対照表

現 行

改定案

別図2（本節第3（3）ケ関係）  
福井県災害対策本部の組織（概略）図（地震、津波との複合災害の場合）

別図2（本節第3（3）ケ関係）  
福井県災害対策本部の組織（概略）図（地震、津波との複合災害の場合）



現 行	改定案
<p>別図3（本節第4（3）コ関係） 福井県原子力災害対策本部組織（概略）図</p> <p>（現地原子力防災センター内）</p> <p>モニタリング本部 （構成機関） ○県 ○原子力事業者 ○果内市町等</p> <p>現地災害対策本部 現地本部長（副知事） 現地副本部長 防災関係機関連絡員 国が派遣する専門家 総務・広報班 医療・福祉班 輸送・労務班 農林水産班 土木班 教育班 警察班</p> <p>緊急時医療本部 原子力事業所内救急医療施設 二次被ばく医療機関 初期被ばく医療機関（救急医療班） 緊急被ばく医療派遣チーム</p>	<p>別図3（本節第4（3）コ関係） 福井県原子力災害対策本部組織（概略）図</p> <p>（現地原子力防災センター内）</p> <p>モニタリング本部 （構成機関） ○県 ○原子力事業者 ○果内市町等</p> <p>現地災害対策本部 現地本部長（副知事） 現地副本部長 防災関係機関連絡員 国が派遣する専門家 総務・広報班 医療・福祉班 輸送・労務班 農林水産班 土木班 教育班 警察班</p> <p>緊急時医療本部 原子力事業所内救急医療施設 救急医療班 原子力災害医療協力機関 原子力災害医療拠点病院 原子力災害医療派遣チーム</p>
<p>第3節 緊急時モニタリングの実施 別表1（本節第4関係） （独）日本原子力研究開発機構</p> <p>第4節 （略）</p> <p>第5節 避難、屋内退避等の防護措置 第1～2 （略）</p>	<p>第3節 緊急時モニタリングの実施 別表1（本節第4関係） 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構</p> <p>第4節 （略）</p> <p>第5節 避難、屋内退避等の防護措置 第1～2 （略）</p>

福井県地域防災計画（原子力災害対策編） 新旧対照表

現 行					改定案																																										
<p>表1 避難等の基準（「OILと防護措置」抜粋）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>基準の種類</th> <th>基準の概要</th> <th>初期設定値<sup>※1</sup></th> <th>防護措置の概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">緊急防護措置</td> <td>OIL1</td> <td>地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準</td> <td>500 μSv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率<sup>※2</sup>)</td> <td>数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施（移動が困難な者の一時屋内退避を含む）</td> </tr> <tr> <td>OIL4</td> <td>不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講じるための基準</td> <td>β線:40,000cpm<sup>※3</sup> (皮膚から数cmでの検出器の計数率) β線:13,000cpm<sup>※4</sup>【1ヶ月後の値】 (皮膚から数cmでの検出器の計数率)</td> <td>避難基準に基づいて避難した避難者等をスクリーニングして、基準を超える際は迅速に除染</td> </tr> <tr> <td>早期防護措置</td> <td>OIL2</td> <td>地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物<sup>※5</sup>の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準</td> <td>20 μSv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率<sup>※2</sup>)</td> <td>1日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに1週間程度内に一時移転を実施</td> </tr> </tbody> </table>						基準の種類	基準の概要	初期設定値 <sup>※1</sup>	防護措置の概要	緊急防護措置	OIL1	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準	500 μSv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率 <sup>※2</sup> )	数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施（移動が困難な者の一時屋内退避を含む）	OIL4	不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講じるための基準	β線:40,000cpm <sup>※3</sup> (皮膚から数cmでの検出器の計数率) β線:13,000cpm <sup>※4</sup> 【1ヶ月後の値】 (皮膚から数cmでの検出器の計数率)	避難基準に基づいて避難した避難者等をスクリーニングして、基準を超える際は迅速に除染	早期防護措置	OIL2	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物 <sup>※5</sup> の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準	20 μSv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率 <sup>※2</sup> )	1日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに1週間程度内に一時移転を実施	<p>表1 避難等の基準（「OILと防護措置」抜粋）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>基準の種類</th> <th>基準の概要</th> <th>初期設定値<sup>※1</sup></th> <th>防護措置の概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">緊急防護措置</td> <td>OIL1</td> <td>地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準</td> <td>500 μSv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率<sup>※2</sup>)</td> <td>数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施（移動が困難な者の一時屋内退避を含む）</td> </tr> <tr> <td>OIL4</td> <td>不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講じるための基準</td> <td>β線:40,000cpm<sup>※3</sup> (皮膚から数cmでの検出器の計数率) β線:13,000cpm<sup>※4</sup>【1ヶ月後の値】 (皮膚から数cmでの検出器の計数率)</td> <td>避難または一時移転の基準に基づいて避難等した避難者等にスクリーニングを実施して、基準を超える際は迅速に簡易除染等を実施</td> </tr> <tr> <td>早期防護措置</td> <td>OIL2</td> <td>地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物<sup>※5</sup>の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準</td> <td>20 μSv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率<sup>※2</sup>)</td> <td>1日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに1週間程度内に一時移転を実施</td> </tr> </tbody> </table>						基準の種類	基準の概要	初期設定値 <sup>※1</sup>	防護措置の概要	緊急防護措置	OIL1	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準	500 μSv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率 <sup>※2</sup> )	数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施（移動が困難な者の一時屋内退避を含む）	OIL4	不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講じるための基準	β線:40,000cpm <sup>※3</sup> (皮膚から数cmでの検出器の計数率) β線:13,000cpm <sup>※4</sup> 【1ヶ月後の値】 (皮膚から数cmでの検出器の計数率)	避難または一時移転の基準に基づいて避難等した避難者等にスクリーニングを実施して、基準を超える際は迅速に簡易除染等を実施	早期防護措置	OIL2	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物 <sup>※5</sup> の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準	20 μSv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率 <sup>※2</sup> )	1日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに1週間程度内に一時移転を実施
	基準の種類	基準の概要	初期設定値 <sup>※1</sup>	防護措置の概要																																											
緊急防護措置	OIL1	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準	500 μSv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率 <sup>※2</sup> )	数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施（移動が困難な者の一時屋内退避を含む）																																											
	OIL4	不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講じるための基準	β線:40,000cpm <sup>※3</sup> (皮膚から数cmでの検出器の計数率) β線:13,000cpm <sup>※4</sup> 【1ヶ月後の値】 (皮膚から数cmでの検出器の計数率)	避難基準に基づいて避難した避難者等をスクリーニングして、基準を超える際は迅速に除染																																											
早期防護措置	OIL2	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物 <sup>※5</sup> の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準	20 μSv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率 <sup>※2</sup> )	1日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに1週間程度内に一時移転を実施																																											
	基準の種類	基準の概要	初期設定値 <sup>※1</sup>	防護措置の概要																																											
緊急防護措置	OIL1	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準	500 μSv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率 <sup>※2</sup> )	数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施（移動が困難な者の一時屋内退避を含む）																																											
	OIL4	不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講じるための基準	β線:40,000cpm <sup>※3</sup> (皮膚から数cmでの検出器の計数率) β線:13,000cpm <sup>※4</sup> 【1ヶ月後の値】 (皮膚から数cmでの検出器の計数率)	避難または一時移転の基準に基づいて避難等した避難者等にスクリーニングを実施して、基準を超える際は迅速に簡易除染等を実施																																											
早期防護措置	OIL2	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物 <sup>※5</sup> の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準	20 μSv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率 <sup>※2</sup> )	1日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに1週間程度内に一時移転を実施																																											
<p>※1 (略)</p> <p>※2 本値は地上1mで計測した場合の空間放射線量率である。実際の適用に当たっては、空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上1mでの線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。</p> <p>※3～5 (略)</p>					<p>※1 (略)</p> <p>※2 本値は地上1mで計測した場合の空間放射線量率である。実際の適用に当たっては、空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上1mでの線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。OIL1については緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率（1時間値）がOIL1の基準値を超えた場合、OIL2については、空間放射線量率の時間的・空間的な変化を参照しつつ、緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率（1時間値）がOIL2の基準値を超えたときから起算して概ね1日が経過した時点の空間放射線量率（1時間値）がOIL2の基準値を超えた場合に、防護措置の実施が必要であると判断する。</p> <p>※3～5 (略)</p>																																										



現 行	改定案
<p><b>第3 緊急時活動レベル（EAL）に基づく防護措置</b></p> <p>(1) 警戒事態（第1段階）発生時の措置</p> <p>ア 県の措置</p> <p>（ア）～（ウ） （略）</p> <p>（エ）バスの派遣準備の要請（PAZ関係市町および県バス協会）</p> <p>県は、PAZ関係市町および福井県バス協会に対し、PAZ内の施設敷地緊急事態要避難者の輸送のため、バスの派遣準備を要請するものとする。</p> <p>（オ）～（キ） （略）</p> <p>イ～ウ （略）</p> <p>(2) 施設敷地緊急事態（第2段階）発生時の措置</p> <p>ア 県の措置</p> <p>（ア）～（ウ） （略）</p> <p>（エ）バスの派遣要請（PAZ関係市町および県バス協会）</p> <p>県は、PAZ関係市町および福井県バス協会に対し、PAZ内の施設敷地緊急事態要避難者の輸送のため、バスの派遣を要請するものとする。</p> <p>（オ）～（ク） （略）</p> <p>イ～ウ （略）</p> <p>(3) 全面緊急事態（第3段階）発生時の措置</p> <p>ア 県の措置</p> <p>（ア）～（ウ） （略）</p> <p>（エ）バスの派遣要請（PAZ関係市町および県バス協会）</p> <p>県は、PAZ関係市町および福井県バス協会に対し、PAZ内の住民の輸送のため、バスの派遣を要請するものとする。</p> <p>（オ）～（コ） （略）</p> <p>イ～エ （略）</p> <p><b>第4 運用上の介入レベル（OIL）に基づく避難等の措置</b></p> <p>(1) 県の措置</p> <p>ア～ウ （略）</p> <p>エ バス等の派遣要請（関係市町および県バス協会）</p> <p>県は、避難対象区域を含む市町および福井県バス協会に対し、住民の輸送のため、バスの派遣を要請するものとする。</p> <p>オ～キ （略）</p> <p>(2) （略）</p>	<p><b>第3 緊急時活動レベル（EAL）に基づく防護措置</b></p> <p>(1) 警戒事態（第1段階）発生時の措置</p> <p>ア 県の措置</p> <p>（ア）～（ウ） （略）</p> <p>（エ）<u>バス等</u>の派遣準備の要請（PAZ関係市町および県バス協会等）</p> <p>県は、PAZ関係市町および福井県バス協会等に対し、PAZ内の施設敷地緊急事態要避難者の輸送のため、<u>バス等</u>の派遣準備を要請するものとする。</p> <p>（オ）～（キ） （略）</p> <p>イ～ウ （略）</p> <p>(2) 施設敷地緊急事態（第2段階）発生時の措置</p> <p>ア 県の措置</p> <p>（ア）～（ウ） （略）</p> <p>（エ）<u>バス等</u>の派遣要請（PAZ関係市町および県バス協会等）</p> <p>県は、PAZ関係市町および福井県バス協会等に対し、PAZ内の施設敷地緊急事態要避難者の輸送のため、<u>バス等</u>の派遣を要請するものとする。</p> <p>（オ）～（ク） （略）</p> <p>イ～ウ （略）</p> <p>(3) 全面緊急事態（第3段階）発生時の措置</p> <p>ア 県の措置</p> <p>（ア）～（ウ） （略）</p> <p>（エ）<u>バス等</u>の派遣要請（PAZ関係市町および県バス協会等）</p> <p>県は、PAZ関係市町および福井県バス協会等に対し、PAZ内の住民の輸送のため、<u>バス等</u>の派遣を要請するものとする。</p> <p>（オ）～（コ） （略）</p> <p>イ～エ （略）</p> <p><b>第4 運用上の介入レベル（OIL）に基づく避難等の措置</b></p> <p>(1) 県の措置</p> <p>ア～ウ （略）</p> <p>エ <u>バス等</u>の派遣要請（関係市町および県バス協会等）</p> <p>県は、避難対象区域を含む市町および福井県バス協会等に対し、住民の輸送のため、<u>バス等</u>の派遣を要請するものとする。</p> <p>オ～キ （略）</p> <p>(2) （略）</p>

福井県地域防災計画（原子力災害対策編） 新旧対照表

現 行	改定案
<p>第5～7（略）</p> <p>第8 住民への情報提供</p> <p>県は、住民等の避難誘導に当たっては、避難対象区域を含む市町に協力し、住民等に向けて、避難やスクリーニング等の場所の所在、災害の概要、緊急時モニタリング結果や参考となる気象予測および大気中拡散予測その他の避難に資する情報の提供に努めるものとする。また、県はこれらの情報について、国の原子力災害現地対策本部等に対しても情報提供するものとする。</p> <p>第9～14（略）</p> <p>第6節 警備及び交通対策</p> <p>第1～3（略）</p> <p>第4 交通規制対策</p> <p>（1）（略）</p> <p>（2）交通規制措置</p> <p>ア 交通規制の実施および緊急交通路の指定</p> <p>県警察は、緊急時において、物資輸送等緊急通行車両の通行を確保するため、「福井県警察原子力災害警備計画」に基づき、災害対策基本法第76条第1項および道路交通法に基づく交通規制を実施するものとする。</p> <p>また、警察庁の調整のもと、隣接および近接各府県警察において、前記交通規制を実施するものとする。</p> <p>なお、必要に応じて「災害時における交通誘導警備業務等に関する協定」に基づき、一般社団法人福井県警備業協会に対して、交通誘導の実施等の協力を要請するものとする。</p> <p>イ～ウ（略）</p> <p>（3）緊急通行車両等の確認等</p> <p>ア 緊急通行車両等の範囲</p> <p>緊急通行車両の範囲は、道路交通法第39条第1項に規定する緊急自動車および原災法第26条第1項の規定に基づく緊急事態応急対策の円滑かつ的確な実施のため、その通行を確保することが必要として災害対策基本法施行令第32条の2第2号の規定に基づく車両とする。</p> <p>イ（略）</p> <p>（4）～（5）（略）</p> <p>第5～6（略）</p>	<p>第5～7（略）</p> <p>第8 住民への情報提供</p> <p>県は、住民等の避難誘導に当たっては、避難対象区域を含む市町に協力し、住民等に向けて、避難やスクリーニングおよび簡易除染等の場所の所在、災害の概要、緊急時モニタリング結果や参考となる気象予測および大気中拡散予測その他の避難に資する情報の提供に努めるものとする。また、県はこれらの情報について、国の原子力災害現地対策本部等に対しても情報提供するものとする。</p> <p>第9～14（略）</p> <p>第6節 警備及び交通対策</p> <p>第1～3（略）</p> <p>第4 交通規制対策</p> <p>（1）（略）</p> <p>（2）交通規制措置</p> <p>ア 交通規制の実施および緊急交通路の指定</p> <p>県警察は、緊急時において、物資輸送等緊急通行車両および事前届出対象の規制除外車両（以下「緊急通行車両等」という。）の通行を確保するため、「福井県警察原子力災害警備計画」に基づき、災害対策基本法第76条第1項および道路交通法に基づく交通規制を実施するものとする。</p> <p>また、警察庁の調整のもと、隣接および近接各府県警察において、前記交通規制を実施するものとする。</p> <p>なお、必要に応じて「災害時における交通誘導警備業務等に関する協定」に基づき、一般社団法人福井県警備業協会に対して、交通誘導の実施等の協力を要請するものとする。</p> <p>イ～ウ（略）</p> <p>（3）緊急通行車両等の確認等</p> <p>ア 緊急通行車両等の範囲</p> <p>緊急通行車両等の範囲は、道路交通法第39条第1項に規定する緊急自動車および原災法第26条第1項の規定に基づく緊急事態応急対策の円滑かつ的確な実施のため、その通行を確保することが必要として災害対策基本法施行令第32条の2第2号の規定に基づく車両とする。</p> <p>イ（略）</p> <p>（4）～（5）（略）</p> <p>第5～6（略）</p>

現 行	改定案
<p>第7節 （略）</p> <p>第8節 <u>緊急被ばく医療活動</u></p> <p>第1 基本方針</p> <p>住民および原子力事業所の従業者の生命、身体を原子力災害から保護するため、関連医療機関と密接な連携を図りつつ、総合的な判断と統一された見解に基づき医療措置を行うことが重要であることから、<u>緊急被ばく医療体制</u>を確立するとともに適切な<u>緊急被ばく医療措置</u>を講ずる。</p> <p>第2 <u>緊急被ばく医療体制</u></p> <p>(1) 緊急時医療連絡室の設置 ア～エ （略）</p> <p>(2) 緊急時医療本部の設置 ア～イ （略）</p> <p>ウ 緊急時医療本部は、県、地域医療機関を代表する者および国から派遣される<u>被ばく医療</u>に係る医療チームを代表する者で構成するものとする。 エ （略）</p> <p>(3) 国および各関係医療機関への要請等 ア 県は、国に対し、<u>被ばく医療</u>に係る医療チームの派遣および放射線障害専門病院等へ被ばく者の受入れの要請を行うものとする。 イ～ウ （略）</p> <p>(4) <u>緊急被ばく医療体制</u>の基本的活動体制 ア 組織 原子力災害時には、図1のような組織を整備し、実効性の向上に努めるものとする。</p>	<p>第7節 （略）</p> <p>第8節 <u>原子力災害医療活動</u></p> <p>第1 基本方針</p> <p>住民および原子力事業所の従業者の生命、身体を原子力災害から保護するため、関連医療機関と密接な連携を図りつつ、総合的な判断と統一された見解に基づき医療措置を行うことが重要であることから、<u>原子力災害医療体制</u>を確立するとともに適切な<u>原子力災害医療を実施する</u>。</p> <p>第2 <u>原子力災害医療体制</u></p> <p>(1) 緊急時医療連絡室の設置 ア～エ （略）</p> <p>(2) 緊急時医療本部の設置 ア～イ （略）</p> <p>ウ 緊急時医療本部は、県、地域医療機関を代表する者および国から派遣される<u>原子力災害医療</u>に係る医療チームを代表する者で構成するものとする。 エ （略）</p> <p>(3) 国および各関係医療機関への要請等 ア 県は、国に対し、<u>原子力災害医療</u>に係る医療チームの派遣および放射線障害専門病院等へ被ばく者の受入れの要請を行うものとする。 イ～ウ （略）</p> <p>(4) <u>原子力災害医療体制</u>の基本的活動体制 ア 組織 原子力災害時には、図1のような組織を整備し、実効性の向上に努めるものとする。</p>

現 行

改定案

図1 緊急被ばく医療基本活動体制  
福井県原子力災害対策本部組織（概略）図

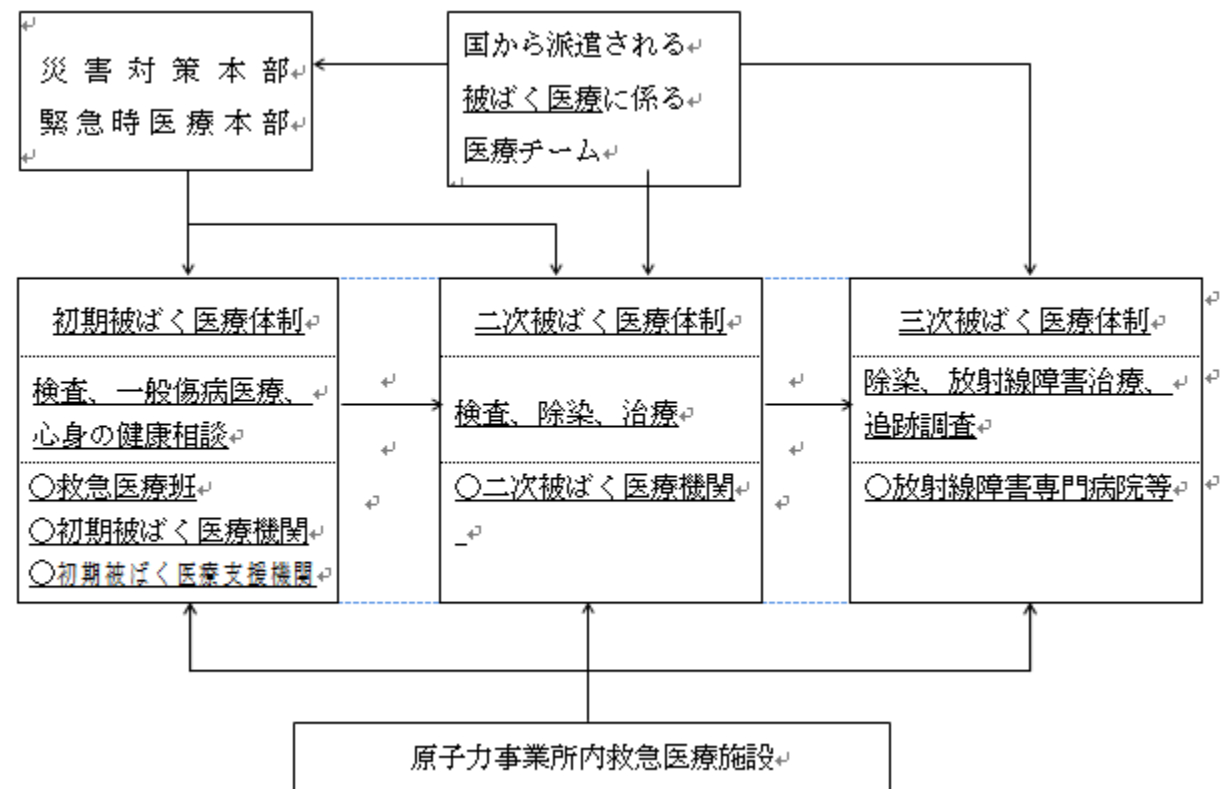
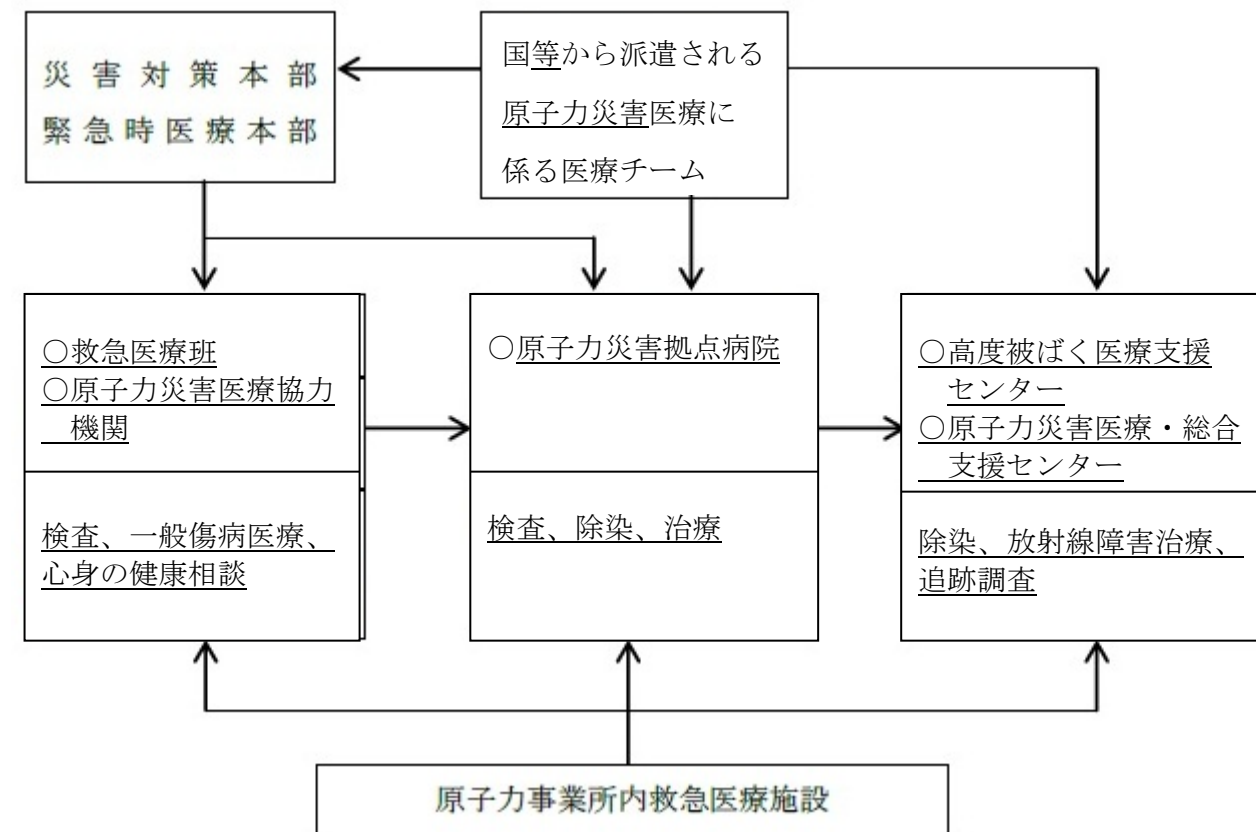


図1 原子力災害医療基本活動体制  
福井県原子力災害対策本部組織（概略）図



イ 国から派遣される被ばく医療に係る医療チーム

国から派遣される放射線医学総合研究所、高度な被ばく医療に対応可能な医療機関等のスタッフからなる被ばく医療に係る医療チームは、緊急時医療本部の構成員として、被ばく患者（被ばくしたおそれのある者を含む）に対する診断および処遇について、現地医療関係者等を指揮するとともに、自らもこれに協力して医療活動を行うものとする。

ウ 初期被ばく医療体制

(ア) 原子力事業所における初期被ばく医療

事故が発生した原子力事業所内救急医療施設は、原子力事業所内における傷病者の応急処置とともに、サーベイランス、スクリーニングと被ばく線量測定を行うものとする。その後、除染や汚染の拡大防止を行い、汚染や被ばくの程度などに応じて、県に依頼し、県が決定した初期被ばく医療機関、二次被ばく医療機関または三次被ばく医療機関に搬送するものとする。

この場合、放射線管理要員（放射性物質や放射線に関する知識を有し、線量評価や汚染の拡

イ 国等から派遣される原子力災害医療に係る医療チーム

国から派遣される高度被ばく医療支援センターまたは原子力災害医療・総合支援センター等による現場派遣チームまたは専門派遣チームは、緊急時医療本部の構成員として、被ばく患者（被ばくしたおそれのある者を含む）に対する診断および処遇について、現地医療関係者等を指揮するとともに、自らもこれに協力して医療活動を行うものとする。

ウ 原子力災害医療協力機関等における原子力災害医療

(ア) 原子力事業所における原子力災害医療

事故が発生した原子力事業所内救急医療施設は、原子力事業所内における傷病者の応急処置とともに、サーベイランス、スクリーニングと被ばく線量測定を行うものとする。その後、除染や汚染の拡大防止を行い、汚染や被ばくの程度などに応じて、県に依頼し、県が決定した原子力災害医療協力機関、原子力災害拠点病院または高度被ばく医療支援センター、原子力災害医療・総合支援センターに搬送するものとする。

この場合、放射線管理要員（放射性物質や放射線に関する知識を有し、線量評価や汚染の拡

福井県地域防災計画（原子力災害対策編） 新旧対照表

現 行	改定案
<p>大防止措置が行える者) を被ばく患者に随行させるものとする。</p> <p>放射線管理要員は、搬送に際し、汚染の拡大防止措置を実施するとともに、搬送機関や搬送車両等の汚染の有無を確認し、原子力事業者を含む関係機関へ報告するものとする。</p> <p>また、当該事故が発生した以外の原子力事業所内救急医療施設は、緊急時医療本部のもとで、<u>初期被ばく医療機関として協力するものとする。</u></p> <p>(イ) <u>避難所等における初期被ばく医療</u></p> <p>避難の場合の医療措置は、避難所等において救急医療班が実施するものとする。</p> <p>県は、<u>初期被ばく医療施設としての救護所に、救護所責任者（総括責任者）を置くこととする。</u></p> <p>救急医療班は表1に示す健康福祉センター、県立病院、福井大学医学部附属病院等の公的医療機関および一般社団法人福井県医師会が派遣するものとする。</p> <p>国の原子力災害対策本部は、指針を踏まえ、スクリーニングおよび<u>除染措置</u>を実施するよう県に指示するものとされている。</p> <p>県は、指針に基づき、原子力事業者と連携し、国の協力を得ながら、指定公共機関の支援の下、住民等が避難区域等から避難する際に、住民等（避難輸送に使用する車両およびその乗務員を含む。）のスクリーニングおよびスクリーニング結果に応じたO I Lに基づく除染を行うものとする。</p> <p>汚染検査にあたっては、救急医療班は、緊急時医療本部の下で、汚染検査、ふき取り等の簡易な除染、安定ヨウ素剤の予防服用の指導、通常の一般的傷病、身体的異常に対する処置や心身の健康相談を行うものとする。</p> <p>(救急医療班の構成)</p> <p>①～② (略)</p> <p>③その他</p> <p>一般的傷病等の検診器材、薬剤および自動車は原則として派遣機関で調達する。</p> <p><u>緊急被ばく医療活動従事者は、放射性物資の汚染からの二次的取込みおよび医療措置に伴う汚染の拡大を防止することに十分注意するものとする。</u></p> <p>(ウ) <u>医療機関における初期被ばく医療</u></p> <p>①外来診療</p> <p><u>表2-1に示す初期被ばく医療機関では、原則として避難所等や原子力事業所から搬送されてくる被ばく患者の外来診療を行うものとし、ふき取り等の簡易な除染や救急処置を行うものとする。</u></p> <p>②外来診療支援</p> <p><u>表2-2に示す初期被ばく医療支援機関では、原則として救急医療班として初期被ばく医療に参加するとともに、別表2-1に示す初期被ばく医療機関において行うこととしている初期被ばく患者の外来診療が、様々な事由により困難となった場合、または受入許容を超えた場合等に、被ばく患者の外来診療を行うものとし、ふき取り等の簡易な除染や救急処置を行うものとする。</u></p>	<p>大防止措置が行える者) を被ばく患者に随行させるものとする。</p> <p>放射線管理要員は、搬送に際し、汚染の拡大防止措置を実施するとともに、搬送機関や搬送車両等の汚染の有無を確認し、原子力事業者を含む関係機関へ報告するものとする。</p> <p>また、当該事故が発生した以外の原子力事業所内救急医療施設は、緊急時医療本部のもとで、<u>原子力災害医療に協力するものとする。</u></p> <p>(イ) <u>避難所等における原子力災害医療</u></p> <p>避難の場合の医療措置は、避難所等において救急医療班が実施するものとする。</p> <p>県は、<u>救護所に、救護所責任者（総括責任者）を置くこととする。</u></p> <p>救急医療班は表1に示す健康福祉センター、<u>福井県立病院</u>、福井大学医学部附属病院等の公的医療機関および一般社団法人福井県医師会が派遣するものとする。</p> <p>国の原子力災害対策本部は、指針を踏まえ、スクリーニングおよび<u>簡易除染</u>を実施するよう県に指示するものとされている。</p> <p>県は、指針に基づき、原子力事業者と連携し、国の協力を得ながら、指定公共機関の支援の下、住民等が避難区域等から避難する際に、住民等（避難輸送に使用する車両およびその乗務員を含む。）のスクリーニングおよびスクリーニング結果に応じたO I Lに基づく<u>簡易除染</u>を行うものとする。</p> <p>汚染検査にあたっては、救急医療班は、緊急時医療本部の下で、汚染検査、ふき取り等の簡易な除染、安定ヨウ素剤の予防服用の指導、通常の一般的傷病、身体的異常に対する処置や心身の健康相談を行うものとする。</p> <p>(救急医療班の構成)</p> <p>①～② (略)</p> <p>③その他</p> <p>一般的傷病等の検診器材、薬剤および自動車は原則として派遣機関で調達する。</p> <p><u>原子力災害医療活動従事者は、放射性物資の汚染からの二次的取込みおよび医療措置に伴う汚染の拡大を防止することに十分注意するものとする。</u></p> <p>(ウ) <u>原子力災害医療機関における原子力災害医療</u></p> <p><u>表2-1に示す原子力災害医療協力機関では、原則として避難所等や原子力事業所から搬送されてくる被ばく患者の外来診療を行うものとし、ふき取り等の簡易な除染や救急処置を行うものとする。</u></p>

福井県地域防災計画（原子力災害対策編） 新旧対照表

現 行	改定案																																																
<p>表1 救急医療班一覧 国立病院機構福井病院</p> <p>表2 - 1 初期被ばく医療機関（外来診療）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>医療機関名</th> <th>所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国立病院機構福井病院</td> <td>敦賀市桜ヶ丘33-1</td> </tr> <tr> <td>市立敦賀病院</td> <td>敦賀市三島町1-6-60</td> </tr> <tr> <td>杉田玄白記念公立小浜病院</td> <td>小浜市大手町2-2</td> </tr> <tr> <td>若狭高浜病院</td> <td>高浜町宮崎87-14-2</td> </tr> </tbody> </table> <p>表2 - 2 初期被ばく医療支援機関（外来診療支援）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>医療機関名</th> <th>所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>福井赤十字病院</td> <td>福井市月見2-4-1</td> </tr> <tr> <td>福井県済生会病院</td> <td>福井市和田中町舟橋7-1</td> </tr> <tr> <td>福井勝山総合病院</td> <td>勝山市長山町2-6-21</td> </tr> <tr> <td>公立丹南病院</td> <td>鯖江市三六町1-2-31</td> </tr> <tr> <td>国立病院機構あわら病院</td> <td>あわら市北潟238-1</td> </tr> </tbody> </table>	医療機関名	所在地	国立病院機構福井病院	敦賀市桜ヶ丘33-1	市立敦賀病院	敦賀市三島町1-6-60	杉田玄白記念公立小浜病院	小浜市大手町2-2	若狭高浜病院	高浜町宮崎87-14-2	医療機関名	所在地	福井赤十字病院	福井市月見2-4-1	福井県済生会病院	福井市和田中町舟橋7-1	福井勝山総合病院	勝山市長山町2-6-21	公立丹南病院	鯖江市三六町1-2-31	国立病院機構あわら病院	あわら市北潟238-1	<p>表1 救急医療班一覧 国立病院機構敦賀医療センター</p> <p>表2 - 1 原子力災害医療協力機関（医療機関）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>医療機関名</th> <th>所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国立病院機構敦賀医療センター</td> <td>敦賀市桜ヶ丘33-1</td> </tr> <tr> <td>市立敦賀病院</td> <td>敦賀市三島町1-6-60</td> </tr> <tr> <td>杉田玄白記念公立小浜病院</td> <td>小浜市大手町2-2</td> </tr> <tr> <td>若狭高浜病院</td> <td>高浜町宮崎87-14-2</td> </tr> <tr> <td>福井県済生会病院</td> <td>福井市和田中町舟橋7-1</td> </tr> <tr> <td>福井勝山総合病院</td> <td>勝山市長山町2-6-21</td> </tr> <tr> <td>公立丹南病院</td> <td>鯖江市三六町1-2-31</td> </tr> <tr> <td>国立病院機構あわら病院</td> <td>あわら市北潟238-1</td> </tr> <tr> <td>坂井市立三国病院</td> <td>坂井市三国町中央1-2-34</td> </tr> <tr> <td>越前町国民健康保険織田病院</td> <td>越前町織田106-44-1</td> </tr> <tr> <td>レイクヒルズ美方病院</td> <td>若狭町気山315-1-9</td> </tr> <tr> <td>若狭町国民健康保険上中病院</td> <td>若狭町市場19-5</td> </tr> </tbody> </table> <p>(削除)</p>	医療機関名	所在地	国立病院機構敦賀医療センター	敦賀市桜ヶ丘33-1	市立敦賀病院	敦賀市三島町1-6-60	杉田玄白記念公立小浜病院	小浜市大手町2-2	若狭高浜病院	高浜町宮崎87-14-2	福井県済生会病院	福井市和田中町舟橋7-1	福井勝山総合病院	勝山市長山町2-6-21	公立丹南病院	鯖江市三六町1-2-31	国立病院機構あわら病院	あわら市北潟238-1	坂井市立三国病院	坂井市三国町中央1-2-34	越前町国民健康保険織田病院	越前町織田106-44-1	レイクヒルズ美方病院	若狭町気山315-1-9	若狭町国民健康保険上中病院	若狭町市場19-5
医療機関名	所在地																																																
国立病院機構福井病院	敦賀市桜ヶ丘33-1																																																
市立敦賀病院	敦賀市三島町1-6-60																																																
杉田玄白記念公立小浜病院	小浜市大手町2-2																																																
若狭高浜病院	高浜町宮崎87-14-2																																																
医療機関名	所在地																																																
福井赤十字病院	福井市月見2-4-1																																																
福井県済生会病院	福井市和田中町舟橋7-1																																																
福井勝山総合病院	勝山市長山町2-6-21																																																
公立丹南病院	鯖江市三六町1-2-31																																																
国立病院機構あわら病院	あわら市北潟238-1																																																
医療機関名	所在地																																																
国立病院機構敦賀医療センター	敦賀市桜ヶ丘33-1																																																
市立敦賀病院	敦賀市三島町1-6-60																																																
杉田玄白記念公立小浜病院	小浜市大手町2-2																																																
若狭高浜病院	高浜町宮崎87-14-2																																																
福井県済生会病院	福井市和田中町舟橋7-1																																																
福井勝山総合病院	勝山市長山町2-6-21																																																
公立丹南病院	鯖江市三六町1-2-31																																																
国立病院機構あわら病院	あわら市北潟238-1																																																
坂井市立三国病院	坂井市三国町中央1-2-34																																																
越前町国民健康保険織田病院	越前町織田106-44-1																																																
レイクヒルズ美方病院	若狭町気山315-1-9																																																
若狭町国民健康保険上中病院	若狭町市場19-5																																																

福井県地域防災計画（原子力災害対策編） 新旧対照表

現 行	改定案																	
<table border="1"> <tr> <td>坂井市立三国病院</td> <td>坂井市三国町中央 1-2-34</td> </tr> <tr> <td>越前町国民健康保険織田病院</td> <td>越前町織田 106-44-1</td> </tr> <tr> <td>レイクヒルズ美方病院</td> <td>若狭町気山 315-1-9</td> </tr> <tr> <td>若狭町国民健康保険上中病院</td> <td>若狭町市場 19-5</td> </tr> </table>	坂井市立三国病院	坂井市三国町中央 1-2-34	越前町国民健康保険織田病院	越前町織田 106-44-1	レイクヒルズ美方病院	若狭町気山 315-1-9	若狭町国民健康保険上中病院	若狭町市場 19-5										
坂井市立三国病院	坂井市三国町中央 1-2-34																	
越前町国民健康保険織田病院	越前町織田 106-44-1																	
レイクヒルズ美方病院	若狭町気山 315-1-9																	
若狭町国民健康保険上中病院	若狭町市場 19-5																	
<p>エ <u>二次被ばく医療体制</u></p> <p><u>初期被ばく医療措置</u>の後、汚染の残存する被ばく患者または相当程度の被ばくをしたと推定される被ばく患者を、入院診療を行う<u>二次被ばく医療機関</u>に転送する。</p> <p><u>二次被ばく医療機関</u>は表 2 - 3 に示す。緊急時医療本部の下で、国から派遣される被ばく医療に係る医療チームの専門家および原子力事業所救急医療施設の医師と協力して、汚染の残存する被ばく患者または相当程度被ばくしたと推定される被ばく患者の入院診療を行うものとする。</p> <p>表 2 - 3 <u>二次被ばく医療機関</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>医療機関名</th> <th>所在地</th> <th>対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>福井県立病院 緊急時医療対策施設</td> <td>福井市四ツ井 2 - 8 - 1</td> <td>入院診療</td> </tr> <tr> <td>福井大学医学部附属病院</td> <td>吉田郡永平寺町松岡下合月 2 3 - 3</td> <td>診療支援</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>二次被ばく医療機関</u>においては、局所被ばく患者の診療、合併損傷の治療を行うとともに、福井県立病院緊急時医療対策施設を活用して、除染室を用いた細密な除染、ホールボディカウンタ等による被ばく線量の測定、血液・尿等の生体試料による汚染状況および被ばく線量の測定、高線量被ばく患者、内部被ばく患者等に対する治療を行う。</p> <p>入院治療を行うに際しては、各医療機関の要員および資機材を有効に活用し、<u>緊急被ばく医療機関間の連携を図ることとする。</u></p> <p>オ <u>三次被ばく医療体制</u></p> <p><u>二次被ばく医療措置</u>または<u>初期被ばく医療措置</u>の結果、さらに放射線被ばくによる障害の専門的治療が必要とされる高線量被ばく患者や重篤な内部被ばく患者等については、<u>西日本ブロックの三次被ばく医療機関である広島大学または三次被ばく医療機関である放射線医学総合研究所</u>に転送し、治療を行う。</p>	医療機関名	所在地	対応	福井県立病院 緊急時医療対策施設	福井市四ツ井 2 - 8 - 1	入院診療	福井大学医学部附属病院	吉田郡永平寺町松岡下合月 2 3 - 3	診療支援	<p>エ <u>原子力災害拠点病院への転送</u></p> <p>被ばく傷病者等の<u>初期診療</u>の後、汚染の残存する被ばく患者または相当程度の被ばくをしたと推定される被ばく患者を、入院診療を行う<u>原子力災害拠点病院</u>に転送する。</p> <p><u>原子力災害拠点病院</u>は表 2 - 2 に示す。緊急時医療本部の下で、国等から派遣される原子力災害医療に係る医療チームの専門家および原子力事業所救急医療施設の医師と協力して、汚染の残存する被ばく患者または相当程度被ばくしたと推定される被ばく患者の入院診療を行うものとする。</p> <p>表 2 - 2 <u>原子力災害拠点病院</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>医療機関名</th> <th>所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>福井県立病院</td> <td>福井市四ツ井 2 - 8 - 1</td> </tr> <tr> <td>福井大学医学部附属病院</td> <td>吉田郡永平寺町松岡下合月 2 3 - 3</td> </tr> <tr> <td>福井赤十字病院</td> <td>福井市月見 2 - 4 - 1</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>原子力災害拠点病院</u>においては、局所被ばく患者の診療、合併損傷の治療を行うとともに、福井県立病院を活用して、除染室を用いた細密な除染、ホールボディカウンタ等による被ばく線量の測定、血液・尿等の生体試料による汚染状況および被ばく線量の測定、高線量被ばく患者、内部被ばく患者等に対する治療を行う。</p> <p>入院治療を行うに際しては、各医療機関の要員および資機材を有効に活用する。</p> <p>オ <u>高度被ばく医療支援センターまたは原子力災害医療・総合支援センターへの転送</u></p> <p><u>原子力災害医療協力機関</u>や<u>原子力災害拠点病院</u>等での診療の結果、さらに放射線被ばくによる障害の専門的治療が必要とされる高線量被ばく患者や重篤な内部被ばく患者等については、<u>高度被ばく医療支援センターまたは原子力災害医療・総合支援センター</u>に転送し、治療を行う。</p>	医療機関名	所在地	福井県立病院	福井市四ツ井 2 - 8 - 1	福井大学医学部附属病院	吉田郡永平寺町松岡下合月 2 3 - 3	福井赤十字病院	福井市月見 2 - 4 - 1
医療機関名	所在地	対応																
福井県立病院 緊急時医療対策施設	福井市四ツ井 2 - 8 - 1	入院診療																
福井大学医学部附属病院	吉田郡永平寺町松岡下合月 2 3 - 3	診療支援																
医療機関名	所在地																	
福井県立病院	福井市四ツ井 2 - 8 - 1																	
福井大学医学部附属病院	吉田郡永平寺町松岡下合月 2 3 - 3																	
福井赤十字病院	福井市月見 2 - 4 - 1																	

福井県地域防災計画（原子力災害対策編） 新旧対照表

現 行				改定案			
<b>第3 緊急被ばく医療措置</b> <b>表3 緊急被ばく医療体制の概要</b>				<b>第3 原子力災害医療の実施</b> <b>表3 原子力災害医療体制の概要</b>			
区分	初期被ばく医療	二次被ばく医療	三次被ばく医療	区分	初期被ばく医療	二次被ばく医療	三次被ばく医療
診療機能	外来診療	入院診療	専門的入院診療	診療機能	外来診療	入院診療	専門的入院診療
措置	傷病者の心理的動揺について、十分配慮しながら、汚染検査、通常に一般的傷病、身体的異常に対する措置を行う。 ・ふき取り等の簡易な除染等 ・ヨウ化カリウムの製剤投与等、放射線障害予防措置 ・救急蘇生法（ACLS） ・合併損傷（創傷、熱傷）	放射能汚染除去の措置を施すと共に、必要に応じて甲状腺モニタリング、尿および血液の放射能の計測および必要な医療措置を行う。 ≪緊急時医療対策施設≫ ・除染室を用いた細密な除染 ・ホールボディカウンタ等による被ばく線量測定 ・血液、尿等の生体試料による汚染状況および線量評価等 ・局所被ばく患者の診療の開始 ・高線量被ばく患者の診療の開始 ・合併損傷の診療の開始 ・内部被ばく患者に対する診療の開始	二次被ばく医療機関で遂行困難な放射能汚染治療、追跡調査等を行う ・初期および二次被ばく医療機関で行われる除染に加え、必要に応じた肺洗浄等の高度な専門的除染 ・重篤な局所被ばく患者の診療 ・高線量被ばく患者の診療 ・重症の合併損傷の治療 ・重篤な内部被ばく患者に対する診療	措置	傷病者の心理的動揺について、十分配慮しながら、汚染検査、通常に一般的傷病、身体的異常に対する措置を行う。 ・ふき取り等の簡易な除染等 ・ヨウ化カリウムの製剤投与等、放射線障害予防措置 ・救急蘇生法（ACLS） ・合併損傷（創傷、熱傷）	放射能汚染除去の措置を施すと共に、必要に応じて甲状腺モニタリング、尿および血液の放射能の計測および必要な医療措置を行う。 ・除染室を用いた細密な除染 ・ホールボディカウンタ等による被ばく線量測定 ・血液、尿等の生体試料による汚染状況および線量評価等 ・局所被ばく患者の診療の開始 ・高線量被ばく患者の診療の開始 ・合併損傷の診療の開始 ・内部被ばく患者に対する診療の開始	原子力災害拠点病院で遂行困難な放射能汚染治療、追跡調査等を行う ・原子力災害医療協力機関および原子力災害拠点病院で行われる除染に加え、必要に応じた肺洗浄等の高度な専門的除染 ・重篤な局所被ばく患者の診療 ・高線量被ばく患者の診療 ・重症の合併損傷の治療 ・重篤な内部被ばく患者に対する診療
担当機関	救護所 事業所救急医療施設 県が定める医療機関 外来診療： 国立病院機構福井病院 市立敦賀病院 杉田玄白記念公立小浜病院 若狭高浜病院 外来診療支援 福井赤十字病院 福井県済生会病院 福井勝山総合病院 公立丹南病院 国立病院機構あわら病院 坂井市立三国病院 越前町国民健康保険織田病院 レイクヒルズ美方病院 若狭町国民健康保険上中病院	福井県立病院 緊急時医療対策施設 福井大学医学部附属病院 （支援機関）	広島大学 （西日本ブロックの三次被ばく医療機関） 放射線医学総合研究所 （三次被ばく医療機関）	担当機関	救護所 事業所救急医療施設 県が定める医療機関 外来診療： 国立病院機構敦賀医療センター 市立敦賀病院 杉田玄白記念公立小浜病院 若狭高浜病院 福井県済生会病院 福井勝山総合病院 公立丹南病院 国立病院機構あわら病院 坂井市立三国病院 越前町国民健康保険織田病院 レイクヒルズ美方病院 若狭町国民健康保険上中病院	福井県立病院 福井大学医学部附属病院 福井赤十字病院	原子力災害医療・総合支援センター 高度被ばく医療支援センター



福井県地域防災計画（原子力災害対策編） 新旧対照表

現 行	改定案
<p>(1) 被ばく患者の搬送先・転院先の判断 被ばく患者の被ばく線量、汚染の程度、全身状態等によって、明らかにある程度の被ばくをしたと考えられる者に対しては、<u>初期被ばく医療機関</u>を経ずに、<u>二次被ばく医療機関</u>や<u>三次被ばく医療機関</u>によって対応を行うことが有効である。この場合、それぞれの医療機関の医療水準や医療資源のバランスを見ながら、実際に医療にあたる現場の医師が<u>二次被ばく医療機関</u>相互あるいは<u>三次被ばく医療機関</u>との連携を考慮して、適切な搬送先や転院先を判断するものとする。</p> <p>(2) 外部専門機関への協力要請 県は、必要に応じ、専門医師の派遣等、<u>緊急被ばく医療</u>に関する外部専門機関の協力を国（原子力規制委員会）に要請するものとする。</p> <p>(3) 被ばく患者の<u>三次被ばく医療機関</u>への搬送 県は、被ばく患者の<u>三次被ばく医療機関</u>への搬送を、自ら必要と認めるときは、または、関係市町から、被ばく患者の<u>三次被ばく医療機関</u>への搬送について要請があった場合には、県防災ヘリコプターによる被ばく患者の搬送、自衛隊または消防庁への航空機による搬送要請などを判断するものとする。</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) <u>緊急被ばく医療機関</u>における汚染および被ばくの防止 <u>緊急被ばく医療機関</u>においては、被ばく患者の診療に際して、医療関係者の二次汚染および被ばくを防止する。また、一般の患者の不安を軽減するとともに、一般の患者に対して、汚染および被ばくを防止するものとする。</p> <p>(6) <u>緊急被ばく医療</u>の情報の共有化 <u>緊急被ばく医療</u>で得られた情報は、速やかに県（緊急時医療本部）を含む関係機関に伝達するとともに、県および原子力事業者で得られた緊急被ばく医療を実践するために必要な情報は、<u>緊急被ばく医療機関</u>に提供するものとする。</p> <p>第4～5 (略)</p> <p>第9～12節 (略)</p>	<p>原子力災害医療協力機関においては上記被ばく傷病者等の初期診療のほか、以下の対応を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・被災者の放射性物質による汚染の測定</li> <li>・現場派遣チームの保有および派遣体制の整備</li> <li>・救護所への医療チームまたは医療関係者の派遣</li> <li>・スクリーニング実施のための放射性物質の検査チームの派遣</li> <li>・地方公共団体等が行う安定ヨウ素剤配布の支援</li> <li>・その他原子力災害発生時に必要な支援</li> </ul> <p>(1) 被ばく患者の搬送先・転院先の判断 被ばく患者の被ばく線量、汚染の程度、全身状態等によって、明らかにある程度の被ばくをしたと考えられる者に対しては、<u>原子力災害医療協力機関</u>を経ずに、<u>原子力災害拠点病院</u>や<u>原子力災害医療・総合支援センター</u>、<u>高度被ばく医療支援センター</u>によって対応を行うことが有効である。この場合、それぞれの医療機関の医療水準や医療資源のバランスを見ながら、実際に医療にあたる現場の医師が<u>原子力災害拠点病院</u>相互あるいは<u>原子力災害医療・総合支援センター</u>、<u>高度被ばく医療支援センター</u>との連携を考慮して、適切な搬送先や転院先を判断するものとする。</p> <p>(2) 外部専門機関への協力要請 県は、必要に応じ、専門医師の派遣等、<u>原子力災害医療</u>に関する外部専門機関の協力を国（原子力規制委員会）に要請するものとする。</p> <p>(3) 被ばく患者の<u>原子力災害医療・総合支援センター</u>、<u>高度被ばく医療支援センター</u>への搬送 県は、被ばく患者の<u>原子力災害医療・総合支援センター</u>、<u>高度被ばく医療支援センター</u>への搬送を、自ら必要と認めるときは、または、関係市町から、被ばく患者の<u>原子力災害医療・総合支援センター</u>、<u>高度被ばく医療支援センター</u>への搬送について要請があった場合には、県防災ヘリコプターによる被ばく患者の搬送、自衛隊または消防庁への航空機による搬送要請などを判断するものとする。</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) <u>原子力災害医療協力機関</u>および<u>原子力災害拠点病院</u>における汚染および被ばくの防止 <u>原子力災害医療協力機関</u>および<u>原子力災害拠点病院</u>においては、被ばく患者の診療に際して、医療関係者の二次汚染および被ばくを防止する。また、一般の患者の不安を軽減するとともに、一般の患者に対して、汚染および被ばくを防止するものとする。</p> <p>(6) <u>原子力災害医療</u>の情報の共有化 <u>原子力災害医療</u>で得られた情報は、速やかに県（緊急時医療本部）を含む関係機関に伝達するとともに、県および原子力事業者で得られた緊急被ばく医療を実践するために必要な情報は<u>原子力災害医療協力機関</u>、<u>原子力災害拠点病院</u>等に提供するものとする。</p> <p>第4～5 (略)</p> <p>第9～12節 (略)</p>

福井県地域防災計画（原子力災害対策編） 新旧対照表

現 行	改定案
<p>第13節 防災業務関係者の安全確保            第1～第3 （略）            第4 防災業務関係者の放射線防護            （1）～（3） （略）            （4）県は、国から派遣される被ばく医療に係る医療チームと緊密な連携の下、被ばく管理を行うものとする。また、放射線防護の要員が不足する場合や高度な判断が必要となるなど被ばく管理が困難な場合は、国（原子力規制委員会（原子力緊急事態宣言発出後は原子力災害現地対策本部））に対して被ばく医療に係る医療チームの派遣要請を行うものとする。            （5） （略）            第5 防災業務関係者の医療措置            （1）県は、防災業務関係者が被ばくした場合で本章第8節「緊急被ばく医療活動」表3に定める二次被ばく医療までに該当する場合は、国から派遣される被ばく医療に係る医療チームおよび防災関係機関と緊密な連携のもと、スクリーニング、除染等の医療措置を行うものとする。            （2）県は、被ばくした防災業務関係者が本章第8節「緊急被ばく医療活動」表3に定める三次被ばく医療に該当する場合は、放射線障害専門病院等に搬送するものとする。            （3） （略）            第14～15節 （略）            第16節 自衛隊の災害派遣要請等            第1～8 （略）            第9 派遣部隊の被ばく管理            （1）～（2） （略）            （3）県は、緊急被ばく医療派遣チームと緊密な連携の下、被ばく管理を行うものとする。            （4） （略）            第17～18節 （略）            第4章 原子力災害中長期対策 （略）</p>	<p>第13節 防災業務関係者の安全確保            第1～第3 （略）            第4 防災業務関係者の放射線防護            （1）～（3） （略）            （4）県は、国から派遣される原子力災害医療に係る医療チームと緊密な連携の下、被ばく管理を行うものとする。また、放射線防護の要員が不足する場合や高度な判断が必要となるなど被ばく管理が困難な場合は、国（原子力規制委員会（原子力緊急事態宣言発出後は原子力災害現地対策本部））に対して原子力災害医療に係る医療チームの派遣要請を行うものとする。            （5） （略）            第5 防災業務関係者の医療措置            （1）県は、防災業務関係者が被ばくした場合で本章第8節「原子力災害医療活動」表3に定める二次被ばく医療までに該当する場合は、国等から派遣される原子力災害医療に係る医療チームおよび防災関係機関と緊密な連携のもと、スクリーニング、除染等の医療措置を行うものとする。            （2）県は、被ばくした防災業務関係者が本章第8節「原子力災害医療活動」表3に定める三次被ばく医療に該当する場合は、放射線障害専門病院等に搬送するものとする。            （3） （略）            第14～15節 （略）            第16節 自衛隊の災害派遣要請等            第1～8 （略）            第9 派遣部隊の被ばく管理            （1）～（2） （略）            （3）県は、現場派遣チームと緊密な連携の下、被ばく管理を行うものとする。            （4） （略）            第17～18節 （略）            第4章 原子力災害中長期対策 （略）</p>